

令和4年度

福島市の生涯学習・社会教育



しゃくなげ青年講座(ボッチャ)



新成人のはじめ方(選挙)



寿大学(SDGs)



高齢者元気アップ事業(スマホ講座)



子育て支援ボランティア養成講座



地域学校協働本部事業(防災キャンプ)

福島市
福島市教育委員会

福島市民憲章

わたくしたちは、みどりにつつまれた信夫山と清い流れの阿武隈川をもつ福島市民です。

福島市は、地味豊かなしのぶの里に古くから開けた人情の美しいまちです。

わたくしたちは、平和で、さらに住みよく、希望にみちたまちをつくるため、この市民憲章をさだめます。

- 1 空も水もきれいな みどりのまちをつくりましょう
- 1 教育と文化を尊び 希望に輝くまちをつくりましょう
- 1 親切で愛情あふれるまちをつくりましょう
- 1 きまりを守り、力をあわせて 楽しく働けるまちをつくりましょう
- 1 子どもからおとしよりまで安全で健康なまちをつくりましょう

昭和48年4月1日制定



市の木 ケヤキ



市の花 モモ



市の鳥 シジュウカラ

ま え が き



福島市長 木幡 浩

未曾有の被害をもたらした東日本大震災と原発事故から 12 年目を迎える今年度は、コロナ禍を克服し、新たな復興創生ステージへ「反転攻勢」をかけ、住み続けたい・住んでみたいと思えるまち「世界にエールを送るまち ふくしま」を目指してまいります。

また、新総合計画「第 6 次福島市総合計画まちづくり基本ビジョン」が 2 年目となります。「新型コロナ」対策を最優先課題として、感染拡大防止と社会経済活動回復のバランスを重視した機動的な対策を実施してまいります。引き続き、市民との共創により、県都ふくしまの姿として「人・まち・自然が奏でるハーモニー 未来協奏（共創）都市～世界にエールを送るまち ふくしま～」を目指し、5 つの重要な視点「福島らしさを生かした新ステージの形成」「持続可能性の実現」「多様性の尊重」「県都としての責務」「ポストコロナ時代を見据えた社会づくり」を盛り込み、各重点施策を推進してまいります。

令和 5 年 1 月



福島市教育委員会 教育長 佐藤 秀美

今年度は、昨年度に策定した「福島市教育振興基本計画」(R3～R7) の 2 年目となりますが、コロナ禍の中、「学びを止めない」ためにも各施策を着実に進めてまいります。

基本目標に「ふるさとへの誇り 夢とあこがれ 心（ひとみ）かがやく ふくしまっ子」を掲げ、学校・家庭・地域社会が連携を深め、子どもたちの「生きる力」を培い、未来を切り拓く力を育てます。

生涯学習につきましては、「第 7 次福島市生涯学習振興計画」(R3～R7) に基づき、社会情勢の変化に対応した様々な学習の推進や地域の持続的発展を支えてまいります。

目指す姿を「多様な学びの場において、市民一人一人が生涯にわたって主体的に学び、交流し、地域で支え合いながら心豊かに暮らしています」とし、基本方針に「多様な学びによる人づくりの推進」、「市民の共創による持続可能な地域づくりの推進」、「学びを支える体制と環境の充実」の 3 つを定め、人・つながり・地域を共に創る生涯学習を推進することで、つながりと支え合いのある、誰もが生き生きと暮らしやすい社会の実現を目指してまいります。

令和 5 年 1 月

目 次

1	沿 革	1
2	本市の教育の目指す姿	4
3	教育委員会機構及び生涯学習・社会教育関係職員	7
4	社会教育施設等	8
5	学習センター位置図	9
6	予 算 概 要	10
7	生涯学習推進事業	11
8	社会教育事業	12
9	社会教育関係施設の概要	24
10	生涯学習・社会教育関係の委員と指導者	71
11	社会教育関係の各種団体	72
12	社会教育関係優良施設・団体表彰	73
13	福島市生涯学習推進本部設置要綱	74
14	福島市生涯学習活動推進員設置要綱	77
15	福島市生涯学習を進める市民会議設置要綱	78
16	福島市学習センター条例・施行規則・要綱	79
17	福島市社会教育関係団体認定基準	102
18	福島市社会教育館条例	103
19	市民学習プラン支援事業実施要綱	106
20	令和3年度福島市学習センター事業実施状況・使用状況一覧表	

福島市のあらまし

- 市 制 施 行 明治40年4月
- 地 域 東西 30.2 km・南北 39.1 km・面積 767.72 km²
- 人 口 271,798 人 (男 131,973 人・女 139,825 人)
- 世 帯 数 124,095 世帯

—令和4年4月1日現在—

1 沿 革

- 明治 40. 4 市制施行、各施設に「福島市」を冠す
" 41. 9 市立図書館設置
- 大正 6. 5 市公会堂新設
" 10. 文部省で通俗教育を「社会教育」と改称
- 昭和 20. 文部省に社会教育局を設置
" 21. 12 中野村公民館、県下初の公民館として設置（旧、飯坂公民館中野分館）
" 23. 11 市公民館規則制定、市公民館設置
" 24. 6 社会教育法公布、市公民館条例公布
" 26. 6 市公民館に成人学校、青年学級、婦人学級開設
" 26. 10 市公民館の分館として、渡利、御山、森合、瀬上公民館を設置
" 27. 5 第1回全国公民館大会を市公会堂で開催
" 27. 9 仙台アメリカ文化センター福島分館を福ビル三階に創設
" 27. 11 市教育委員会を設置、社会教育係を置く、向鎌田公民館設置（分館）
" 28. 4 社会教育課（社会教育係、社会体育係）を置く
" 29. 4 余目公民館を設置（分館）
" 30. 4 町村合併により、市公民館の分館として大波、笹谷、大笹生、吉井田、荒井、土湯公民館を設置
" 30. 12 市公民館に巡回文庫開設
" 31. 4 立子山、岡山、杉妻公民館を設置（分館）
" 31. 4 鎌田公民館設置（分館）
" 31. 5 南奥文化博物館寄贈、市公民館資料室所管展示（129㎡）
" 32. 4 佐倉公民館設置（分館）
" 32. 9 福島市児童館を設置（桜木町）、仙台アメリカ文化センター福島分館を併設
" 33. 7 市公民館で成人学校を市民教育講座として開設
" 34. 2 市公民館、公会堂を改築落成
" 34. 4 余目公民館にて、老人学級開設
" 34. 4 文化財調査委員、市史編纂委員を設置
" 34. 7 青少年の家設置（土湯）
" 35. 4 市公民館と各分館にて、夫妻学級開設
" 35. 4 社会教育委員を設置
" 37. 4 社会教育課が庶務係と指導係となり、社会体育係が課となる
" 39. 1 市公民館を中央公民館と改称 飯坂町合併により飯坂公民館を設置 中野、平野、湯野、東湯野、茂庭公民館を分館とする
" 39. 7 中央公民館に市民学校開設
" 40. 4 西公民館を設置、吉井田、荒井、土湯公民館を分館とする
" 40. 4 各公民館に、家庭教育学級開設
" 41. 6 町村合併により、松川公民館、信夫公民館を設置
" 42. 4 市公民館設置条例を改正し、市内に中央、東、北、西、飯坂、松川、信夫公民館の7つの本館を設置する
" 42. 4 社会教育課に文化係を新設し、市史編纂室を児童館内に設置する
" 42. 5 市民センターを飯坂町に竣工、飯坂公民館を併設する
" 43. 4 中央公民館を増改築し、敬老センター、少年センターを併設する
" 43. 4 市留守家庭児童会を設置する
" 43. 10 合併により吾妻公民館を設置
" 43. 10 合併により社会教育館（こぶし荘）を設置（高湯）
" 45. 3 東公民館落成 瀬上、鎌田を分館とする
" 46. 3 清水公民館落成
" 46. 4 青少年指導員設置（5名）、青年学級専任講師設置（4名）
" 47. 4 社会教育指導員設置（2名）
" 47. 10 婦人教育指導員設置（5名）
" 47. 11 児童館及び福島アメリカ文化センターを廃止し、児童文化センターを設置する
" 48. 6 湯野西原廃寺跡公園完成
" 49. 3 北公民館落成、大笹生公民館を分館とする
" 50. 10 蓬萊公民館落成
" 50. 11 松川公民館落成
- 昭和 52. 4 移動図書館を中央公民館内に設置

- 〃 52. 6 市内小学生を対象に「児童文化センター学習」を開設する
- 〃 53. 3 三河台公民館落成
- 〃 54. 3 杉妻公民館落成
- 〃 54. 3 吾妻公民館落成
- 〃 54. 4 分庁舎開庁により、資料展示室設置、市史編纂室、移動図書館が中央公民館より分庁舎へ移設
- 〃 54. 6 渡利公民館落成、郷土の森「民家園」着工
- 〃 54. 10 松川公民館増改築落成
- 〃 55. 4 県立文化施設（美術館、図書館）誘致決定
- 〃 55. 11 公民館開放事業実施（12館）
- 〃 56. 3 もちずり公民館落成
- 〃 56. 4 民家園「旧奈良輪家」復原完成
- 〃 57. 3 民家園「旧小野家」「旧寛家」復原、管理棟完成
- 〃 57. 8 民家園開園
- 〃 57. 11 音楽堂建設着工
- 〃 58. 3 青少年の家廃止
- 〃 58. 12 中央公民館駐車場整備
- 〃 59. 3 民家園「旧渡辺家」「旧菅野家」復原完成
- 〃 59. 3 音楽堂本体建設完成
- 〃 59. 3 西公民館落成
- 〃 59. 5 中央公民館改修
- 〃 59. 11 民家園「旧阿部家」復原完成
- 〃 60. 2 民家園「旧佐久間家板倉」復原完成
- 〃 60. 3 音楽堂パイプオルガン完成
- 〃 60. 4 図書館開館
- 〃 61. 3 福島市社会教育振興計画策定
- 〃 62. 3 民家園長屋門落成
- 〃 62. 4 機構改革により社会教育課文化係が文化課となる
福祉部児童家庭課青少年婦人係が社会教育課所管となる
公会堂、市民センター、少年センターが社会教育課所管となる
- 〃 62. 10 伝統文化振興施設「草心苑」故山田英二氏富美夫人より寄贈される
- 〃 63. 11 古閑裕而記念館落成
- 平成 元. 6 社会教育館「こぶし荘」改築落成（体育館、大型天体望遠鏡設置）
- 〃 元. 9 市民センター廃止に伴い、飯坂公民館移設
- 〃 2. 2 信夫公民館移転新築
- 〃 3. 4 生涯学習推進指導員設置（1名）
- 〃 3. 11 第二次福島市社会教育振興計画策定
- 〃 4. 5 福島市生涯学習推進本部設置
- 〃 4. 7 福島市生涯学習を進める市民会議設置
- 〃 4. 8 民家園元客自軒（旧紅葉館）復原完成
- 〃 5. 4 機構改革により社会教育課青少年婦人係が女性青少年課となり社会教育課内に生涯学習係を新設
- 〃 5. 4 東公民館移転改築により北信公民館落成
- 〃 5. 4 社会教育館（立子山自然の家）開館
- 〃 5. 6 福島市生涯学習推進基本構想策定
- 〃 5. 10 蓬萊学習センター開館
- 〃 6. 2 福島市生涯学習振興計画～ふくしまいきいき学びプラン～策定
- 〃 6. 6 生涯学習情報提供システム稼働（パソコン通信、キャブテン利用）
- 〃 6. 7 北公民館移転改築により信陵公民館落成
- 〃 6. 9 民家園「旧広瀬座」復原完成
- 〃 7. 3 民家園「旧馬場家」復原完成
- 〃 7. 4 機構改革により社会教育課が生涯学習課となり指導係が社会教育係となる
- 〃 7. 7 吉井田公民館を設置
- 〃 8. 3 第三次社会教育振興計画策定
- 〃 8. 4 第二次生涯学習振興計画～ふくしま・いきいき学びプラン～策定
- 〃 8. 8 資料展示室移転
- 〃 9. 4 清水学習センター開館
- 平成 11. 4 吾妻学習センター開館
- 〃 11. 4 青年学級を廃止、ヤングカレッジを開設
- 〃 12. 4 青年学級振興法廃止

- 〃 13. 3 第四次社会教育振興計画策定
- 〃 13. 3 第三次生涯学習振興計画～ふくしま・学びプランヒューマン21～策定
- 〃 13. 6 ふくしま子どもセンター設置 (13. 7 情報誌「わくわくランド」発行)
- 〃 13. 7 学校長期休業期間における公民館自由学習開放事業実施
- 〃 14. 4 機構改革により女性青少年課廃止、総務部内に男女共同参画課新設。少年センターが青少年センターとなり市民生活部生活防災課へ移管
- 〃 14. 4 公民館図書室土曜日開放事業実施 (11館)
- 〃 15. 4 写真美術館 (花の写真館) 開館
- 〃 15. 6 子どもの夢を育む施設着工
- 〃 15. 7 広域連携・交流 (都市間交流) 事業～あぶくまシティ・カレッジ17～実施
- 〃 15. 11 飯坂公民館着工
- 〃 16. 12 福島市学習センター条例制定 (福島市公民館条例廃止)
- 〃 17. 2 飯坂学習センター開館
- 〃 17. 4 公民館と学習センターを一体化 (全公民館を学習センターへ名称変更)
- 〃 17. 7 子どもの夢を育む施設「こむこむ」開館
- 〃 18. 2 もちずり学習センター増改築、開館
- 〃 18. 3 第四次生涯学習振興計画策定
- 〃 18. 4 社会教育館 (「こぶし荘」・「立子山自然の家」)・草心苑・古関裕而記念館・音楽堂・写真美術館 (花の写真館) が指定管理者制度を導入
- 〃 19. 2 ふくしま子どもセンター協議会解散
- 〃 19. 4 福島市生涯学習活動推進員設置要綱制定・福島市生涯学習アドバイザー設置要綱廃止
- 〃 19. 4 学習センター館長への地域の優れた人材登用 (吾妻学習センター)
- 〃 20. 3 北信学習センター増改築・開館
- 〃 20. 7 合併により飯野学習センター及び青木・大久保・明治の分館を設置
- 〃 21. 4 学習センター館長への地域の優れた人材登用 (渡利・北信学習センター)
- 〃 21. 4 福島市放課後子どもプラン運営委員会設置
- 〃 21. 4 婦人教育指導員を女性教育指導員へ名称変更
- 〃 21. 4 公会堂・民家園が指定管理者制度を導入
- 〃 22. 4 学習センター館長への地域の優れた人材登用 (三河台・杉妻・もちずり・吉井田学習センター)
- 〃 22. 4 婦人学級を女性学級へ名称変更
- 〃 23. 3 第五次生涯学習振興計画策定
- 〃 23. 3 東日本大震災・東京電力福島第一原子力発電所事故発生。学習センター避難所開設 (18施設 (分館含む))
- 〃 23. 5 学習センター館長への地域の優れた人材登用 (蓬萊・西・松川・信夫学習センター)
- 〃 23. 8 震災復興事業として福島市の子どもたち・夏のリフレッシュ体験事業実施 (～27. 8)
- 〃 24. 3 学習センターに食品放射能簡易測定器配置
- 〃 24. 4 学習センター館長への地域の優れた人材登用 (清水・信陵・飯坂・飯野学習センター)
- 〃 27. 2 松川学習センター移転新築・開館
- 〃 27. 8 宮畑遺跡史跡公園 (じょーもびあ宮畑) 全面開園
- 〃 28. 4 第六次生涯学習振興計画策定
- 〃 28. 4 学校支援地域本部事業を市内全地区で実施
- 〃 31. 3 福島市社会教育館 (こぶし荘) 廃止
- 〃 31. 4 海外チャレンジ応援事業を開始
- 〃 31. 4 子どもの夢を育む施設「こむこむ館」に指定管理制度を導入
- 令和 2. 4 地域学校協働本部事業をモデル地区で実施
- 〃 2. 4 高齢者元気アップ事業 (ICTお達人講座) を実施 (長寿福祉課より移管)
- 〃 2. 4 機構改正により、中央学習センターの役割として、地区学習センターを統括する機関と明確に位置づける
- 〃 2. 4 大型図書室を有する学習センター図書室 (7館) の配置職員の所属について、福島市立図書館から各学習センター所属へ変更
- 〃 2. 11 渡利学習センター建替え
- 〃 3. 1 令和3年福島市成人式をオンライン開催
- 〃 3. 4 第7次生涯学習振興計画策定
- 〃 3. 4 大型図書室を有する学習センター図書室の利用時間を変更
- 〃 3. 4 市内全地区で地域学校協働本部事業を実施
北信中学区でモデル事業を実施 (令和3・4年度)
- 〃 4. 1 令和4年福島市成人式を二部制 (午前・午後) 開催
- 〃 4. 4 ふれあい歴史館及び市史編纂室が統合し郷土史料室として開室

2 本市の教育の目指す姿

1 基本理念

豊かで恵まれた自然、先人が築いた歴史や文化を基盤として、「ひとがひとをつくる、ふれあいあふれる教育のまちづくり」を進め、「人間尊重の精神に基づき、広い視野を持ち、生涯を通じて自己の向上」に努めるとともに、「社会平和の進展に貢献する心身ともに健康な市民の育成」を推進します。

自分たちのまちは、自分たちで考え、自分たちで創り、守り、そして育んでいくという意識を市民と行政が共に持ち、共に考え、共に行動する市民との共創^{※1}のまちづくりを推進します。

2 基本目標

市民総ぐるみで推進するため、目標を共通認識できるよう、本市の教育が目指す姿を次のように掲げます。

ふるさとへの誇り 夢とあこがれ ^{ひとみ}心 かがやく ふくしまっ子

やがて独り立ちし、未来を担っていく子ども一人一人が、郷土への愛着と誇り、「夢」と「志」を持ち、自信を持って健やかにたくましく成長するために、学校・家庭・地域社会がそれぞれの責任と使命を自覚し、連携を深め、子どもたちの「生きる力」を培い、未来を切り拓く力を育む教育を推進します。

市民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、生涯にわたって生き生きと学べる生涯学習社会の構築を目指し、学習機会の拡充と環境の整備を推進します。

※1 共創：これまでの「協働」を基本としつつ、その考え方をさらに進化させ、世代や性別等を問わず市民一人一人、団体、企業、大学、地域、行政等の多様な主体がお互いの立場を理解し合い、気さくで自由な関係のもと、目標設定の段階から連携し、解決しなくてはならない「地域の課題」を把握・共有するとともに、異なる視点や価値観のもと多方面から意見を出し合いながら解決策の検討を行う。そして、それぞれの特徴を生かしながら積極的に課題解決に向けて実践的な取組を展開することにより、地域としての新たな魅力や価値を共に創り上げていくこと。

本市教育における目指す姿を具現化するための基本方針を、次のように定めます。

① 夢と志を持ち、可能性に挑戦するふくしまっ子の育成

超スマート社会（Society 5.0）の到来や、グローバル化の一層の進展により、社会情勢の変化を予測することができない時代を迎えています。

子どもたちがこれからの社会を生き抜くためには、学校教育がこれまで目指してきた「生きる力」の育成に加え、子どもたちが持続可能な社会の創り手として、変化を前向きに受け止め、予測不可能な社会を自立的に生きていく資質・能力を育てていくことが必要です。

そのため、これまでの学校教育の中で育まれてきた「生きる力」や、その中で重視されてきた知・徳・体の育成の現代的な意義を改めて捉え直し、自分の夢に向かって可能性に挑戦するために必要な力の育成に取り組みます。また、特別支援教育やいじめ、不登校などの多様な教育課題へのきめ細かな対応を進め、子どもたち一人一人の状況に応じた教育に取り組みます。

② ふくしまっ子の健やかな成長と学びを支える環境の整備

情報化の進展に伴うインターネットやSNS^{※1}依存、学習意欲の低下、生活習慣の乱れなど、子どもたちを取り巻く環境の変化により、様々な課題が指摘されています。

子どもたちが健やかに成長するためには、学校はもとより、家庭や地域が教育の場としての役割を担い、地域全体で子どもたちを育てることが重要です。また、学校教育の直接の担い手である教員が、従来必要とされてきた授業力^{※2}に加え、学校教育を取り巻く新たな変化に対応できる力量を高めることが必要です。

そのため、教職員の指導力向上に努めるとともに、働き方改革^{※3}やサポート体制の強化を進め、熱意と元気あふれる教職員の育成に取り組みます。また、学びを支える家庭・地域と学校が課題を共有し、パートナーとして連携しながら、地域全体で子どもたちを育む取組を進めるとともに、子どもたちの学習活動の基盤となる安全安心で良好な施設の整備のほか、ICTをはじめ先端技術の活用に向けた整備を進めるなど、質の高い教育活動を可能とする環境の整備に取り組みます。

※1 SNS：Social Networking Service の略。登録された利用者同士が交流できるウェブサイトの会員制サービス。

※2 授業力：授業をする上で必要とされることの総称。具体的には、児童生徒を理解すること、素材を教材として理解すること、必要な指導法を身に付けていること、授業のための学習集団を形成することなどが挙げられる。

※3 働き方改革：働く人が、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を自分で選択できるようにするための改革。

③ 人・つながり・地域を共に創る生涯学習の推進

人口減少や少子高齢化が進行していく一方で、医学の進歩や生活水準の向上等により人生100年時代の到来が予測されています。また、SDGsにおいては、「すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」ことを目指しています。

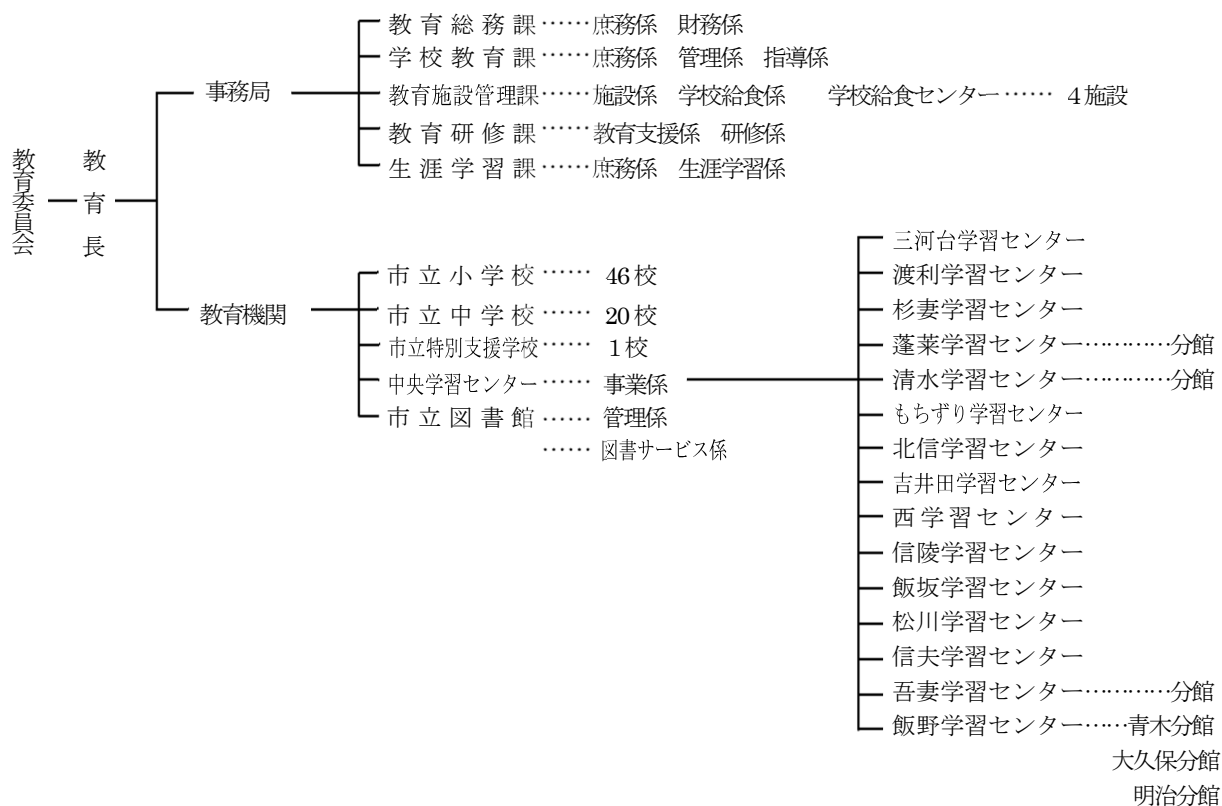
社会が大きく変化する中であって、市民一人一人が生きがいを持ってより豊かな人生を送るためには、生涯にわたって学び続けることができる環境づくりが必要です。また、学んだ成果を地域の活動につなげ、活動を踏まえてさらに学びを深める「学びと活動の循環」が重要です。

そのため、市民一人一人のライフステージに応じた多様な学びの機会を提供するとともに、市民自らが地域運営の担い手として学びの成果を生かすことができる生涯活躍の地域づくりを推進します。また、安心して快適に利用できる施設の整備を進めるほか、多様な主体との共創や学びの可能性を広げる新しいテクノロジーを活用しながら様々な学びを展開できる学習環境の整備を推進します。



3 教育委員会機構及び生涯学習・社会教育関係職員

(1) 教育委員会機構



(2) 生涯学習・社会教育関係職員

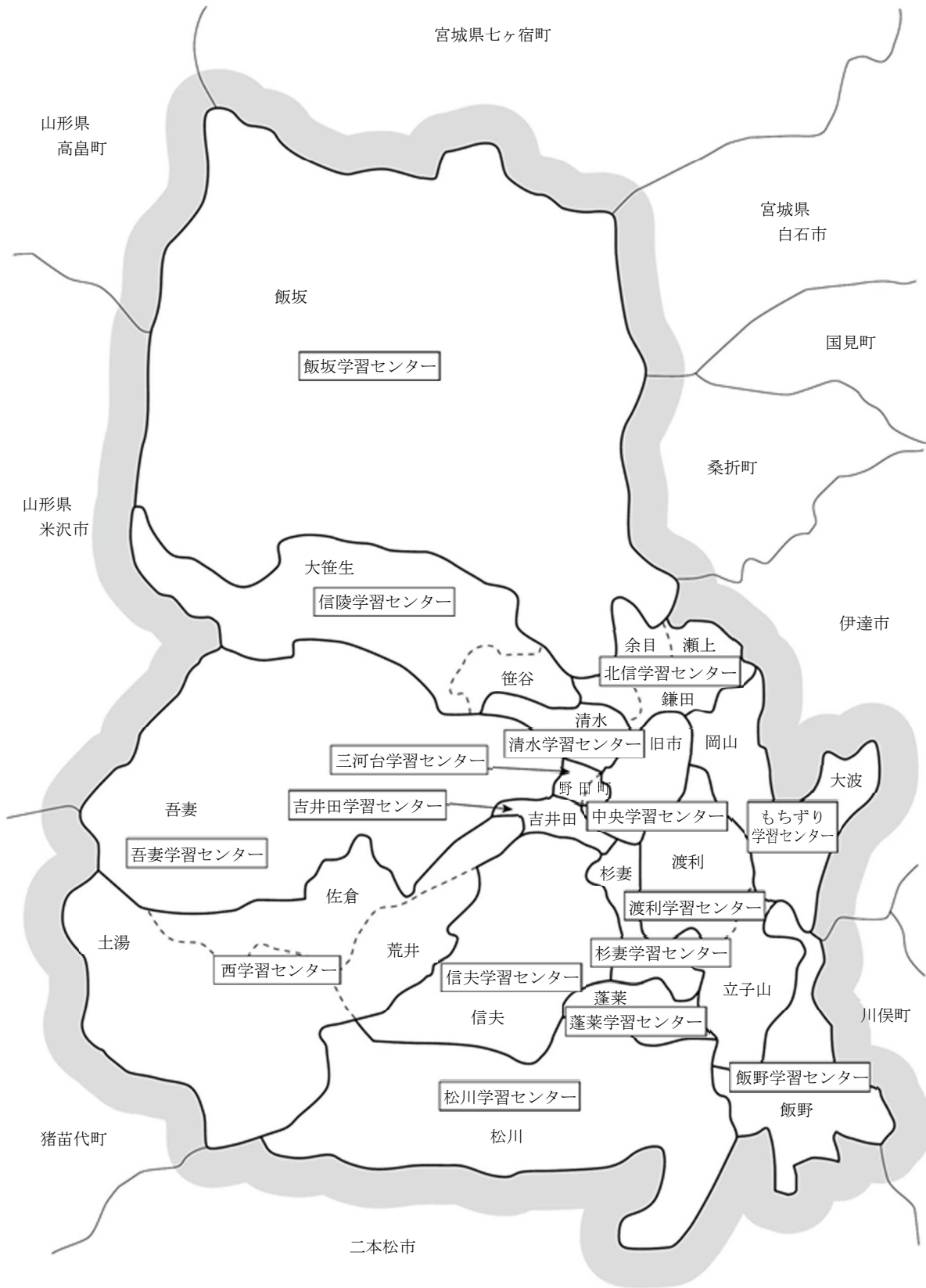
課名	職員と職員数								
生涯学習課	課長1. 庶務係=係長1. 主査1. 主事1 生涯学習係=係長1. 主査1. 主事1. 生涯学習指導員1								計 9
施設名	館長	館長補佐 係長 主任	事務職員	社会教育 主事	技能職員 (会計年度任用職員も含む)	生涯学習 指導員	図書職員	その他	計
中央学習センター	1	1	4	(2)	1	2		1	10
三河台学習センター	1	1	1		1	1		1	6
渡利学習センター	1	1	1		1	1		1	6
杉妻学習センター	1	1	1		1	1		1	6
蓬萊学習センター	1	1	1	(1)	1	2	3	2	11
清水学習センター	1	1	2	(1)	1	2	3	2	12
もちぎり学習センター	1	1	1		1	1	3	1	9
北信学習センター	1	1	2	(1)	1	1	3	1	10
吉井田学習センター	1	1	1	(1)	1	1		2	7
西学習センター	1	1	1		1	1	1	1	7
信陵学習センター	1	1	1		1	1		3	8
飯坂学習センター	1	1	1		1	2	3	2	11
松川学習センター	1	1	2		1	1	3	1	10
信夫学習センター	1	1	2		1	1		2	8
吾妻学習センター	1	1	2		1	2	3	4	14
飯野学習センター	1	1	1		1	1		1	6
図書館	1	2	3	司書10			21	2	39
計	17	18	37	(6)	16	21	43	28	180

4 社会教育施設等

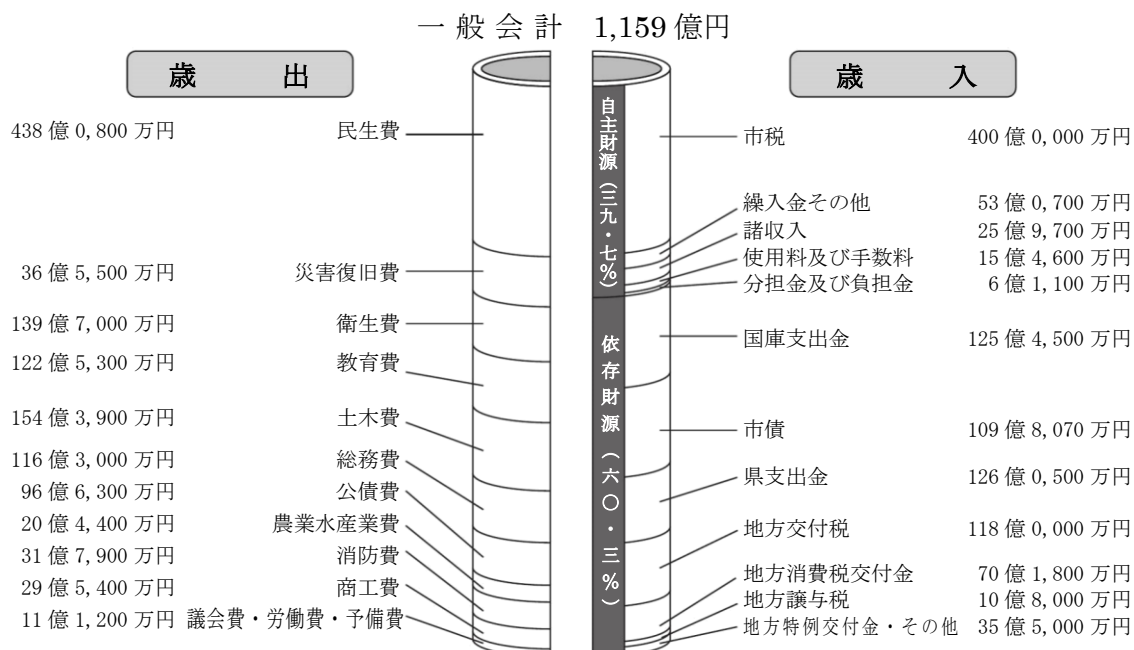
施設名	所在地	設置年月日	施設建設年月日	建設費(千円)		面積(m ²)		職員数等	電話番号
				総事業費	補助金	建物	敷地		
中央学習センター	〒960-8018 松木町1-7	昭和 23.11.23	昭和 34.2.28	—	—	2,009.74	7,943.85	10 (2)	534-6631
三河台学習センター	〒960-8055 野田町七丁目1-42	昭和 53.4.1	昭和 53.3.31	95,130	国 県 13,000 2,000	670.37	3,327.14	6 (2)	533-8330
渡利学習センター	〒960-8141 渡利字岩崎町190	昭和 54.7.1	令和 2.11.16	751,708	国 県 16,000 2,000	1,490.91	8,977.54	6 (2)	523-1551
杉妻学習センター	〒960-8153 黒岩字田部屋53-2	昭和 54.4.1	昭和 54.3.31	105,901	国 県 16,000 2,000	671.69	1,372.88	6 (2)	545-5717
蓬萊学習センター	〒960-8157 蓬萊町四丁目1-2	平成 5.10.1	平成 5.9.30	608,033	—	1,720.02	3,771.00	9 (5)	549-1821
〃分館	〒960-8157 蓬萊町四丁目1-1	昭和 50.10.1	昭和 50.10.1	187,844	国 県 16,000 500	1,170.62	513.61	2 (2)	549-1636
清水学習センター	〒960-8252 御山字松川原5-1	平成 9.4.1	平成 8.11.21	909,983	—	2,159.90	12,629.46	10 (5)	557-7400
〃分館	〒960-8254 南沢又字柳清水8-1	昭和 32.4.1	昭和 46.3.25	29,481	国 県 2,000 500	674.00	1,383.50	2 (2)	557-1411
もちぎり学習センター	〒960-8204 岡部字高畑46	昭和 56.4.1	昭和56.3.20 平成18.1.23	132,588 211,949	国 県 21,000 2,000	670.32 1,316.40	6,360.00	9 (5)	534-2470
北信学習センター	〒960-0102 鎌田字中江1	昭和 42.4.1	平成5.3.15 平成20.3.28	331,582 216,781	—	1,554.98	8,996.78	10 (5)	554-1115
吉井田学習センター	〒960-8166 仁井田字西下川原1-1	平成 7.7.1	平成 7.6.1	363,508	国 60,000	852.22	6,436.10	7 (3)	546-3445
西学習センター	〒960-2155 上名倉字妻下4-2	昭和 40.4.1	昭和 59.3.26	209,975	国 県 28,000 2,000	821.04	4,904.12	7 (3)	593-1013
信陵学習センター	〒960-0241 笹谷字オノ神1	昭和 42.4.1	平成 6.5.30	368,504	—	955.06	9,264.76	8 (4)	558-1234
飯坂学習センター	〒960-0201 飯坂町字銀杏6-11	昭和 23.4.1	平成 16.12.24	621,530	国 3,753	1,799.58	9,858.23	11 (7)	542-2122
松川学習センター	〒960-1241 松川町字杉内33	昭和 24.4.1	平成 27.2.2	724,996	県 13,071	1,960.35	9,078.00	10 (5)	567-2323
信夫学習センター	〒960-1101 大森字馬場1	昭和 22.10.1	平成 2.2.10	251,582	国 38,000	830.28	9,860.00	8 (3)	546-5207
吾妻学習センター	〒960-8057 笹木野字折杉41-1	平成 11.4.1	平成 11.2.26	758,801	国 10,309	2,037.00	9,994.46	11 (6)	526-3353
〃分館	〒960-8076 上野寺字下平場35-1	昭和 31.9.30	昭和 54.4.1	130,177	国 県 16,000 2,000	766.47	6,009.43	3 (3)	591-4571
飯野学習センター	〒960-1301 飯野町字堀川19-2	昭和 30.5.1	昭和 49.9.30	105,739	—	1,100.35	2,342.28	6 (2)	562-3335
こむこむ館	〒960-8044 早稲町1-1	平成 17.7.23	平成 17.3.17	4,834,484	国 その他 20,463 181,623	9,886.42	5,000.00	—	524-3131
図書館	〒960-8018 松木町1-1	昭和 60.4.1	昭和 33.10.31	—	—	2,694.81	—	39 (23)	531-6551
草心苑	〒960-8105 仲間町3-21	昭和 62.10.1	昭和 62.6.17	—	—	226.68	253.26	—	573-5061
社会教育館 (立子山自然の家)	〒960-1321 立子山字金井作1	平成 5.4.1	平成 5.3.12	454,333	—	1,029.60	24,036.61	—	597-2951
古閑裕而館 記念館	〒960-8117 入江町1-1	昭和 63.10.1	昭和 63.6.30	330,000	—	656.60	—	—	531-3012
音楽堂	〒960-8228 入江町1-1	昭和 59.4.1	昭和 59.3.20	3,653,318	国 県 85,000 34,000	6,023.48	13,390.62	—	531-6221
民家園	〒960-2115 上名倉字大石前地内 「あづま総合運動公園」内	昭和 57.8.1	昭和 57.3.31	1,344,942	—	管理棟1棟 民家9棟ほか	110,826.00	—	593-5249
郷土史料室	〒960-8228 松山町39-1	昭和 54.7.23	—	—	—	1,065.27	—	12 (10)	563-7858
写真美術館 (花の写真館)	〒960-8002 森合町11-36	平成 15.4.1	—	—	—	654.00	—	—	563-4990
宮畑遺跡史跡公園 体験学習施設	〒960-8201 岡島字宮田78	平成 27.8.8	平成 27.6.30	705,045	国 310,330	1,187.67	56,754.00	—	573-0015

※職員数()内は指導員、図書職員、その他で、内書とする。

5 学習センター位置図



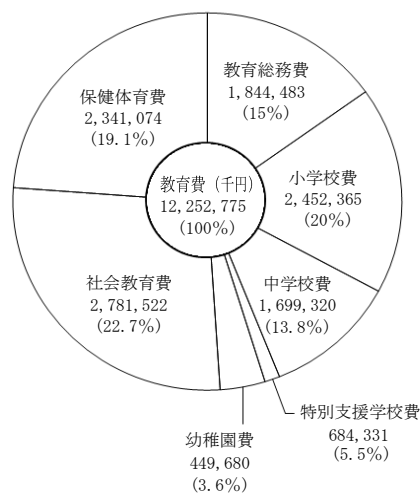
6 予 算 概 要 (当初)



〔社会教育費内訳〕 (単位：千円)

目	本 年 度
1 社会教育総務費	514,877
2 社会教育振興費	13,934
3 生涯学習振興費	7,476
4 文化振興費	355,214
5 学習センター費	768,126
6 文化施設費	357,957
7 図書館費	408,205
8 こむこむ館費	342,852
9 社会教育館費	12,881
合 計	2,781,522

〔教育費内訳〕



〔年度別予算の推移〕

(単位：千円)

年度	一般会計支出	教育費	社会教育費	学習センター費	市民 1 人当り (円)	
					社会教育費	学習センター費
H 30	134,840,000	10,196,673 (7.6%)	2,067,020 (20.3%)	559,915 (29.0%)	7,162	2,079
H 31	123,450,000	12,535,057 (10.2%)	2,806,329 (22.4%)	611,999 (21.8%)	9,802	2,138
R 2	117,000,000	13,036,017 (11.1%)	3,117,083 (23.9%)	665,252 (21.3%)	10,949	2,337
R 3	112,300,000	11,638,603 (10.4%)	3,168,232 (27.2%)	678,562 (21.4%)	11,540	2,472
R 4	115,900,000	12,252,775 (10.6%)	2,781,522 (22.7%)	768,126 (27.6%)	10,234	2,846

7 生涯学習推進事業

No.	事業名	時期	内容
1	生涯学習推進本部会議 及び幹事会の開催	年間	生涯学習に関する施策を総合的に推進するため本部会（定例部長会メンバー）及び幹事会（関係課長）を開催する。
2	生涯学習を進める市民会議 の開催	年間	市民各層の意見を施策に反映させるため、市民会議を開催する。
3	生涯学習指導員の設置	年間	生涯学習に関する指導・相談及び社会教育事業の実施にあたるため設置する。 （生涯学習課1名、学習センター21名）
4	生涯学習ボランティアの 養成及び支援事業	年間	学習センター等で活動可能なボランティアの育成、また団体を支援する。
5	市民学習プラン支援事業	年間	市民団体が主体的に企画、立案した生涯学習講座の実施を支援する。
6	令和5年二十歳の集い	1月8日	対象：平成14年4月2日～平成15年4月1日の出生者 式典、記念事業、記念品の贈呈
7	二十歳の チャレンジプロジェクト	8月14日	オンライン開催となった成人式の式典の代替として新成人が一堂に集う機会を創出するとともに、郷土への関心を高める機会とする。

8 社会教育事業

(1) 会議及び研修会等

No.	事業名	時期	内容
1	社会教育委員の会議及び研修会	年6回	社会教育に関する諸計画の立案、諮問への意見及び調査研究等を行う。
2	社会教育関係指導員会議及び研修会	適時	指導員の任務・活動分野及び実務について会議及び研修を行う。
3	館長・実施機関長会議	年5回	学習センターの事業についての協議及び連絡調整と情報交換を行う。
4	領域別担当者会議	年2回	少年・家庭・女性・成人・高齢者の各教育担当者による情報交換、研究協議と青年教育の担当者による事業打合せを行う。
5	学習センター職員研修	適時	実施要項参照
6	学習センター訪問	適時	訪問要項参照

(2) 社会教育関係団体

No.	事業名	対象数	内容
1	青少年団体に対する事業	2団体	・ボーイスカウト福島地区協議会 ・福島市子ども会育成会連合会
2	成人団体に対する事業等の補助	3団体	・福島市婦人団体連絡協議会 ・福島ユネスコ協会 ・福島市小中学校PTA連合会

(3) 少年教育事業

No.	事業名	時期等	内容
1	少年学級開設	年間	豊かな体験活動を通じて心身ともに健全な人間形成のための学習
2	青少年指導員の設置	〃	地域における少年活動の振興を図るために委嘱する。16名（各地区1名）
3	福島市海外チャレンジ応援事業 (令和2・3・4年度は事業実施見送り)	—	世界に羽ばたく人材の育成を目的に、海外研修費用の一部を助成する。

(4) 青年教育事業

No.	事業名	時期等	内容
1	青年学級（ヤングカレッジ） ・青年教育講座	年間	発達課題や要求課題等の学習活動を通して、仲間や地域とのつながりを深める学習
2	青少年指導員の設置	年間	地域における青年活動の振興を図るために委嘱する。16名（各地区1名）

(5) 女性教育事業

No.	事業名	時期等	内容
1	女性学級開設	年間	人間性の滋養及び地域連帯意識の醸成と自主性に基づく創造力と実践力を育てる学習
2	女性学級リーダー研修 及び女性の県内・国内研修	年2回	指導的学級生の資質向上と学級運営の充実を図るため、共通の課題に基づいて研修を深める。(女性学級交歓懇談会、女性学級リーダー県内研修会)
3	女性学級委員長会議	年1回	学級活動や運営方法に関する研修と全市的な事業推進に関する共通理解や、情報交換を通して女性学級の効果的な運営に役立てる。
4	女性教育指導員の設置と会議	年間	地域における女性教育活動の振興を図るために委嘱する。16名(各地区1名)
5	第51回女性大学講座 (市婦人団体連絡協議会共催)	10月~11月	女性共通の課題を女性の視点で深め、地域や団体での活動に反映させるため、一般市民に学習機会を提供する。

(6) 成人教育事業

No.	事業名	時期等	内容
1	ICT活用推進事業	年間	情報化社会に対応できる成人を育成する。
2	ふるさと学びカレッジ事業 (地域で生きる入門講座)	〃	現役卒業の世代を主な対象とした学習機会を提供する。また、現役卒業の世代が活躍できる場面作りをする。

(7) 高齢者教育事業

No.	事業名	時期等	内容
1	高齢者学級開設	年間	健康で生きがいのある生活を送り、これまで培った経験を地域社会に還元するための学習
2	高齢者元気アップ事業 (ICT基礎講座)	〃	高齢者が、スマートフォンやタブレット等使用したICTスキルの取得や情報リテラシーを学ぶことにより情報化社会に対応できる成人を育成する。

(8) 家庭教育支援事業

No.	事業名	時期等	内容
1	家庭教育学級開設	年間	将来親となる青年男女を含め、0歳から中学生までの子どもを持つ成人に対し、親の在り方について学習を行う。
2	語り合いネットワーク	〃	家庭と地域の教育力向上を目指し、PTA及び子育て支援団体の事業と連携して子育て学習の機会を提供する。
3	子育て支援ボランティア 養成講座	9月	一般市民及び子育て支援団体を対象に家庭教育支援のための学習機会を提供する。

No.	事業名	時期等	内容
4	家庭教育懇談会	適時	家庭と地域の教育力向上を目指し、家庭教育事業の振興策について懇談する。

(9) 地域と学校の共創の推進

No.	事業名	内容	目的
1	地域学校協働本部事業 (年間) ※各学習センターに 地域学校協働本部を設置	1 学校支援活動 (旧学校支援地域本部事業)	学校の求めに応じ学校支援ボランティアを派遣し教育の質を高めるとともに地域住民の経験や知識、学習成果の活用機会を拡充し、地域教育力の活性化を図る。
		2 地域学校協働活動 ㊦ 地域課題解決学習 ㊧ 地域への貢献活動 ㊨ 地域伝統行事への参加 ㊩ 地域と学校の協働の学び	学校と地域団体をコーディネートし、子どもたちが地域に出向いての郷土学習や地域の課題解決に向けた学習、地域の行事への貢献・参画など双方向の関わりを深めることで地域と学校の共創を深め地域づくりにつなげる。
		3 放課後子ども教室 (水原小)	放課後の安全・安心な居場所を提供するとともに、地域住民との体験活動や交流活動、学習活動を通じて心豊かで健やかに育まれる環境を作る。

(10) 学習センター事業

領域	事業名	参加対象者	内容	
少年教育	少年リーダー養成研修会	小学生・中学生・高校生	地域少年団体等のリーダーの養成	
	少年教室	小学生	自然探勝、野外活動、工作、茶道、将棋等	
	親子教室	幼児・小学生・保護者	親と子の自然探勝、野外活動、映画会等	
	世代間交流事業	地域住民	青少年と高齢者や成人との交流活動、伝承教室	
	子ども会育成会指導者研修会	育成会員	団体の運営、育成会の役割、実技指導	
成人教育	女性教育	女性学級	成人女性	人間性の涵養と地域連帯意識の醸成
		女性講座		一般教養等の学習
	青年教育	青年学級 (ヤングカレッジ) 青年教育講座	青年	一般教養学習と仲間づくり、スポーツ等
	各種講座等	市民学校	一般市民	一般教養、生活文化等の学習活動
		市民大学講座		教養、文学等についての専門的な学習活動
		ICT活用セミナー		情報化社会に対応できる成人の育成
		ふるさと学びカレッジ		現役卒業の世代を中心とした学習機会の提供
		ふくしまマスターズ大学		生涯学習への意識高揚を図る講演会
		出前講座	地域住民	地域課題の学習
		P T A研修講座	P T A会員	教育問題、団体運営等に関する研修
	しゃくなげ青年講座	知的障がいを持つ成人	知的障がいを持つ方の自立援助のための余暇活動等	
高齢者教育	寿大学	高齢者	教養や生活文化に関する学習活動	
	寿講座		生活文化、老後の生きがいについての学習	
	高齢者元気アップ事業 (ICT基礎講座)		ソーシャルメディアを通じた情報の発信・情報収集等のICTスキル習得の学習	
	高齢者団体指導者研修会 交歓会		団体、クラブ、学級等の運営と指導者の役割	
家庭教育	家庭教育学級	保護者・祖父母	家庭における躾や教育についての学習	

領域	事業名	参加対象者	内容
芸術文化・文化財・芸能	各種展覧会	一般市民	文化祭、展覧会、作品展、盆栽展等
	俳句、短歌、川柳大会		作品の発表、鑑賞、交流活動
	文学散歩		文学散歩や移動文学探訪等
	読書活動		巡回文庫、読書教室等
	地方史講座、史跡めぐり		歴史研究、文化財めぐり、視察等
	芸能祭、音楽祭、発表会		舞踊、民謡、詩吟、合唱、合奏等の発表
体育・レクリエーション	スポーツ教室	一般市民	各種スポーツの基礎的な講習
	スポーツ大会		運動会、球技大会、水泳、スキー、マラソン等
	野外活動		登山、ハイキング、サイクリング、オリエンテーリング等
	囲碁、将棋大会		レクリエーション大会等
相談	生涯学習相談事業	一般市民	生涯学習を支援するための相談
住民運動	明るい選挙啓発運動	一般市民	常時啓発と推進
	市民憲章具現化 市民ぐるみ運動推進		
地域学校協働本部事業	放課後子ども教室	小学生及び地域住民（水原小）	効果的な放課後対策事業を行うため放課後子ども教室の実施
	学校支援活動	市内小中学校 福島養護学校 及び一般市民	地区内学校支援ボランティアの発掘とコーディネート
	地域学校協働活動	市内小中学校 福島養護学校 及び地域団体、一般市民等	地域の各団体と学校が連携・協働した活動を通し、地域の活性化と市民協働のまちづくりを目的とした取り組み

(11) 各種学級開設一覧

① 少年学級等

No.	事業名	実施機関	対象	開催期間等
1	中央こどもクラブ	中央学習センター	小3～6	月1回 日曜日
2	どじんじま道場	三河台学習センター	小4～6	月1回 第1土曜日
3	三河台リーダーズクラブ		中学生・高校生・大学生	月2回 土曜日
4	わんぱくキッズ	渡利学習センター	小4～6	月1回 土曜日
5	すぎのめわんぱくクラブ	杉妻学習センター	小4～6	月1回 土曜日・日曜日
6	ちびっこ教室	蓬萊学習センター	小3～6	月1回 土曜日
7	ほうらい科学クラブ		小4～6	月1回 土曜日
8	ほうらい子どもひろば		小・中学生	7月～3月
9	遊びのひろば	清水学習センター	小4～6	月1回 土曜日
10	もちずりジュニアリーダー教室	もちずり学習センター	小5・6	月1回 第2土曜日
11	いきいきふれあい広場 (世代間交流事業)		園児(年長)～小学4年生 一般人、ボランティア	月1回 第1土曜日
12	ジュニア将棋教室	北信学習センター	小・中学生	月1回 第2・4土曜日
13	北信リーダー教室		小5・6	月1回 土曜日
14	あそびの広場		小3・4	月1回 土曜日
15	親子ふれあい広場		小学生までの子と保護者	土曜日
16	ヨッシーキッズ	吉井田学習センター	小3～6	月1回 土曜日
17	西こどもクラブ(西チル)	西学習センター	小4～6	月1回 土曜日
18	信陵ジュニアカレッジ がき大将の集い	信陵学習センター	小4～6	月1・2回 土・日曜日
19	飯坂方部少年教室 「遊びのがっこう2022」	飯坂学習センター	小4～6	月1回 日曜日
20	わくわく広場	松川学習センター	小4～6	月1回 第2土曜日

No.	事業名	実施機関	対象	開催期間等
21	わくわくクラブ	信夫学習センター	小3～6	9回 第3土曜日
22	しのぶジュニア茶道		小学生・中学生	月1回 第1土曜日
23	信夫少年将棋教室		小2～6	月1回 第2土曜日
24	親子教室		小学生と保護者	月1回 第2土曜日
25	スノーラビット	吾妻学習センター	小4～6	月1回程度 土曜日
26	あづまっ子書道会		小3～6	月2回 第2・4土曜日
27	いいのこどもクラブ	飯野学習センター	小2～6	月1回 第2土曜日

②青年教育事業

No.	事業名	実施機関	対象	開催期間等
1	ヤングカレッジ中央	中央学習センター	中央地区在住・在勤の18歳～35歳までの男女	毎週木曜 月5～6
2	吉井田・三河台・西・吾妻学習センター4館合同事業「1upカレッジ」	三河台学習センター 吉井田学習センター 西学習センター 吾妻学習センター	概ね20歳代～30歳代の青年男女	主に日曜日 8回
3	もちずり・渡利・飯野合同青年向け企画	渡利学習センター もちずり学習センター 飯野学習センター	概ね18歳以上 35歳までの男女	不定期
4	杉妻・蓬萊学習センター合同事業	杉妻学習センター 蓬萊学習センター	18～35歳代までの男女	不定期
5	清水スキルアップ講座	清水学習センター	18～40歳までの男女	月1回 日曜日
6	青年教育講座	北信学習センター	—	不定期
7	I C A・K I T A ヤングカレッジ	信陵学習センター 飯坂学習センター	18～30歳代までの男女	月2回 水・木曜
8	青年教育講座	松川学習センター	—	不定期
9	青年教育講座	信夫学習センター	—	不定期

③ 女性学級等

No.	学級名	実施機関	対象	開設曜日・時間
1	中央女性アカデミー 月曜日コース	中央学習センター	中央地区在住・在勤の概ね20～60歳代の女性	月2回程度 月曜日
2	中央女性アカデミー 金曜日コース		中央地区在住・在勤の概ね20～60歳代の女性	月2回程度 金曜日
3	三河台女性セミナー	三河台学習センター	三河台地区在住の成人女性	月1～2回 第2または第4木曜日
4	渡利レディースセミナー	渡利学習センター	渡利・小倉寺・南向台地区等在住の女性	月1～2回 第2・4木曜日
5	たつこレディース		立子山地区在住の成人女性	月1回
6	コスモスカレッジ	杉妻学習センター	杉妻地区在住または在勤の女性	月2回 水曜日
7	ほうらいレディースカレッジ	蓬萊学習センター	蓬萊地区在住の成人女性	月2回 第2・4金曜日
8	しみず女性スクール (午前コース)	清水学習センター	清水地区在住の30～69歳の女性	月1回 第4水曜日
9	しみず女性スクール (夜間コース)		清水地区在住または在勤の30歳～74歳の女性	月1回 第3水曜日
10	もちずりレディース	もちずり学習センター	もちずり地区で活動している成人女性	月2回 第2・4水曜日
11	もちずり女性講座		もちずり地区で活動している成人女性	月1回 第3木曜日
12	大波地区女性講座		大波地区在住の成人女性	不定期
13	女性スクールふれあい	北信学習センター	北信地区在住または在勤の成人女性	月2回 土曜日
14	女性スクールゆうがお		主に北信地区内に在住または在勤の成人女性	月2回 第1・3水曜日
15	吉井田女性スクール SAKURA コース	吉井田学習センター	主に吉井田地区在住の概ね30～60歳代の女性	月1回 第3土曜日
16	西女性スクール	西学習センター	西地区の成人女性	月1回 不定期
17	信陵スマイルレディース	信陵学習センター	主に信陵地区在住の60～70歳代の女性	月1回 第1木曜日
18	信陵梨花レディース		主に信陵地区在住の就労女性	月1回 第2金曜日
19	信陵スカイレディース		主に信陵地区在住の30～60歳代の女性	月1回 第3木曜日
20	女性スクール はなももコース	飯坂学習センター	飯坂方部に在住または在勤の成人女性	月1回 第3月曜日
21	女性スクール ぎんなんコース		飯坂方部に在住または在勤の成人女性	月1回 第3木曜日
22	女性スクール よざくらコース		飯坂方部に在住または在勤の成人女性	月1回 第3水曜日
23	レディースまつかわ	松川学習センター	松川地区の成人女性	月2回 木曜日
24	しのぶ女性カレッジ	信夫学習センター	信夫地区在住または在勤の成人女性	月2回 第2木曜日

25	しのぶ花咲レディース	信夫学習センター	主に信夫地区に在住または勤務する成人女性	月1回 第1土曜日
26	あづまレディーススクール	吾妻学習センター	主に野田地区在住の成人女性	月1~2回 主に木曜日
27	ひまわり学級		庭坂・庭塚・水保地区在住の成人女性	月1回程度 主に木曜日
28	小富士学級		吾妻地区在住の成人女性	月1回 主に第3木曜日
29	ナイスレディ学級	飯野学習センター	飯野地区在住の成人女性	月1回 主に第1金曜日

④ 高齢者学級等

No.	学級名	実施機関	No.	学級名	実施機関
1	中央寿大学	中央学習センター	17	よしいだ悠遊塾	吉井田学習センター
2	三河台寿大学	三河台学習センター	18	西ことぶき学級	西学習センター
3	渡利寿大学	渡利学習センター	19	しんりょう悠遊塾 木曜コース	信陵学習センター
4	渡利グレートアカデミー		20	しんりょう悠遊塾 金曜コース	
5	杉妻寿大学	杉妻学習センター	21	平野ながいき大学	飯坂学習センター
6	蓬萊寿大学	蓬萊学習センター	22	飯坂ながいき大学	
7	蓬萊アカデミー		23	ことぶき学園	松川学習センター
8	不老の広場	清水学習センター	24	信夫寿大学	信夫学習センター
9	生きがい広場		25	野田明大学級	吾妻学習センター
10	高齢者の意見発表大会		26	水保長寿大学	
11	もちずりことぶき大学	27	庭塚大学		
12	もちずりゆうゆうセミナー	もちずり学習センター	28	熟年パワースクール	飯野学習センター
13	高齢者出前講座		29	ナイスいいの学級	
14	北信悠々クラブ	北信学習センター			
15	みどりの広場				
16	北信寿学園				

⑤家庭教育学級

No.	学級名	実施機関	対象	開設曜日・時間
1	カンガルー教室 (0歳児コース) 前期・後期	中央学習センター	0歳児と保護者	前期：6～9月 後期：11～2月 月2回程度 主に木曜日
2	ペンギン教室 (1歳児コース) 前期・後期		1歳児と保護者	前期：6～9月 後期：11～2月 月2回程度 主に木曜日
3	カルガモ教室 (2・3歳児コース)		概ね2～3歳児と保護者	月2回程度 水曜日 (6～10月)
4	義務教育コース		中央地区在住の小・中学生の子を持つ保護者	月2回程度 月曜日 (6～11月)
5	三河台ファミリー教室 (前期・後期)	三河台学習センター	前期：2～4歳児と保護者	第1・3月曜日 (5～11月)

			後期：3歳～小学生までの幼児・児童と保護者	第1日曜日 (12～3月)
6	コアラ学級		渡利地区在住の2～4歳児と保護者	月1～2回 月曜日
7	コアラファミリー	渡利学習センター	渡利地区在住の2歳～小学4年生までの幼児・児童と家族	月1回 日曜日 (8～12月)
8	すこやかファミリー教室	杉妻学習センター	2～4歳児と家族	月2回 金曜日
9	メダカの学校	蓬萊学習センター	概ね2～4歳児を育児する保護者	年5回 月曜日
10	すくすく親子広場		市内在住の1～4歳児と保護者	月1回 第1木曜日
11	清水思春期セミナー	清水学習センター	小5・6年～中学生の保護者	月1回 第2木曜日
12	もちずり子育て広場		もちずり地区内の0歳児～未就園児と保護者	不定期
13	ひよこの広場	もちずり学習センター	2～4歳児と保護者	月1回 第3水曜日
14	ほくしんキッズクラブ	北信学習センター	2～4歳までの未就園児と保護者	月1回 第3金曜日
15	ママ Ring よしいだ (ももコース：前期) (りんごコース：後期)	吉井田学習センター	1～3歳児程度の未就学児をもつ母親	ももコース：5～9月 りんごコース：11～3月 月1回 月曜日
16	ぼかぼか Club	西学習センター	西地区の1歳～3歳くらいの幼児と保護者、家庭教育に関心のある方(祖父母も可)	月1回 第2木曜日
17	ひまわり教室	信陵学習センター	主に信陵地区在住の2～4歳の幼児を持つ保護者	月1回 金曜日
18	いいざか家庭セミナー		飯坂方部の小中学校PTA会員等	不定期
19	飯坂家庭教育学級 (ももちゃんクラブ)	飯坂学習センター	飯坂方部の2～4歳児と保護者	第4木曜日
20	飯坂家庭教育講座		主にいいざか幼稚園児と保護者	不定期
21	平野家庭教育学級		主にひらの認定こども園児・未就園児と保護者	不定期
22	家庭教育学級(すくすく)		乳幼児と保護者等	月1回 第2木曜日
23	家庭教育講座(ラッコ)	松川学習センター	乳幼児と保護者等	月1回 第3水曜日

24	まつかわ家庭教育講座 (出前講座) (保育園・幼稚園の3ヶ所)		保育園児・幼稚園児と 保護者	不定期
25	すくすくセミナー	信夫学習センター	市内在住の2～4歳児 と保護者	月1回 第2金曜日
26	いちごクラブ	吾妻学習センター(分館)	1～4歳児と保護者	月1回 木曜日
27	ユータンキッズ	飯野学習センター	未就学児と保護者	月1回 第3金曜日
28	子育てマルシェ (出前講座)		飯野地区の保育園・認定 こども園・小学校	不定期

9 社会教育関係施設の概要

(1) 中央学習センター



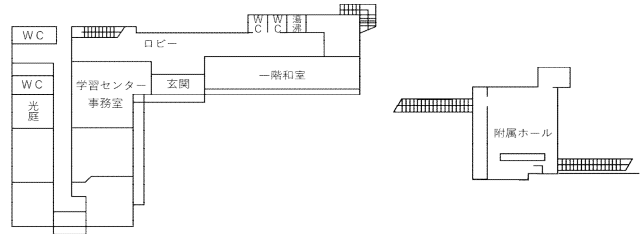
所在地	〒 960 - 8018 福島市松木町1 - 7 TEL 534 - 6631 535 - 1111 内線5510 FAX 533 - 7592		
交通機関	福島交通バス「豊田町」または「新浜公園」徒歩5分		
設置年月日	昭和23年11月23日	建設年月日	昭和34年2月28日 昭和43年3月30日増築
面積と構造	(建物) 2,009.74㎡ (敷地) 7,943.85㎡ (構造) RC3F		
人口 (R4.4.1現在)	(男)11,829人 (女)13,359人 (計)25,188人	世帯数 13,299世帯	
地区面積	7.99km ²	学校数	(小)7(中)6(高)6(養)1(短)1
職員数	館長 1名 職員 5名 生涯学習指導員 2名 技能職員 1名 その他 1名 計 10名		
委員 指導員数	運営審議委員 12名 青少年指導員 1名 女性教育指導員 1名		

<地域の概要>

県都福島市の中心部に位置し、JR福島駅から東へ約2km、同一敷地内に図書館があり複合的教育文化活動の中心地です。

対象区域住民の生涯学習活動の場であるとともに、中央学習センターとして地区学習センターと連携を図りながら全市民を対象とする全市的社会教育事業と市民性の高揚に努めています。

平面図



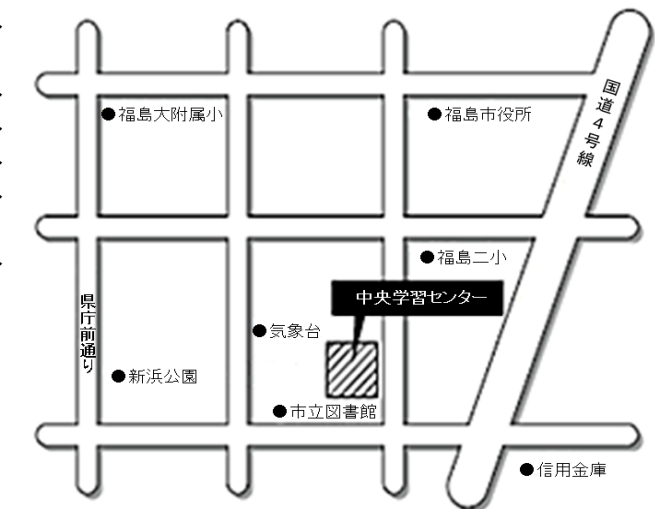
<地域、施設の案内紹介>

名所・旧跡 信夫山、岩谷観音(磨崖仏)

学習センター施設概要

1階	和室	140.0 m ²	収容人数	80人
2階	ホール	155.1 m ²	収容人数	80人
	第1講義室	84.0 m ²	収容人数	40人
	和室	33.0 m ²	収容人数	20人
	実習室	70.0 m ²	収容人数	30人
3階	第2講義室	88.0 m ²	収容人数	40人
	第3講義室	84.0 m ²	収容人数	40人
	第4講義室	84.0 m ²	収容人数	40人
	第5講義室	88.0 m ²	収容人数	40人
附属ホール	140.2 m ²	収容人数	30人	
駐車可能台数	26台			

案内図



<運営方針>

本市学習センターの中核館として、全市的視野に立ち、各学習センターや町会、学校、PTAなど、関係機関・団体との連携を図りながら、ふれあいと生きがいに満ちた魅力ある生涯学習環境の創出を目指し、効果的で特色ある、ライフステージに応じた社会教育事業を推進する。

- (1) 市民一人一人が自分に合った学習を持続的にを行い、学びを深め、日常生活の楽しみや心豊かさにつながるような事業の展開に努める。
- (2) 子どもから高齢者まで、ライフステージに応じた学びを推進する事業の展開に努める。

(3) ICTの進展に伴う社会生活の進展や、多文化共生等、社会情勢の変化に対応した学習を取り入れ、現代社会の諸課題に対応する事業の展開に努める。

(4) 学ぶにあたり配慮が必要な人に対して、学習の機会を確保する事業の展開に努める。

(5) 地域の歴史や魅力、地域の課題の解決等の学びを通じて、地域づくりへの関心を高め、市民の主体的な参加による持続可能な地域づくりの人材を育てる事業の展開に努める。

(6) 市民や地域の多様な機関・団体の参画により、地域と学校の共創を推進する事業の展開に努める。

<特色ある事業>

こども茶道教室、中央家庭教育学級（0・1歳児コース）、市民大学講座、しゃくなげ青年講座、ふくしまマスターズ大学

<主な事業>

領域	事業名	対象	時期	回数	事業内容	
少年教育	中央こどもクラブ	小学3～6年生	6月～3月	11	・異なる学校や学年との交流・体験活動	
	親子の広場	小学1～3年生と保護者	7月～8月	2	・体験活動を通し親子のふれあいの場の提供	
	親子書き初め教室	小学生と保護者	12月	6	・親子で書き初めの課題に挑戦する	
	こどもスキー教室	小学3～6年生	1月	2	・スキー技術の習得	
	こども茶道教室	小学1～6年生	10月～12月	5	・茶道体験・日本文化やしきたりについての学習	
成人教育	教青年 ヤングカレッジ中央	18～35歳程度の一般市民	6月～2月	43	・青年期における教養、スポーツなどの学習をととした仲間づくり	
	教女性	中央女性アカデミー月曜日コース	20～60歳代の女性	4月～2月	20	・女性として豊かな創造力や実践力を養い、充実した家庭生活や社会生活を送るための学習
		中央女性アカデミー金曜日コース	一般女性	5月～2月	4	
		中央地区町会婦人部研修会	成人女性	5月～2月	4	
	各種講座等	市民学校（5コース）	一般市民	4月～3月	16	・実生活に即した各種分野の学習
		ICT活用セミナー	一般市民	9月・11月・2月	6	・ICT技能の習得
		中央地区町会出前講座	一般市民	5月～3月	3	・地域課題についての学習
		市民大学講座	一般市民	9月～12月	3	・高度で専門的な知識・技術や現代的課題についての学習
		しゃくなげ青年講座	特別支援学校・学級の卒業生	5月～3月	13	・知的障がい者を対象としたレク活動、社会体験と仲間づくり
		ふるさと学びカレッジ事業	団塊の世代等	7月～11月	3	・団塊の世代を中心とした学習
ふくしまマスターズ大学		一般市民	7月～11月	3	・各界で活躍する著名な方を講師として招いての講演会	
市民学習プラン支援事業	一般市民	4月～3月	5	・地域団体等の企画による公共性の高い事業の実施を支援する		
学習センターデビュー講座	一般市民	5月～6月	4	・シニア世代を主な対象として、学習センターに興味を持ってもらう		
高齢者教育	中央寿大学	60歳以上の一般市民	5月～3月	15	・高齢者の健康、生きがいや社会参加についての学習	
	高齢者元気アップ事業	60歳以上の一般市民	4月～	4	・高齢者を対象としたICT講座	
	ふくしまマスターズ大学連絡会	マスターズ同期生会	4月～4月	7	・同期生会等で相互の親睦や連絡調整を図る	
家庭教育	中央家庭教育学級					
	0歳児コース(前期・後期)	0歳児と保護者	6月～2月	16	・新しい家庭を築き望ましい親となるための学習	
	1歳児コース(前期・後期)	1歳児と保護者	6月～2月	16	・	
	2・3歳児コース	2・3歳児と保護者	6月～10月	10	・親子での遊びをととした育児についての学習	
	義務教育コース	小中学生の保護者	6月～11月	10	・家庭、学校生活のあり方を理解、親としての役割の学習	
学社連携事業（幼稚園出前講座）	幼・保護者	10月～12月	4	・民話を聞き子どもと保護者の感性を豊かにする		
家庭教育相談事業	幼小中の保護者	4月～3月	随時	・家庭生活や教育上の諸問題についての個別相談		
芸術文化	中央地区文化祭芸能発表会	一般市民	10月	1	・学習センター利用団体及び地区住民による学習成果発表	
	中央地区文化祭	一般市民	11月	1	・学習センター利用団体、学級講座および地区住民の作品展示	
レク・体育	中央地区親善スポーツ大会	一般市民	9月～11月	2	・ソフトボール、家庭バレーボール大会をととした、市民スポーツの振興	
	中央地区各学区スポーツ大会	一般市民	4月～3月	随時	・各学区ごとのスポーツ大会と親睦交流	
	中央地区囲碁大会	一般市民	9月	1	・中央地区在住、在勤、在学等の囲碁愛好者の交流と技術向上	
運行動員	明るい選挙推進事業	一般市民	4月～3月	随時	・明るい選挙推進協議会の設立化	
地域学校協働	地域学校協働本部事業	福島第一小	年間	随時	・学校の要望に沿った地域内ボランティアの発掘とコーディネート（授業の補助・校舎内外の環境整備・登下校中の安全確保・学校行事運営の支援等）	
	・学校支援活動 ・地域学校協働活動	福島第二小 福島第三小 福島第四小 福島第二中 福島第四中				

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業の実施時期、内容等に変更がある場合があります。

(2) 三河台学習センター



所在地	〒 960-8055 福島市野田町七丁目 1 - 42 TEL 533 - 8330 531 - 1636 FAX 533 - 8331		
交通機関	福島交通バス 上姥堂線「野田」徒歩 5 分 由添団地經由庭坂線「桜の聖母学院」徒歩 1 分		
設置年月日	昭和53年4月1日	建設年月日	昭和53年3月31日
面積と構造	(建物) 670.34㎡ (敷地) 3,327.14㎡ (構造) RC2F		
人口 (R4.4.1現在)	(男)6,087人 (女)6,621人 (計)12,708人		世帯数 6,328世帯
地区面積	2.71km ²	学校数	(小)1(中)2(高)1
職員数	館長 1 名 職員 2 名 生涯学習指導員 1 名 技能職員 1 名 その他 1 名 計 6 名		
委員 指導員数	運営審議委員 9 名 青少年指導員 1 名 女性教育指導員 1 名		

<地域の概要>

市街地中心部を南北に貫く東北本線の西側に隣接する地域で、県都福島市の西の玄関口として大きな変貌を遂げている。

三河台地域は三河北町、三河南町、矢剣町、太田町、須川町、野田町、東中央(の一部)、南中央(の一部)の各地区により構成され、面積は2.71km²と狭い地域ながらも1km²あたりおよそ4,700人余りの住民が暮らす人口密度の高い地域である。

また、平成7年の福島国体の開催を契機に都市基盤の整備が進んだ地域でもあり、今後「腰浜町庭坂線」や「方木田茶屋下線」の延伸事業も計画されており、さらに市街化が進むと期待される。

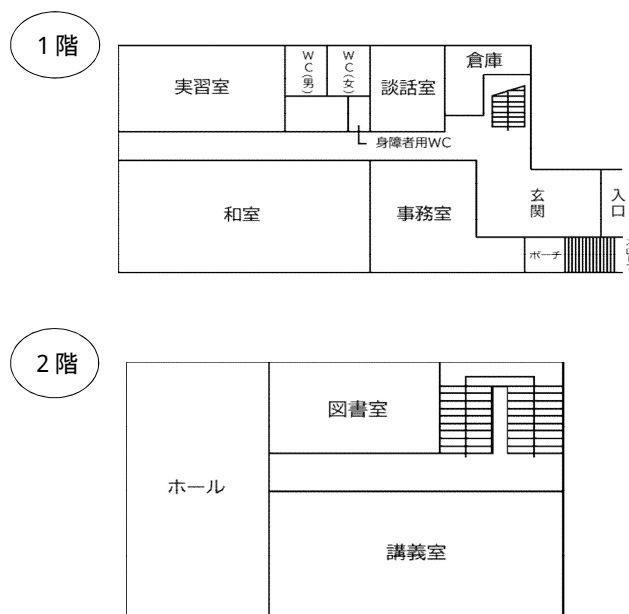
<地域、施設の案内紹介>

名所・旧跡 御用水路 福島城及び五十辺地内まで生活用水路として利用された。
杉登川 王老杉伝説

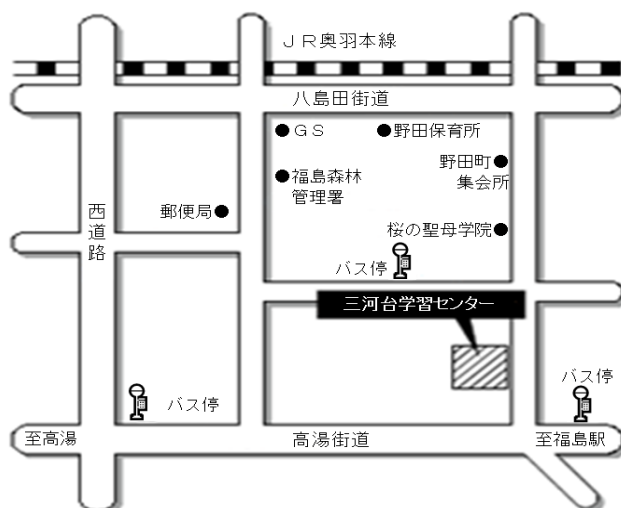
学習センター施設概要

1階	和室	93.0 m ²	60 人
	実習室	49.0 m ²	42 畳
		調理台	5 台
		ガス台	5 台
2階	ホール	136.0 m ²	90 人
	講義室	91.0 m ²	50 人
	図書室	47.0 m ²	50型テレビ
			蔵書 8,291 冊
	駐車可能台数	21 台	

平面図



案内図



<運営方針>

- (1) 生涯学習社会の進展の中、自己実現を目指す生涯学習・社会教育の振興を図り、多様な学習の機会と場所・情報を提供する。
- (2) ウィズコロナ時代を踏まえつつ、情報化、少子高齢化社会の進展に対応した事業推進に努める。
- (3) ひとりひとりの学習の成果が地域活動、ボランティア活動と結びつき、市民共創の理念に基づいたまちづくりに貢献できるよう努める。
- (4) 各種団体・サークルの育成に努め、地域の様々な団体間の連携を推進する。
- (5) 学習センターの施設設備の効率的な活用の推進に努める。
- (6) 地域の文化・スポーツ、読書及び青少年活動の推進と支援に努める。

<特色ある事業>

どじんじま道場、リーダーズクラブ、ファミリー教室、三河台寿大学、女性セミナー、三河台地区文化祭

<主な事業>

領域	事業名	対象	時期	回数	事業内容
少年教育	どじんじま道場	小学4～6年生	5月～3月	12	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域少年会のリーダー養成 ・ 地域ボランティア活動及びまちづくり検討 ・ 少年会の運営、指導のための研修
	リーダーズクラブ	中学・高校生	"	22	
	少年会育成会指導者研修会	育成会員	7月	1	
成人教育	1upカレッジ	青年	5月～2月	随時	・ 一般教養、体育レクリエーション
	女性セミナー	成人女性	5月～3月	16	・ 一般教養、家庭、社会生活に関する学習
	市民学校	一般市民	年間	随時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般教養、文化、スポーツ、生活技術などの学習 ・ スマートフォンの技術向上及び情報リテラシーの啓発 ・ 住民が自らの住む地域への愛着をより深める ・ 市民が主体となり公益性の高い事業を展開する
	ICT活用セミナー	"	"	"	
ふるさと学びカレッジ	"	"	"		
市民学習プラン支援事業	"	"	"		
高齢者教育	三河台寿大学 高齢者元気アップ事業	一般市民 "	5月～3月 年間	11 随時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康保持、時事講話、芸術・文化などの学習 ・ スマートフォンの技術向上及び詐欺被害の防止
家庭教育	ファミリー教室	幼児や小学生と保護者	前期 (5月～10月) 後期 (11月～3月)	14	<ul style="list-style-type: none"> ・ 親子体操等のふれあい学習を通し親子の絆を深める ・ 子どもの心と体の健全な育成を図るための学習 ・ 家族全員（特に父親）のふれあい活動（後期）
芸術・文化	俳句大会	一般市民	3月	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他地区同好者との交流、作品の発表、鑑賞指導 ・ 地区民、サークルの作品の展示発表と住民の相互交流を図る ・ サークル活動の作品展示と地区民相互の交流 ・ 学習センターを利用し稽古、練習をしている団体、個人の成果発表会
	文化祭	"	10月	1	
	サークル展	サークル団体	4月～3月	随時	
	ラーニングフェスタ	"	7月	1	
レク・体育	三河台地区運動会	一般市民	10月	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町会対抗戦 ・ 同好者による世代交流、相互親睦
	新春囲碁等大会	"	1月	1	
住民運動	青少年健全育成の推進	一般市民	年間	随時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学級、講座、サークルなどに対する啓発 ・ 地域各種団体との連携協力による啓発活動 ・ " ・ " ・ " ・ クリーン運動の協力
	地区明選運動の啓発	"	"	"	
	交通安全運動の推進	"	"	"	
	地区社会福祉協議会との連携	"	"	"	
	ボランティア活動の支援	"	"	"	
	三河台地区一斉清掃	"	6月	1	
地域学校協働	地域学校協働本部事業 ・ 学校支援活動 ・ 地域学校協働活動	三河台小 岳陽中	年間	随時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校の要望に沿った地域内ボランティアの発掘とコーディネート（授業の補助・校舎内外の環境整備・登下校中の安全確保・学校行事運営の支援等） ・ 学校がより幅広い層の地域住民や団体とのネットワークを形成し、双方向で関わり合う活動（地域課題解決学習、地域貢献活動） ・ 対象学校長との打合せ（基本方針・要望）と年間のふりかえり（評価・反省）

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業の実施時期、内容等に変更がある場合があります。

(3) 渡利学習センター



所在地	〒 960 - 8141 福島市渡利字岩崎町190 TEL 523 - 1551 FAX 523 - 1592		
交通機関	福島交通バス:花見山入口經由渡利南回り「わたり病院前」 停留所 徒歩10分		
設置年月日	昭和54年7月1日	建設年月日	令和2年11月16日
面積と構造	(建物) 1,490.91㎡ (敷地) 8,977.54㎡ (構造) RC2F		
人口 (R4.4.1現在)	(男)7,864人 (女)8,148人 (計)16,012人	世帯数	7,439世帯
地区面積	32.09km ²	学校数	(小)3(中)1(高)2
職員数	館長 1名 職員 2名 生涯学習指導員 1名 技能職員 1名 その他 1名 計 6名		
委員 指導員数	運営審議委員 8名 青少年指導員 1名 女性教育指導員 1名		

<地域の概要>

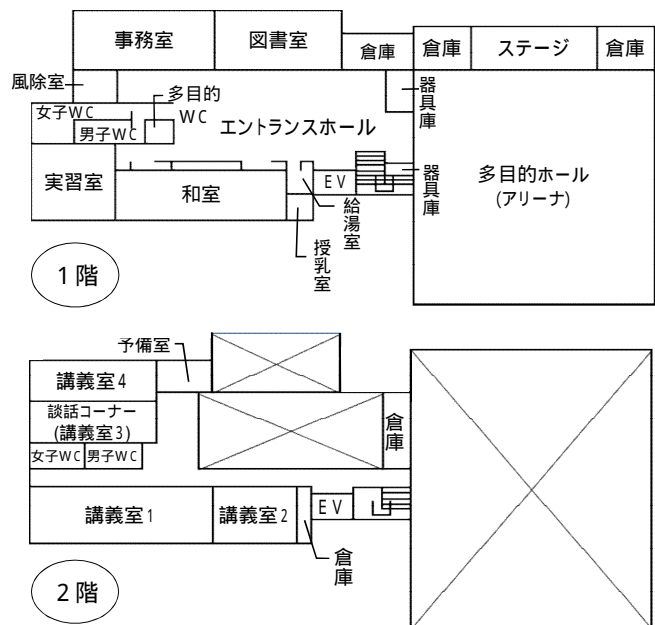
渡利地区は阿武隈川の東岸に位置し、戦前は農業地帯として栄えた。戦後は、市街地に近いという地理的条件もあり、南向台ハイタウンの造成など、住宅地としてめざましい発展を遂げている。地区の西側を4号国道、中央部を114号国道の2本の幹線が通っており、中心には、小中学校と高等学校、専門学校、医療機関等がある。

また、本地区には花見山、ウォーキングトレイル、小鳥の森などの観光資源や子ども達の身近な自然体験の場「水辺の楽校」などがあり、自然にふれあうことのできる住宅地としてますます発展が期待されている。

立子山地区は市の南東部に位置し、阿武隈山系にある農山村地帯である。地区の中心部には支所、小学校、中学校、多目的集会所、農村広場があり、地域住民の拠点となっている。

また、西側の阿武隈峡には鮎滝渡船場跡や蓬菜岩があり、県指定名勝地となっているほか、地区の特産物として凍み豆腐が広く知られている。

平面図



<地域、施設の案内紹介>

学習センター施設概要

1階	和室	75.0 m ²	65人
	実習室	57.0 m ²	25人
	多目的ホール	543.0 m ²	300人
	図書室	70.0 m ²	
	蔵書		10,367冊
2階	講義室1・2	140.0 m ²	72人
	講義室3 (談話コーナー)	40.0 m ²	22人
	講義室4 (防音室)	38.0 m ²	20人
	駐車可能台数		80台

案内図



<運営方針>

- (1) 生涯学習活動を支援する「学びの拠点」として、地域に親しまれ利用される環境づくりに努める。
- (2) 多様化する住民ニーズに対応した学びの機会の創出に努める。
- (3) 多様な主体との連携・協働や地域人材の支援のもと、「開かれ、つながる社会教育」の充実に努める。
- (4) 各種団体・サークルの育成支援を図り、団体活動の促進と充実に努める。
- (5) 世代間交流・地域交流事業の実施・推進に努める。
- (6) 防災拠点（避難所）としての役割に努める。

<特色ある事業>

立子山いきいきふれあい合宿、郷土の民俗（年中行事）

<主な事業>

領域	事業名	対象	時期	回数	事業内容	
少年教育	わんぱくキッズ	小学4～6年生	5月～2月	10	・ 野外キャンプ、料理教室、宿泊研修などの体験活動 ・ 立子山自然の家で通学しながら3泊4日の共同生活	
	立子山いきいきふれあい合宿	立子山の小学3～6年生	9月	1		
	渡利寺子屋	小学生	7月・12月	2		
成人教育	若者のための交流事業	18歳～30歳代の男女	8月～12月	3	・ 気軽に学習センター事業へ参加出来るよう青年層を対象として開催し、仲間づくりを図る	
	渡利レディースセミナー	渡利地区の成人女性	5月～3月	18	・ 一般教養や生活技術の習得、レクリエーション等幅広い学習	
	たつこレディース	立子山地区の成人女性	4月～3月	12		
	各種講座等	市民学校	一般市民	4月～3月	12	・ 渡利・立子山地区の幅広い世代を対象に料理、手芸、芸術、スポーツ等の専門的内容について短期間、集中的に学習 ・ 地域の歴史について学び、健康に地域で活動していく為のきっかけづくり ・ 「花のまちづくり」の一環として行う、初心者向けガーデニング教室 ・ 地域団体等の企画による公共性の高い事業の実施を支援する
		ふるさと学びカレッジ	〃	11月～12月	3	
		花のまちガーデニング教室	〃	5月～11月	2	
市民学習プラン支援事業		〃	4月～3月	2		
成人のための交流事業	35歳～55歳の男女	5月～2月	5	・ 一般の働き盛り世代やヤングカレッジの元学級生などを対象とした料理教室、教養、懇親を育む		
ICT活用セミナー	一般市民	12月～3月	4	・ 主に初心者向けのパソコン講習会を開催する		
高齢者教育	渡利寿大学	60歳以上の男女	4月～3月	12	・ 歴史、時事、健康、安全などの講話及び施設見学、研修、懇親など ・ 一般教養、歴史、健康、ボランティア等の講座及び施設見学、研修、懇親など ・ 施設見学、健康講話など ・ 高齢者を対象としたICT講座	
	グレートアカデミー	おおむね60歳以上の男女	〃	24		
	立子山寿講座	立子山の60歳以上の男女	3月	1		
	高齢者元気アップ事業	60歳以上の男女	6月～3月	6		
教家庭	コアラ学級	2～4歳児と保護者	5月～2月	10	・ 親子でのふれあい体操を通して、健康づくりやしつけを学ぶ	
	コアラファミリー（家庭教育特別講座）	2歳児～小学4年生と保護者	8月～12月	5	・ 体験活動を通じて親子のふれあいと社会性を高める	
芸術・文化	第39回文化祭	一般市民	10月	1	・ 渡利・立子山地区の文化祭（各種利用団体・サークル等による学習成果の発表） ・ 年中行事である端午の節句、お月見、だんごさしを行い、郷土の民俗を伝承する	
	郷土の民俗（年中行事）	親子	5・9・1月	3		
体育・レク	第30回十万劫市民ハイキング	一般市民	4月29日	1	・ 地区内最高峰へのハイキングと史跡の解説 ・ クラス別によるバドミントン大会	
	館長杯バドミントン大会	バドミントン愛好者	11月	1		
	南方部親善球技大会	成人	8月	1	・ 渡利・杉妻・蓬菜、3学習センター合同の親善交流会（ソフトボール・家庭バレーボール）	
	小学生オセロ大会	小学生	2月	1	・ 低・中・高学年別によるオセロ大会（南方部学習センター管理内の交流大会）	
	グランドゴルフ大会 新春囲碁大会	愛好者 囲碁愛好者	6月 1月	1 1	・ 愛好者によるグラウンドゴルフ大会 ・ クラス別による囲碁大会	
住民運動	明るい正しい選挙推進啓発	一般市民	年間		・ 関係機関団体と連携をとりつつ啓発運動を推進する	
	市民憲章の普及啓発	〃	〃			
	青少年健全育成運動の推進	〃	〃			
地域学校協働	地域学校協働本部事業 ・ 学校支援活動 ・ 地域学校協働活動	渡利小 南向台小 立子山小 渡利中	年間	随時	・ 学校の要望に沿った地域内ボランティアの発掘とコーディネート（授業の補助・校舎内外の環境整備・登下校中の安全確保・学校行事運営の支援等） ・ 学校がより幅広い層の地域住民や団体とのネットワークを形成し、双方向で関わり合う活動（地域課題解決学習、地域貢献活動） ・ 対象学校長との打合せ（基本方針・要望）と年間のふりかえり（評価・反省）	

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業の実施時期、内容等に変更がある場合があります。

(4) 杉妻学習センター



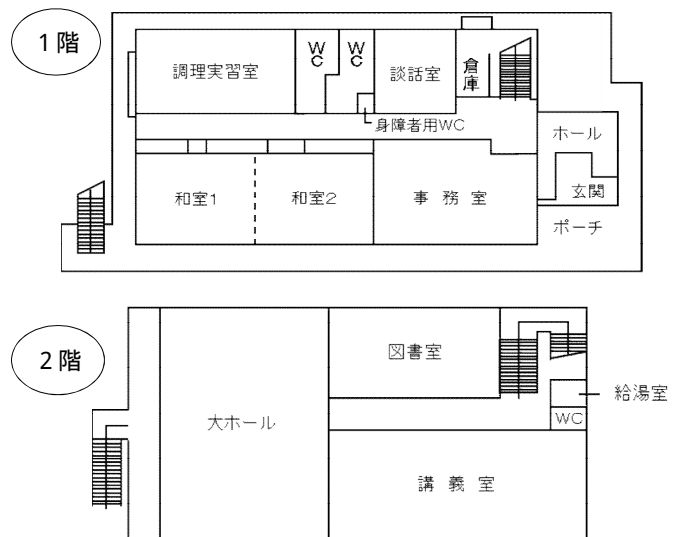
所在地	〒 960 - 8153 福島市黒岩字田部屋53 - 2 TEL 545 - 5717 FAX 545 - 5738		
交通機関	福島交通バス バイパス経由医大線「鳥谷野扇田」 徒歩 5分		
設置年月日	昭和54年4月1日	建設年月日	昭和54年3月31日
面積と構造	(建物) 671.69㎡ (敷地) 1,372.88㎡ (構造) RC2F		
人口 (R4.4.1現在)	(男)5,813人 (女)5,860人 (計)11,673人		世帯数 5,421世帯
地区面積	5.82km ²	学校数	(小)1 (中) - (高) -
職員数	館長 1名 職員 2名 生涯学習指導員 1名 技能職員 1名 その他 1名 計 6名		
委員 指導員数	運営審議委員 9名 青少年指導員 1名 女性教育指導員 1名		

<地域の概要>

杉妻地区は、中心市街地南に位置し、郷野目・鳥谷野・太平寺・黒岩・伏拝・あさひ台・弥生の7地区からなり、国道4号、国道115号・西部環状道路等幹線道路網が整備され、飲食店や大型店舗の進出、また、各種製造業の工場も誘致され、商工業の発展が著しい。

歴史的には、古墳群が多く点在しており、満願寺虚空蔵堂をはじめ寺社仏閣や伝説が数多く残されている。各町内会の活動が盛んに行われ、商工業との交わりも多く、互いに支えあう調和のとれた地域を形成している。

平面図

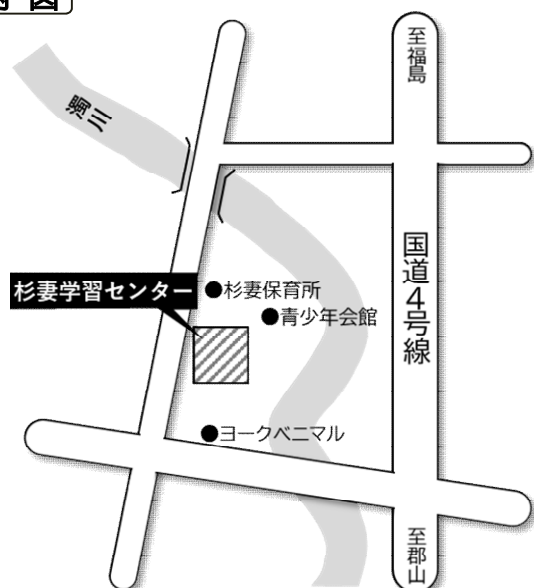


<地域、施設の案内紹介>

学習センター施設概要

1階	和室 1	45.9 m ²	30人
	和室 2	45.9 m ²	30人
	実習室	52.7 m ²	30人
2階	ホー ル	129.0 m ²	100人
	講義室	91.0 m ²	50人
	図書室	50.0 m ²	
		蔵書	8,289冊
駐車可能台数		13台	

案内図



<運営方針>

学習センターでの学びの場をととして、個々人が豊かなライフステージで活躍し、さらに、新しい未来の創造にむけた活動ができるように生涯学習の推進をはかる。

- (1) 生涯学習の拠点として親しまれ、「いつでも」「だれでも」が気軽に利用できる学習センターづくりを目指す。
- (2) 地域住民の「声」を大切に、住民ニーズに柔軟に対応した学習の機会を提供するとともに、教養・文化の向上に努める。
- (3) 団体・サークルの支援に努め、関係機関等との世代を越えた連携強化により、明るい地域づくりに貢献する。
- (4) 次世代につながる新しい「地域の人材」の活用と「ボランティア意識」の醸成に努め、地域参画力を高めるよう努力する。

<特色ある事業>

わくわく子育て健康教室、“ほっと一息”コンサート、子育てカフェ、PC操作アドバイス会、いい街“すぎのめ”さんぽ道

<主な事業>

領域	事業名	対象	時期	回数	事業内容
少年教育	すぎのめわんぱくクラブ	小学4～6年生	5月～2月	10	・小学4～6年生を対象に年間を通じてキャンプ・サイクリング等各種体験講座を開催する
	夏休み子ども塾	小・中学生	8月	16	・夏休みに部屋を開放し子どもの居場所(勉強場所)をつくる
	ふれあい合宿すぎのめこども宿	小学5・6年生	7月	1	・夏休みを利用して子どもたちが体験活動する
教青年 教女性	コースフル!すぎのめ	青年	年間	1	・作品づくりや料理教室等を通じて青年同士の交流を図るとともに、知って得する知識や技術を学ぶ
	コスモスカレッジ	成人女性	4月～2月	14	・参加者の共通テーマのもと、実習、講義を実施し、魅力ある女性をめざす
成人教育 各種講座等	ベターライフセミナー(ふるさと学びカレッジ)市民講座	一般市民	5月～3月 年間	16 17	・一般成人向け、教養、健康、文化等、ライフワーク発見のきっかけづくりを支援する ・生活、文化、教養、スポーツ、趣味を中心に講座を開設する
	パソコンアドバイス講座	〃	11月・12月	4	・一般向けパソコン講習会を開催する
	いい街“すぎのめ”さんぽ道	〃	年間	3	・地元商店街と連携した講座を開設することにより、地元の活性化と理解を深める
	PC操作アドバイス会	〃	4月～3月	11	・パソコンを習いたい方を対象にパソコンを持参していただき月1回、ボランティアがアドバイスを行う
	“ほっと一息”コンサート	〃	12月	1	・師走のひととき、お茶を飲みながら軽音楽のLIVEを楽しむ
	市民学習プラン支援事業	〃	年間	随時	・地域団体等の企画による公共性の高い事業の実施を支援する
	スマホアドバイス会	〃	4月～3月	6	・一般向けスマートフォン操作のアドバイス会を開催
高齢者	杉妻寿大学	60歳以上	5月～3月	11	・時事解説、健康管理、講話、館外学習、選択学習、音楽教室などの学習会を行う
	高齢者元気アップ事業	60歳以上	4月～3月	4	・高齢者を対象としたICT講座
家庭教育	すこやかファミリー教室	2～4歳児と保護者	4月～3月	17	・音楽療法を中心に、家庭の教育力に寄与する学習活動を目指し、健やかな心と体を育む情操教育を行う
	思春期家庭教育講座	中学生と保護者	11月	1	・中学校における家庭教育講座
	おひざにだっこのおはなし会	乳幼児と保護者	4月～3月	11	・絵本の読み聞かせをする(ボランティアによる事業)
	わくわく子育て健康教室	〃	6月・3月	2	・4ヶ月からひとり歩き前までの赤ちゃんとお母さんを対象に体操やおはなし会等で交流を図る
	パパのわくわく子育て健康教室	〃	9月～11月	1	・4ヶ月からひとり歩き前までの赤ちゃんとお父さんを対象に体操やおはなし会等で交流を図る
	子育てカフェ	〃	4月～3月	12	・お母さん同士で自由におはなしができるスペースを開放する
芸術・文化	杉妻地区文化祭	一般市民	10月	1	・団体、グループ、一般住民の創作活動の発表、展示、鑑賞交流
	杉妻地区芸能祭	〃	4月	1	・杉妻芸能協会主催、民謡、舞踊等の発表交流
	すぎのめ短歌大会	〃	2月	1	・短歌愛好者の作品発表交流
	すぎのめ俳句大会	〃	〃	1	・俳句愛好者の作品発表交流
レク・体育	スキー・スノーボード教室	小・中学生	2月	2	・スキー・スノーボードの基礎技術の習得
	新春囲碁・将棋大会	一般市民	1月	2	・囲碁、将棋の地区内愛好者の交流と親善対局
	福島市南方部親善球技大会(ソフトボール・家庭バレーボール)	成人	8月	1	・渡利、杉妻、蓬萊、三学習センター合同親善交流試合
	各種スポーツ大会	一般市民	年間	11	・地区体協と共催、町会対抗親善試合
運住動民	明るい選挙啓発運動	一般市民	年間	随時	・明るく正しい選挙の啓発運動を推進する
	青少年健全育成運動	〃	〃	〃	・地区推進協会員と共に地区住民が丸となって青少年の健全育成事業を推進する
地域学校協働	地域学校協働本部事業 ・学校支援活動 ・地域学校協働活動	清明小 杉妻小 福島第一中	年間	随時	・学校の要望に沿った地域内ボランティアの発掘とコーディネート(授業の補助・校内外の環境整備・登下校中の安全確保・学校行事運営の支援等) ・学校がより幅広い層の地域住民や団体とのネットワークを形成し、双方向で関わり合う活動(地域課題解決学習、地域貢献活動) ・対象学校長との打合せ(基本方針・要望)と年間のふりかえり(評価・反省)

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業の実施時期、内容等に変更がある場合があります。

(5)- 蓬萊学習センター



所在地	〒 960 - 8157 福島市蓬萊町四丁目1番2号 TEL 549 - 1821 FAX 549 - 1875		
交通機関	福島交通バス、バイパス経由医大線「蓬萊小学校」 徒歩1分		
設置年月日	平成5年10月1日	建設年月日	平成5年9月30日
面積と構造	(建物) 1,720.02㎡ (敷地) 3,771.00㎡ (構造) RC1F		
人口 (R4.4.1現在)	(男)4,814人(女)5,354人(計)10,168人		世帯数 4,720世帯
地区面積	8.94km ²	学校数	(小)2(中)1(高)-
職員数	館長 1名 職員 2名 生涯学習指導員 1名 技能職員 1名 図書職員 3名 その他 2名 計 10名		
委員 指導員数	運営審議委員 9名 青少年指導員 1名 女性教育指導員 1名		

<地域の概要>

福島市の南方部に位置し、市の中心部から4号国道を7km程南へ進んだところに拓かれた街、蓬萊ニュータウンと歴史のある清水町、田沢地区との包括された地域である。

地域の中央には、市役所支所、郵便局、銀行等の公共施設があり、恵まれた快適な住宅環境にある。また、野球場等のスポーツ施設公園や豊かな緑に包まれた周辺一帯は住民のいこいの場となっている。

近隣には福島大学、県立医科大学、同附属病院等があり、民間の宅地開発も進み、着実に発展をみせている。

<地域、施設の案内紹介>

名所	県指定名勝および天然記念物 阿武隈峡(蓬萊岩)
旧跡	根子町宿場
施設	清沢体育館 (運動場、アーチェリー50m) 蓬萊中央公園 (野球場、自由広場)

学習センター施設概要

多目的ホール	468 m ²
・バレーボール	1面
・ミニバスケット	1面
・バドミントン	2面
・卓球台	8台
・更衣室(シャワー室付)	
・ステージ	
・放送設備	
・暗幕設備	
・ピアノ	1台
・イス	400脚

図書室	489 m ²	蔵書	44,034冊
・こどものへや			
・くつろぎコーナー			
・読書コーナー			
・AV(ビデオ・LD・CD)コーナー			

視聴覚室	68 m ²	収容人数	30人
・液晶プロジェクター			
・VTR			
・OHC16mm映写設備			

研修室	66 m ²	収容人数	30人
-----	-------------------	------	-----

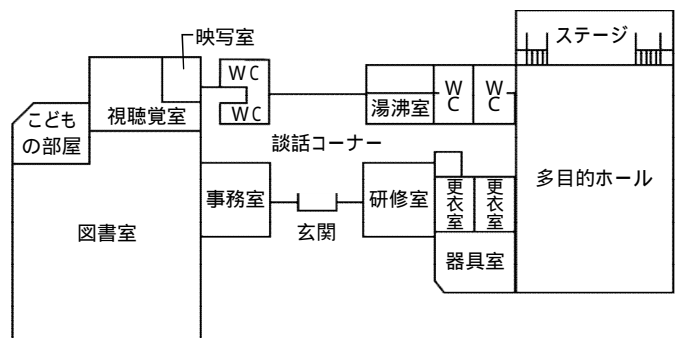
談話コーナー

駐車可能台数	26台
--------	-----

案内図



平面図



(5)- 蓬萊学習センター分館



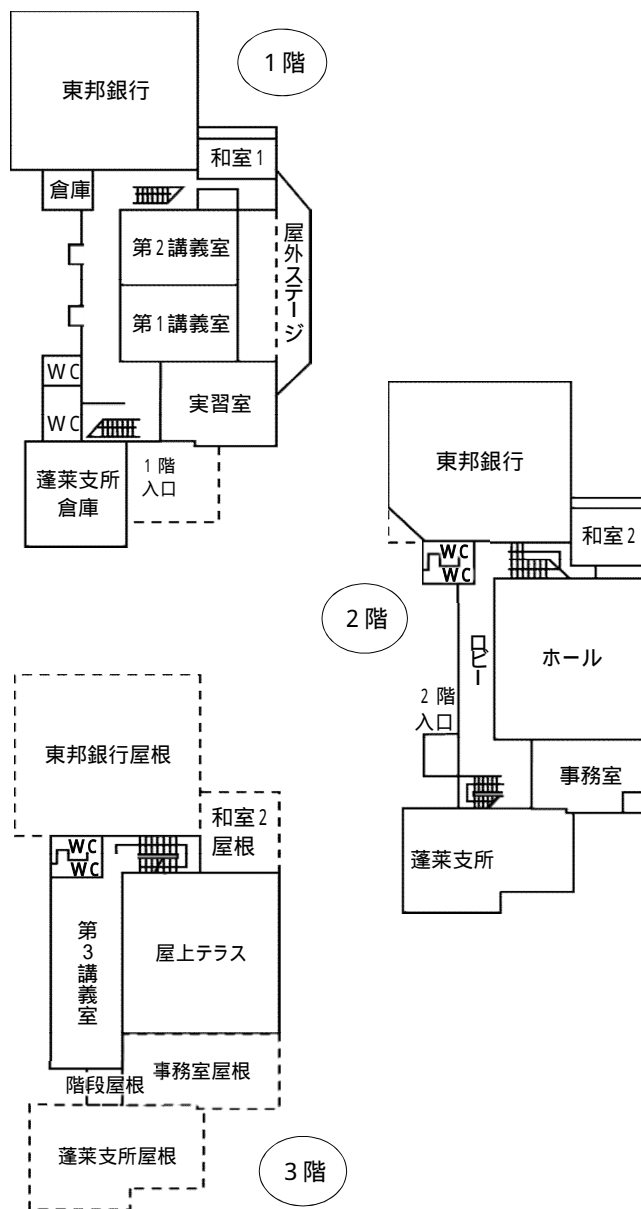
所在地	〒 960 - 8157 福島市蓬萊町四丁目1 - 1 TEL 549 - 1636 FAX 549 - 1641		
交通機関	福島交通バス バイパス經由医大線「蓬萊小学校」 徒歩1分		
設置年月日	昭和50年10月1日	建設年月日	昭和50年10月1日
面積と構造	(建物) 1,170.62㎡ (敷地) 513.61㎡ (構造) RC3F		
職員数	生涯学習指導員 1名	その他 1名	計 2名

<地域、施設の案内紹介>

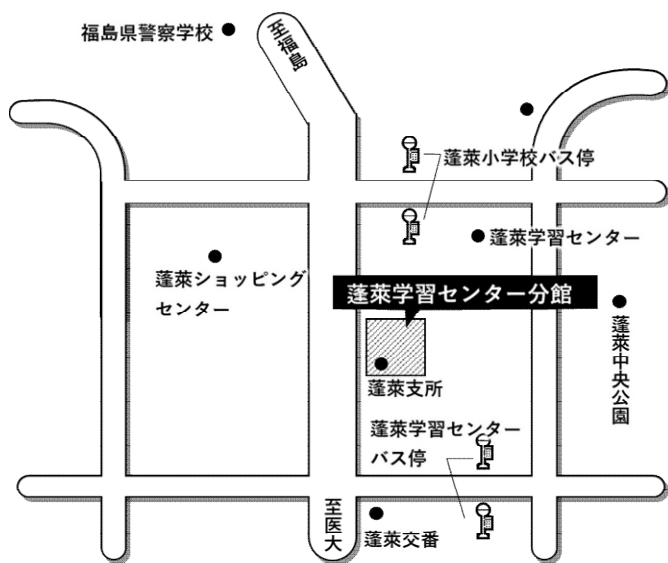
学習センター分館施設概要

1階	和室 1	54.2 m ²	40人
	実習室	80.1 m ²	30人
	第一講義室	79.8 m ²	40人
	第二講義室	79.8 m ²	40人
2階	大ホール	211.8 m ²	120人
	和室 2	45.3 m ²	40人
3階	第三講義室	124.3 m ²	80人
駐車可能台数	35台		

平面図



案内図



<運営方針>

地区の特性を活かし、多様化する学習ニーズに応じた事業を展開することで、自発的な学習意欲を喚起し、地域住民の健康的で充実した生活に寄与するとともに「誰もが」「いつでも」「気軽に」施設を利用できる環境を整えることにより、地域住民の「きずな」づくりの拠りどころとなることをめざす。

(1) 地域住民の自己実現を目指す生涯学習の推進・支援に努める。

(2) 地域住民の要望を把握し、市民との協働による事業の推進に努める。

(3) 地域住民の身近な学習・スポーツ・交流の場として、いつでも、誰でも、気軽に利用できる環境づくりに努める。

(4) 地域住民の心と体の健康に寄与できる事業を推進する。

(5) 地域全体で学校教育を支援する体制づくりの推進を図る。

<特色ある事業>

ちびっこ教室、ほうらい科学クラブ、蓬萊アカデミー、蓬萊壽大学、ほうらいレディースカレッジ、メダカの学校

<主な事業>

領域	事業名	対象	時期	回数	事業内容	
少年教育	ほうらい子どもひろば	小学3～6年生	7月～3月	5	・「生きる力」を育む	
	ちびっこ教室	小学4～6年生	5月～12月	8	・野外活動を取り入れたさまざまな体験活動	
	ほうらい科学クラブ	〃	12月～3月	5	・実験や工作などを中心としたさまざまな科学体験活動	
	小学生オセロ大会	〃	1月	1	・地区内・外の小学生の交流	
成人教育	教青育年	青年	4月～3月	1	・スポーツ、文化等の講座を通じた仲間づくり	
	教女育性	成人女性	4月～3月	20	・豊かな人間性を培い社会参画への意識形成	
	各種講座等	市民学校	一般市民	4月～3月	28	・一般教養、生活文化、スポーツ等の学習活動の場の設定
		ICT活用セミナー	〃	7月～3月	4	・ICT活用を学ぶ
高齢者教育	ふるさと学びカレッジ	〃	7月～2月	2	・団塊の世代を中心とした学習	
	市民学習プラン支援事業	〃	年間	随時	・地域団体等の企画による公共性の高い事業の実施を支援する	
	蓬萊壽大学	高齢者	5月～3月	18	・高齢者相互の親睦と健康増進を図る	
教家庭	蓬萊アカデミー	〃	〃	17	・高度な内容を体系的に学習する	
	高齢者元気アップ事業	〃	5月	2	・高齢者の社会参加と生きがいづくりへの支援に努める	
芸術文化	メダカの学校	2～4歳児の保護者	6月～1月	5	・子どもの理解と親の自覚と態度を学ぶ	
体育・レク	地区文化祭	一般市民	10月	1	・作品の展示等	
	スポーツ教室	ソフトバレーボール大会	一般市民	2月	1	・基礎技術の習得
		ソフトバレーボール大会	〃	1月	1	
		南方部親善球技大会	南方部	8月	1	
		卓球大会	一般市民	12月	1	・ダブルス町会対抗
		地区運動会	〃	9月	1	
		囲碁、将棋大会	〃	1月	1	・クラス別個人戦
		館長杯家庭バレーボール大会	〃	7月	1	・町会対抗
		館長杯木球大会	小学5年生以上	10月	1	・団体・個人戦
ソフトボール大会		一般市民	10月	1	・町会対抗	
運住動民	明るい選挙推進啓発	一般市民	年間	随時		
地域学校協働	地域学校協働本部事業 ・学校支援活動 ・地域学校協働活動	蓬萊小 蓬萊東小 蓬萊中	年間	随時	・学校の要望に沿った地域内ボランティアの発掘とコーディネート（授業の補助・校舎内外の環境整備・登下校中の安全確保・学校行事運営の支援等） ・学校がより幅広い層の地域住民や団体とのネットワークを形成し、双方向で関わり合う活動（地域課題解決学習、地域貢献活動） ・対象学校長との打合せ（基本方針・要望）と年間のふりかえり（評価・反省）	

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業の実施時期、内容等に変更がある場合があります。

(6)- 清水学習センター



所在地	〒 960 - 8252 福島市御山字松川原5 - 1 TEL 557 - 7400 FAX 557 - 7401		
交通機関	福島交通バス イオン福島線「清水学習センター前」 停留所 徒歩0分		
設置年月日	平成9年4月1日	建設年月日	平成8年11月21日
面積と構造	(建物) 2,159.90㎡ (敷地) 12,629.46㎡ (構造) RC一部SIF		
人口 (R4.4.1現在)	(男)16,098人 (女)17,653人 (計)33,751人		世帯数 15,541世帯
地区面積	9.17km ²	学校数	(小)4 (中)1 (高)1
職員数	館長 1名 職員 3名 生涯学習指導員 1名 技能職員 1名 図書職員 3名 その他 1名 計 10名		
委員 指導員数	運営審議委員 9名 青少年指導員 1名 女性教育指導員 1名		

<地域の概要>

清水地区は自然公園として市民から親しまれる信夫山の北部および西部に位置し、森合、泉、御山、南沢又、北沢又、野田町の一部の地区から成る。

福島駅から約4kmの市中央部に隣接しており、交通網の整備と共に急激に市街化が進んでいる。3万3千余の多数の人口を有する。

<施設の案内紹介>

清水学習センターは、従来の公民館との一体化により、清水学習センターが拠点となり、清水学習センター分館(旧清水公民館)と共に生涯学習の事業を両施設で実施している。

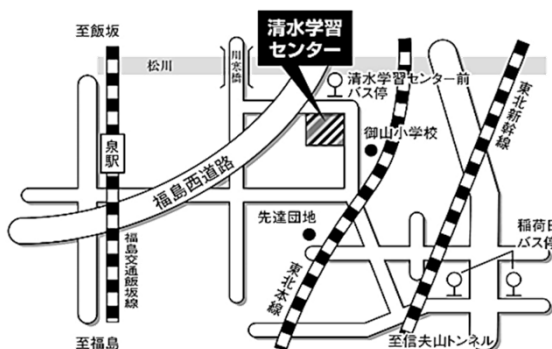
地域の連帯協働を図るために関係団体と連携し、青少年教育の充実と体系化に努め、女性教育では、身近な生活課題の学習に力を注いでいる。さらに成人を対象とした家庭教育、市民学校、高齢者教育など各領域にわたり調和と統一のある事業活動を推進し、生活文化の向上と、明るく住みよいまちづくりに努めている。

清水学習センターの施設利用については、地区の住民及び団体の他、市内各地区からの利用が活発である。

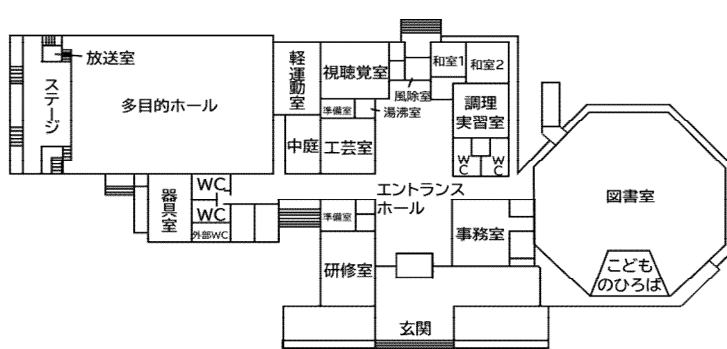
学習センター施設概要

- 図書室(489㎡)
 - ・蔵書49,565冊
 - A V(ビデオ・C D)等コーナー こどものひろば
 - 多目的ホール(576㎡)
 - ・バレーボール1面 バドミントン2面
 - ミニバスケットボール1面
 - ・卓球台8台 ステージ ピアノ1台 舞台照明設備
 - 放送設備 暗幕設備 イス350脚
 - 軽運動室(57㎡) 壁面ミラー付
 - 視聴覚室(67㎡) 収容人員45人 机 椅子
液晶プロジェクト VTR OHC
16mm映像設備 ピアノ1台
 - 研修室(70㎡) 収容人員45人 机 椅子
 - 和室 1(20㎡) 収容人員15人 8畳間
茶道用電熱器 水道
 - 和室 2(29㎡) 収容人員30人 15畳間
座卓 座布団
 - 調理実習室(50㎡) 収容人員24人 丸椅子
調理台4台 電気オープンレンジ
 - 工芸室(54㎡) 収容人数25人
工芸台5台 電気陶芸窯
電気工作設備 イーゼル 水道
 - エントランスホール
 - ・談話コーナー 情報コーナー
 - ・オストメイト対応WC
 - その他
 - ・テニスコート1面 多目的広場 児童遊び場
- 駐車可能台数 95台(第1 40台、第2 55台)

案内図



平面図



(6)- 清水学習センター分館



所在地	〒960 - 8257 福島市南沢又字柳清水8 - 1 TEL 557 - 1411 FAX 557 - 1464		
交通機関	福島交通飯坂線「泉駅」徒歩3分		
設置年月日	昭和32年4月1日	建設年月日	昭和46年3月25日
面積と構造	(建物)674.00㎡ (敷地)1,383.50㎡ (構造)RC2F		
職員数	生涯学習指導員 1名 その他 1名 計 2名		

地域の概要

清水学習センター分館(旧清水公民館)は、清水学習センターと共に、地区の生涯学習の一翼を担う事業を継続して実施している。平成14年には、清水小学校の余裕教室を一部改修し、学習センター機能を補完する施設(名称「清水ゆうがく館」)を開設し、生涯学習の場として活用している。

施設の案内紹介

清水学習センター分館施設概要(土足禁止)

- 1階 講義室 (91.75㎡)
収容人員40人
机 椅子 水道
- 図書室 (53.38㎡)
ピアノ 水道
- 調理実習室 (45.00㎡)
収容人員25人
調理台
- 中和室 (39.03㎡)
収容人員15人
水道 座卓
- 2階 ホール (152.15㎡)
収容人員100人
ピアノ
スクリーン ビデオ
アンプ 机 椅子
- 和室 (92.15㎡)
収容人員50人
座卓 座布団

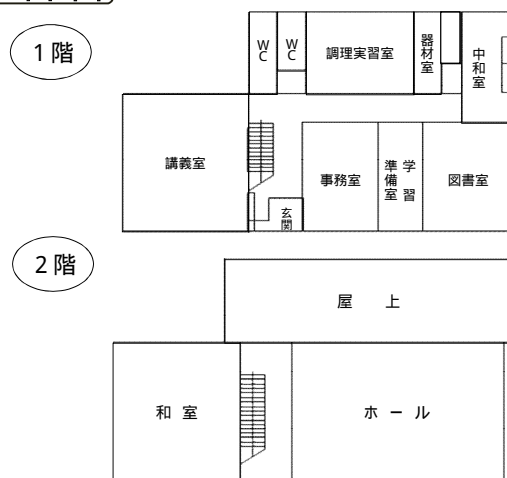
駐車可能台数 20台

清水ゆうがく館施設概要(土足禁止)

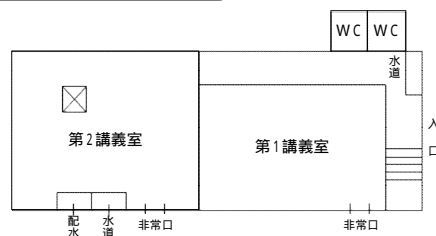
- 1階 第1講義室 64.0㎡ 30人
- 第2講義室 86.0㎡ 40人 水道

駐車可能台数 20台

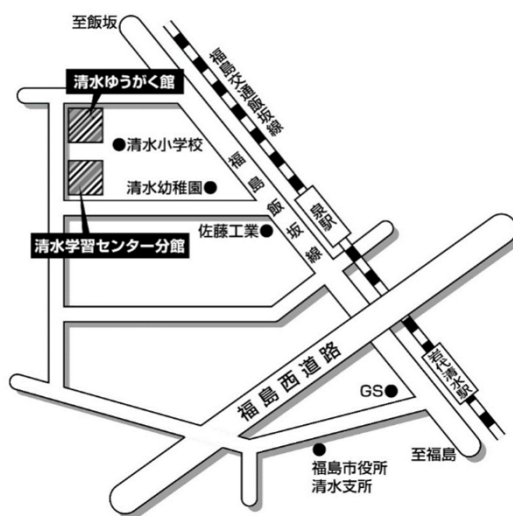
平面図



清水ゆうがく館平面図



案内図



運営方針

市民との協働による生涯学習のまちづくりを進めるため、絆づくりと活力あるコミュニティ形成に向けた学習活動を推進するとともに、地域住民が主体となって学習活動を行い地域コミュニティの再生を実現していくために、多様な学習ニーズに応え、地域での学習活動を支えることを通じて、地域の中に多くの人材を育成する。

また、地域課題に適切に対処し、より住民に密着した施設とするため、地域や社会教育団体等との連携に努めるほか、各団体との橋渡しをすることでより効果的に生涯学習を推進する。

- (3) 団体・サークルの育成、支援、及び関係機関・団体との連携強化に努める。
- (4) 生涯学習の相談機能の充実と、生涯学習に関する情報提供の促進に努める。
- (5) 地域の人材等を活かした市民との協働による事業の推進と、市民運動の促進に努める。
- (6) 施設の立地、及び機能の特性を活かした有効利用の推進に努める。
- (7) 「学校支援地域本部」の推進に努める。
- (8) ICT（情報通信技術の使い方）に対応した学習の推進に努める。

特色ある事業 遊びの広場、思春期セミナー、不老の広場、清水青年スキルアップ講座

主な事業

領域	事業名	対象	時期	回数	事業内容	
教 少 育 年	少年会育成会研修会	一般市民	7月	1	・少年会・子ども会の育成指導上の研修と情報交換を行う	
	遊びの広場	小学4～6年生	年間	11	・遊びを通じた心身の育成を図る	
	世代間交流事業	小学生・高齢者	9月	1	・子どもと高齢者が遊びや体験を通しての交流を行う	
	夏休み特別企画	小中学生	8月	5	・夏休みの学習支援を行う	
	書初め講座	小学生	12月	2	・冬休みの学習支援を行う	
成 人 教 育	女性教育	しみず女性スクール(午前コース)	成人女性	5～3月	9	・一般教養・健康・社会生活に関する学習をする
		〃(夜間コース)	〃	5～2月	9	〃
		レディースジャンプ	〃	11月	1	・学習課題の協議、各学級間の交流を図る
		清水地区女性大会	清水地区女性	2月	1	・女性団体活動の充実と住みよい地区づくりに寄与する
	各種講座等	清水青年スキルアップ講座	一般市民	5～3月	10	・青年に対し主体的活動を支援する
		市民学校	一般市民	6月～3月	6	・現代的課題や人々から要望のある各種学習の場の提供と自主活動を助長する
		豊かなセカンドライフ講座(陶芸コース)	60歳前後の方	6月～12月	8	・遠慮の世代を中心とした豊かな趣味の世界を広げる体験学習活動を行う
		豊かなセカンドライフ講座(初心者向けカメラ講座)	〃	9月～10月	3	・デジタルカメラの使い方を学ぶ
		ICT活用セミナー(スマホ・ライン講座)	一般市民	11月～1月	3	・デジタル機器を用いたコミュニケーション方法を学ぶ
		高齢者と女性のつどい 市民学習プラン支援事業 花のまちガーデニング教室	高齢者・成人女性 一般市民 〃	11月 年間 12月	1 同時 2	・高齢者と女性の交流による明るい地域社会の創成を助長する ・市民団体が主体的に企画、立案した講座の支援 ・「市民との協働による緑化」「花観光45万人」の実現に向けた事業を推進する
高 齢 者 教 育	生きがい広場	高齢者	5月～2月	10	・生きる喜びと仲間意識の醸成を図る	
	不老の広場	〃	5月～2月	10	・豊かな老後の生活と高齢者の果す役割を考える	
	高齢者の意見発表大会	〃	3月	1	・人前で発表することにより自信をもって健やかに生きる糧とする	
元気アップ事業(スマホ講座)	〃	11・12月	4	・デジタル機器の操作を習得する		
家 庭 教 育	清水幼児教育講座 すくすく親子広場(1歳～4歳児)	親子	6月～3月	9	・幼児とその保護者を対象に集団でのルールと子育てについて学習する	
	清水思春期セミナー	一般市民	6月～2月	8	・子どもたちを取り巻く諸問題と成長の変化に対する親(大人)のかかわり方を学ぶ	
芸 術 ・ 文 化	地区文化祭(清水学習センター分館)	青少年・成人	10月	1	・団体・一般住民等の創作活動の発表と交流の機会とする	
	生涯学習のつどい(清水学習センター本館)	〃	9月	1	・団体の創作活動の発表と地域住民との交流の機会とする	
	図書事業「信夫山講座」 アニメ映画会	一般市民 親子	11月 8・3月	1 2	・身近な信夫山について学ぶ ・長期休業期間に子供に楽しんでもらう映画会を開く	
体 育 ・ レ ク	テニススクール	一般市民	4・5月	5	・テニス普及・向上のため、初級・中級コースを開設する	
	〃(ナイター)	〃	8月・9月	5	〃	
	清水地区親善テニス大会	〃	5月	1	・クラス別ダブルス大会を開催する	
	体育協会情報交換会 パークゴルフ体験	〃 〃	3月 10月	1 2	・各体育協会の活動内容等の情報交換を行う ・基本技術の向上を図る	
運 送 民	明るく正しい選挙推進啓発	一般市民	年間	常時	・関係機関団体と連携をとりつつ啓発運動を推進する	
地 域 学 校 協 働	地域学校協働本部事業	森合小 清水小 御山小 北沢又小 清水中	年間	随時	・学校の要望に沿った地域内ボランティアの発掘とコーディネートを行う(授業の補助・校内内外の環境整備・登下校中の安全確保・学校行事運営の支援等)	
	・学校支援活動 ・地域学校協働活動				・学校がより幅広い層の地域住民や団体とのネットワークを形成し、双方向で関わり合う(地域課題解決学習、地域貢献活動) ・対象学校長との打合せ(基本方針・要望)と年間のふりかえりをする(評価・反省)	

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業の実施時期、内容等に変更がある場合があります。

(7) もちずり学習センター



所在地	〒960 - 8204 福島市岡部字高畑46 TEL 534 - 2470 FAX 534 - 2473		
交通機関	福島交通バス 文知摺・掛田行「高畑」徒歩2分 月輪・梁川行「岡部」徒歩6分「東部支所前」徒歩1分		
設置年月日	昭和56年4月1日	建設年月日	昭和56年3月20日 平成18年1月23日増改築
面積と構造	(建物)1,316.40㎡ (敷地)6,360.00㎡ (構造)RC一部S2F		
人口 (R4.4.1現在)	(男)5,307人(女)5,595人(計)10,902人		世帯数 4,814世帯
地区面積	32.65km ²	学校数	(小)2 (中) - (高) -
職員数	館長1名 職員2名 生涯学習指導員1名 技能職員1名 図書職員3名 その他1名 計9名		
委員 指導員数	運営審議会委員9名 青少年指導員1名 女性教育指導員1名		

地域の概要

もちずり地区は、毎年、白鳥が飛来することで市民に親しまれている阿武隈川の東部に位置し、岡山・大波・月輪・向瀬上地区から構成されている。当地区は、福島市の中心市街地より近距離にあり、宅地化の進行、さらに福島工業団地の造成などにより着実な発展を続けている。

農業面では、都市近郊型農業としてきゅうり栽培が盛んで、県内有数の生産量を誇っている。

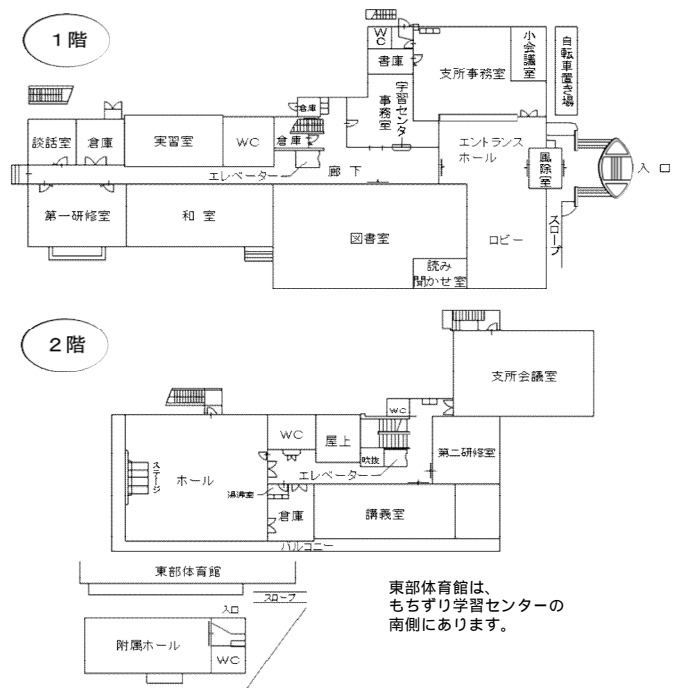
また、松尾芭蕉ゆかりの文知摺観音・月輪渡し跡、さらに宮畑遺跡等の史跡・文化財が多数点在するほか、小鳥の森も有するなど、自然と文化の調和のとれた地域である。

施設の案内紹介

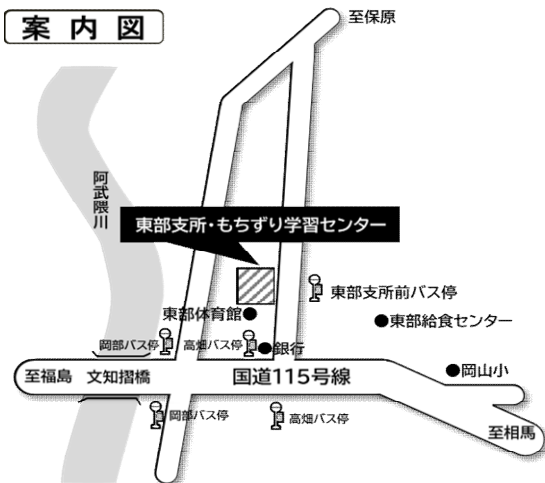
学習センター施設概要

図書室	212㎡	
	蔵書数 31,589冊	
	AVコーナー	
	(ビデオ・DVD等)	
	読み聞かせ室	
ホール	201㎡	120名
附属ホール	117㎡	40名
第一研修室	60㎡	30名
講義室	90㎡	60名
第二研修室	50㎡	20名
和室	90㎡	80名
実習室	52㎡	30名
談話室	23㎡	10名
その他	エントランスホール	
	ロビー	
駐車可能台数	100台(東部支所・東部体育館共用)	

平面図



案内図



運営方針

社会環境の変化とともに多様化する地域住民の生涯学習に対するニーズと地域課題等を的確に把握し、幅広い世代の学習意欲向上につながる持続可能な魅力ある事業の展開と推進に努め、地域コミュニティの拠点としての機能の充実に努める。

- (1) 社会教育、スポーツ・文化活動及び個人学習の拠施設として、健康で心豊かな活力ある地域住民の育成に努める。
- (2) 社会教育関係団体との連携を深め、地域における各種団体活動の促進と交流を支援する。
- (3) 地域に根ざした学習センターとして、地域住民の利用しやすい学習環境の充実と安心・安全に利用できる施設整備に努める。
- (4) 地域住民や関係団体との協働による事業の推進を図り、明るく住みよい地域づくりに努める。
- (5) 地域学校協働本部事業の推進を図る。

特色ある事業 いきいきふれあい広場、ひよこの広場、高齢者出前講座

主な事業

領域	事業名	対象	時期	回数	事業内容
少年教育	ジュニアリーダー教室	少年	5月～2月	11	・小学5・6年生対象、少年会リーダーとしての知識技術の習得
	子どもチャレンジ	"	7月～1月	4	・小学生対象、菓子作りや門松作りなどの多様な体験
	いきいきふれあい広場	少年・成人・高齢者	5月～2月	11	・幼稚園(年長)～小学4年生対象、世代間交流事業
	親と子と本のつどい	少年・成人	11月	1	・人形劇や紙芝居
成人教育	もちずり青年講座	青年	4月～3月	6	・一般教養・レクリエーション・スポーツ等に関する学習
	女性学級もちずりレディース	成人女性	5月～3月	18	・女性の家庭生活に関する課題を理解する学習
	もちずり女性講座	"	4月～3月	11	・"
	女性講座(大波地区)	"	7月～3月	2	・女性の健康管理、生活課題を理解する学習
	女性団体研修会	"	4月～3月	2	・現代における女性団体のあり方を学習
	市民学校	一般市民	5月～3月	11	・現代的テーマを取り上げた講座(4コース)
	ふるさと学びカレッジ	"	4月～3月	8	・人間性豊かな生活を営むための講座(ぶらり悠々散歩・みそ作り)
ICT活用講座	"	9月～1月	6	・高度情報化に対応したパソコン講座	
市民学習プラン支援事業	"	年間	2	・地域団体等の企画による公共性の高い事業の実施を支援する	
高齢者教育	ことぶき大学	高齢者	5月～2月	10	・教養や健康に関する学習
	ゆうゆうセミナー	"	"	10	・"
	高齢者出前講座	"	9月～12月	2	・"
	高齢者向けICT講座	"	5月～9月	4	・高齢者向けのICT活用講座
家庭教育	家庭教育学級(ひよこの広場)	幼児と保護者	5月～3月	9	・2～4歳児と保護者対象、幼児の心身発達の学習
	子育て広場	"	6月～3月	7	・未就園児と保護者対象、子育ての情報交換、育児相談
芸術・文化	文化祭	一般市民	10・11月	1	・各種作品の展示
	芸能祭	"	3月	1	・歌謡曲・日本舞踊等の発表及び交流
体育・レク	体育協会代表者会議	代表者	12月	1	・体育行事等の打合せ
	スポーツ講座	少年・成人	6・7月	3	・ニュースポーツ教室
	親善球技大会	一般市民	6月	1	・チーム対抗ソフトバレーボール大会
	高齢者スポーツ大会	高齢者	9月	1	・老人クラブ対抗ニュースポーツ大会
	新春囲碁将棋大会	一般市民	1月	1	・クラス別囲碁・将棋大会
住民運動	地域クリーン活動	少年・成人	年間	1	・学習センター一斉清掃
	花のまちガーデニング教室	一般市民	"	2	・ガーデニング教室
	選挙啓発活動	"	"	常時	・明るい選挙推進事業
地域学校協働	地域学校協働本部事業	岡山小 月輪小 福島第三中	年間	随時	・学校の要望に沿った地域内ボランティアの発掘とコーディネート(授業の補助・校舎内外の環境整備・登下校中の安全確保・学校行事運営の支援等)
	・学校支援活動	ふくしま支援学校			・学校がより幅広い層の地域住民や団体とのネットワークを形成し、双方向で関わり合う活動(地域課題解決学習、地域貢献活動)
	・地域学校協働活動				・対象学校長との打合せ(基本方針・要望)と年間のふりかえり(評価・反省)

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業の実施時期、内容等に変更がある場合があります。

(8) 北信学習センター



所在地	〒960 - 0102 福島市鎌田字中江1 TEL 554 - 1115 FAX 554 - 1322		
交通機関	東北本線「東福島駅」 徒歩10分 阿武隈急行「卸町駅」 徒歩 7分		
設置年月日	昭和42年4月1日	建設年月日	平成 5年3月15日 増改築平成20年3月28日
面積と構造	(建物)1,554.98㎡ (敷地)8,996.78㎡ (構造)RC2F		
人口 (R4.4.1現在)	(男)15,639人 (女)16,328人 (計)31,967人		世帯数 14,413世帯
地区面積	17.26km ²	学校数	(小)4 (中)1 (高)1 (大)1 (短)1
職員数	館長 1名 職員 3名 生涯学習指導員 1名 技能職員 1名 図書職員 3名 その他 1名 計 10名		
委員 指導員数	運営審議会委員 9名 青少年指導員 1名 女性教育指導員 1名		

地域の概要

北信地区は、福島市の東北部に位置し、鎌田・瀬上・余目の3つの行政区から成り立っている。主な特徴として、市中央の隣接地であることから域内の宅地化が進み、他方において県北地方の物流拠点でもある公設地方卸売市場、卸商団地、そして近隣の工業団地には企業が多数立地しており、それらを軸とした商工業の展開による安定した雇用の土台がある。さらに幹線道路沿いの出店などもあり都市化も進んでいる。また農業面においては、りんごの主産地としても知られている。

福島学院大学や福島県教育センターをはじめとして6校の公立学校のほか、医療センターなども設置されており、文教・医療の地区といった側面もある。

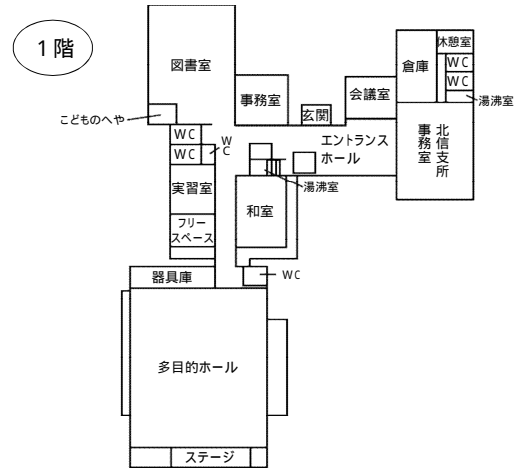
地域、施設の案内紹介

名所・旧跡 宮代館跡、
鎌秀院(義民、猪狩源七の墓)、
瀬上陣屋跡、月輪渡跡、日枝神社

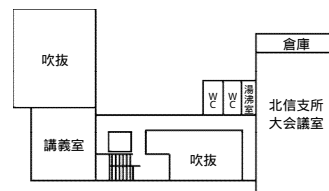
学習センター施設概要

1階	和室	84.0㎡	60人
	実習室	51.9㎡	30人
	多目的ホール	665.0㎡	200人
	図書室	283.27㎡	蔵書34,035冊
	A Vコーナー こどものへや		
2階	講義室	108.0㎡	60人
駐車可能台数 85台(北信支所と共用)			

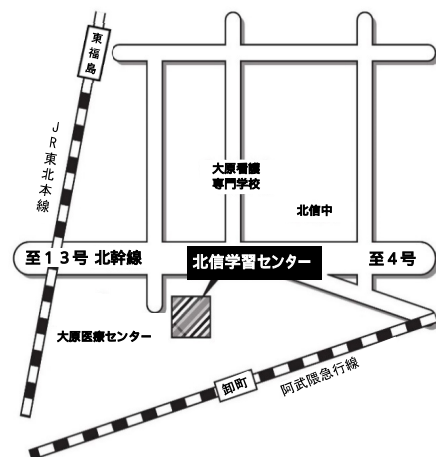
平面図



2階



案内図



運営方針

多様化高度化する市民の学習ニーズを的確に把握し、「出会い」「ふれあい」「学びあい」の場を提供するため、生涯の各時期にわたる学習体系を確立し、参加しやすい学習環境づくりや市民との協働による生涯学習の推進に努める。

(1) 学習活動奨励事業の推進に努める。

(2) 学習活動援助事業の推進に努める。

(3) 学習情報の提供と相談事業の充実に努める。

(4) 地域に広がる事業の振興を図る。

(5) 学習成果が地域社会に還元されるよう、地域住民への働きかけに努める。

特色ある事業 みどりの広場、世代間交流事業

主な事業

領域	事業名	対象	時期	回数	事業内容
少年教育	あそびの広場	小学3・4年生	5月～2月	10	・様々な遊びを通じ、健全な心身を養う
	北信リーダー教室	小学5・6年生	"	10	・様々な活動を通じ、社会性・協調性を養い、集団をまとめるリーダー養成と集団研修
	北信ジュニア将棋教室	小・中学生	5月～2月	10	・将棋を通して、礼儀作法と物事に耐える力を養う
	オセロチャンピオン大会 親子ふれあい広場 学校週5日制支援講師派遣事業	小学生 親子 各種団体	8月 年間 "	1 4 2	・レクリエーションを通じた交流 ・親子参加による体験学習 ・団体主催の子ども対象事業への講師派遣
成人教育	女性スクール(2クラス) 女性方部別レディースジャンプ	成人女性 "	年間 12月	40 1	・女性の資質向上と地域連帯意識の醸成 ・"
	市民学校 ほくしん学びカレッジ ICT活用セミナー 市民学習プラン支援事業	一般市民 " " "	年間 4月～11月 9月・1月 年間	15 7 4 2	・生活・文化・教養等の学習 ・“地域を知る”、“仲間づくり”を図る ・パソコン操作の基礎、応用など ・地域社会教育団体への支援
高齢者教育	北信悠々クラブ	高齢者	5月～12月	8	・高齢者の生きがいづくりと地域参加
	北信寿学園	"	7月～1月	4	・"
	みどりの広場	"	4月～12月	9	・"
	高齢者元気アップ事業 世代間交流事業	" 三世代	5月～7月 6月	2 1	・高齢者を対象としたICT講座 ・世代間交流と地域活動
家庭教育	ほくしんキッズクラブ	幼児と保護者	5月～2月	10	・家庭教育の重要性と親の役割についての学習
芸術・文化	北信文化まつり	地区住民	10月	2	・作品展示と芸能発表など
	北信文化講演会	"	2月	1	・教育文化講演会
	おとしより作品展	高齢者	9月	2	・高齢者の手作り作品展
体育・レク	北信スキー・スノボ教室	小・中学生	2月	2	・スキー基礎実技の習得
	一般スポーツ教室	一般市民	6月～9月	10	・スポーツの基礎技術習得と健康増進を図る
	高齢者ミニゴルフ大会	高齢者	6月	1	・高齢者親善ミニゴルフ大会
	新春娯楽大会	一般市民	1月	1	・愛好家による親善大会(囲碁・将棋)
運行動員	明るい選挙推進事業	一般市民	年間	随時	・関係機関団体との連携協力による啓発事業
地域学校協働	地域学校協働本部事業	鎌田小 瀬上小 余目小 矢野小 北信中	年間	随時	・学校の要望に沿った地域内ボランティアの発掘とコーディネート(授業の補助・校舎内外の環境整備・登下校中の安全確保・学校行事運営の支援等) ・学校がより幅広い層の地域住民や団体とのネットワークを形成し、双方向で関わり合う活動(地域課題解決学習、地域貢献活動) ・対象学校長との打合せ(基本方針・要望)と年間のふりかえり(評価・反省)
	・学校支援活動 ・地域学校協働活動				

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業の実施時期、内容等に変更がある場合があります。

(9) 吉井田学習センター



所在地	〒960-8166 福島市仁井田字西下川原1番地の1 TEL 546-3445 FAX 546-3516		
交通機関	福島交通バス 土船泉 「国体記念体育館入口」徒歩5分		
設置年月日	平成7年7月1日	建設年月日	平成7年6月1日
面積と構造	(建物)852.22㎡ (敷地)6,436.10㎡ (構造)RC2F		
人口 (R4.4.1現在)	(男)5,553人 (女)5,949人 (計)11,502人	世帯数	5,269世帯
地区面積	4.52km ²	学校数	(小)1 (中) - (高)1 (養)1
職員数	館長1名 職員2名 生涯学習指導員1名 技能職員1名 その他2名 計7名		
委員 指導員数	運営審議会委員9名 青少年指導員1名 女性教育指導員1名		

地域の概要

吉井田地区は、清流荒川右岸に沿った仁井田、吉倉、八木田、方木田の4地区からなり、JR福島駅西口から荒川を挟み、南西へ約2kmの近距離に位置している。

かつては、水田、果樹地帯が多くを占めていたが、国道115号や国道13号福島西道路等の幹線道路のほか、荒川桜づつみ河川公園、生涯スポーツの拠点施設となる福島トヨタクラウンアリーナ（国体記念体育館）など、都市基盤や施設整備が着実に進み、自動車産業系施設や大型商業施設などが立地する一方、八木田、方木田地区を中心に宅地化も進み、良好な住宅環境を形成している。

また、福島大学附属特別支援学校、県立福島西高等学校、福島市あらかわクリーンセンター、リサイクルプラザや福島市老人福祉センターなど多くの公共施設が立地しているほか、介護支援事業所も増加している。

地域、施設の案内紹介

名所・旧跡

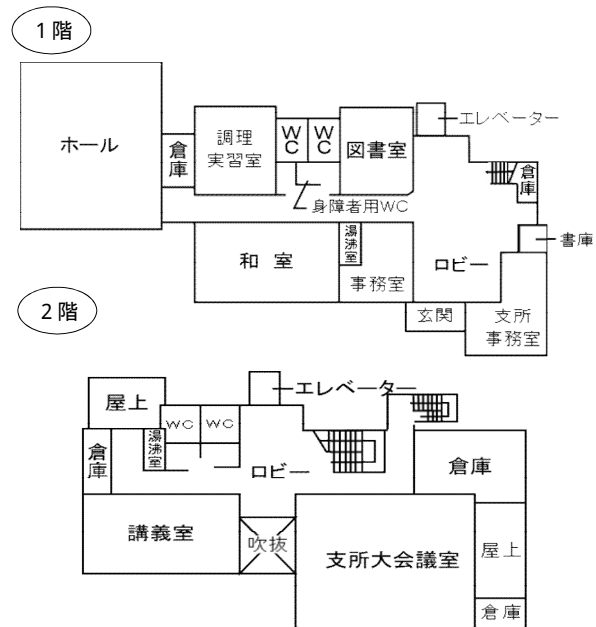
吉倉八幡神社本殿壁面彫刻（市有形文化財）

仁田神社、北島の雨地蔵、宝勝寺、双体道祖神、山王道標、八木田神明神社、方木田稻荷神社など

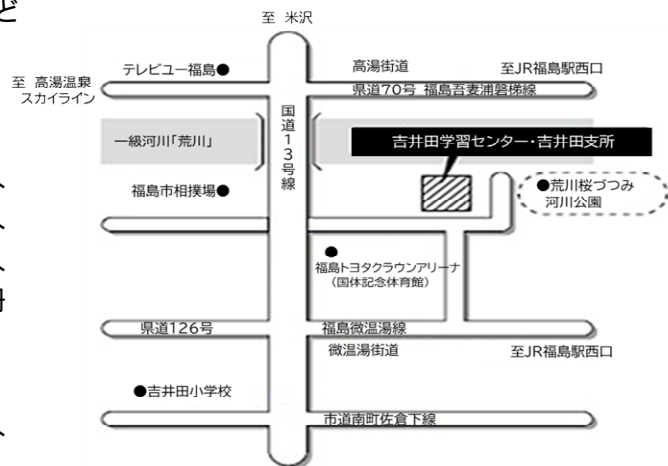
学習センター施設概要

1階	ロビー	149.08㎡	
	ホール	180.00㎡	100人
	和室(45.5)	90.65㎡	60人
	調理実習室	52.22㎡	25人
	図書室	48.22㎡	蔵書 9,253冊
	事務室	37.89㎡	
2階	ロビー	103.46㎡	
	講義室	88.02㎡	50人
駐車可能台数	60台（吉井田支所と共用）		

平面図



案内図



運営方針

- (1) 地域の力を育む社会教育・生涯学習活動の推進に努める。
- (2) 多様化するニーズに応じた学びを通じて、地域への関心を高め地域社会とつながる意識や住民同士のつながりづくりに努める。
- (3) 地域のコミュニティづくりを支える地域の各種団体等への継続的かつ必要な活動支援に努めるとともに、市民の共創による持続可能な地域づくりの推進に努める。
- (4) 地域を担う人材の発掘と多様な学びによる人づくり、及び、学びを地域や社会に還元する「学びと活動の循環」を形成できる環境づくりに努める。
- (5) 地域とともにある生涯学習の土台となる施設として、利用しやすい学びの環境づくりと施設の効率的な管理・運営に努める。

特色ある事業 少年教室ヨッシーキッズ、子どもひろば、夏休み防災キャンプ、夏・冬休み子ども応援事業、食と健康づくり事業

主な事業

領域	事業名	対象	時期	回数	事業内容
少年教育	少年教室ヨッシーキッズ	小学3～6年 主に小学生	5月～2月	10	・異年齢集団活動、世代間交流、ふるさとから学ぶ事業 ・体験遊びの場の提供・地域の交流 ・学童クラブ等との連携による映画上映 ・NP0との連携による地域の子ども居場所づくりと多世代交流の場「よしいだキッチン」の支援 ・夏休み子ども寺子屋、冬休み子ども書き初め教室など ・地域の協力、連携による防災教育 避難生活体験型の宿泊
	子どもひろば	小学生	1月～3月	3	
	子ども映画上映会	小学生	7月～3月	3	
	子どもの居場所づくり支援事業	小学生	4月～3月	12	
成人教育	夏・冬休み子ども応援事業 地域連携防災教育事業 「夏休み防災キャンプ」	主に小学生	7月～1月 8月	3 1	
	1UPカレッジ(三河台・吉井田・西・吾妻4館合同事業)	青年	6月～2月	8	・青年期に必要な学び
成人教育	吉井田女性スクールSAKURA	成人女性	5月～3月	14	・健康、教養、地域の問題解決に関する学び
	女性のつどい (西方部女性団体連絡協議会研修会)	女性	9月～2月	1	・女性の諸問題解決のための学びと参加者交流
	市民講座(各期)	一般市民	6月～2月	随時	・一般教養、文学講座など ・地域の団体・関係機関等と連携・協働による食と健康づくり ・男性の社会参加と地域交流 ・地域の花いっぱい運動に協力 ・地域への愛着や誇りを育み、特色ある地域づくりを支援 ・高齢者のICTスキル向上、交流機会を創出する ・地域団体等の生涯学習事業企画を支援する ・地区の町内会、各種団体等の要望に応じ開催 ・減災の学びと交流を通して地域づくりを支援
	食と健康づくり支援事業 「よしいだ健康教室」	一般市民	6月～3月	2	
	男の料理教室	一般市民	〃	2	
	花のまちガーデニング教室	一般市民	5月・11月	2	
	ふるさと再発見事業	一般市民	4月～3月	2	
ICT活用推進事業	一般市民	6月～2月	4		
市民学習プラン支援事業	一般市民	年間	随時		
地区出前講座	一般市民	〃	随時		
防災・減災教育事業	一般市民	6月～12月	2		
高齢者教育	よしいだ悠遊塾	高齢者	5月～2月	12	・世代間交流、健康づくり、高齢者の生きがい支援
家庭教育	ママRingよしいだ 「もも、りんご、コース」	未就学児と母親	5月～2月	12	・食生活と健康、子育て講話、季節の行事体験(教育託児)
	ババママよしよし広場	〃	9月～2月	4	・子育ての悩みを解決する講座を開催
文化・芸術	吉井田地区文化祭	一般市民	10月	1	・作品の展示発表・活動紹介と地域交流 ・各芸能団体の学習成果発表
体育・レク	地区少年体育会球技大会	小・中学生	6月～2月	4	・サッカーソフトボール等の少年会対抗戦 ・ソフト、バレー、木球、卓球等の地区対抗戦 ・ソフト、バレー、ボウリング等の地区対抗戦 ・地区内の町会対抗による各種競技 ・基礎技術の習得 ・愛好者による個人戦
	西方部親善球技大会	一般市民	8月～2月	4	
	地区内親善スポーツ大会	〃	5月～3月	6	
	吉井田地区民大運動会	〃	10月	1	
	少年スケート教室	小学生	2月	1	
新春囲碁大会	一般市民	2月	1		
住民運動	青少年健全育成推進事業	一般市民	年間	随時	・関係機関団体との連携協力による啓発活動等 ・〃 ・〃 ・河川環境整備の協力、荒川フェスティバルの協力等 ・田植え、稲刈り等の地域協働活動の協力 ・常時啓発と推進
	明るい選挙推進事業	〃	〃	〃	
	地区社会福祉協議会との連携	〃	〃	〃	
	ふるさと川・荒川づくり協議会との連携	〃	〃	〃	
	荒川酒造り協議会との連携	〃	〃	〃	
市民憲章運動の推進	〃	〃	〃		
地域学校協働	地域学校協働本部事業	吉井田小 岳陽中	年間	随時	【学校・家庭・地域との共創・学校を核とした地域づくり・地域と共にある学校づくり】 ・学校の要望に沿った地域内ボランティアの発掘とコーディネート(授業の補助・校舎内外の環境整備・学校行事運営の支援等) ・学校と地域が双方の課題を一緒になって取組み解決していく活動のコーディネート(地域課題解決学習、地域貢献活動)
	・学校支援活動 ・地域学校協働活動				

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業の実施時期、内容等に変更がある場合があります。

(10) 西 学 習 セ ン タ ー



所在地	〒960 - 2155 福島市上名倉字妻下4 - 2 TEL 593 - 1013 FAX 593 - 5198		
交通機関	福島交通バス 荒井 土湯温泉線 「佐倉局前」徒歩1分「あらいクリニック前」徒歩3分		
設置年月日	昭和40年4月1日	建設年月日	昭和59年3月26日
面積と構造	(建物)821.04㎡ (敷地)4,904.12㎡ (構造)RC2F		
人口 (R4.4.1現在)	(男)3,770人(女)3,476人(計)7,246人		世帯数 3,308世帯
地区面積	94.81km ²	学 校 数	(小)3 (中)1 (高) -
職員数	館長 1名 職員 2名 生涯学習指導員 1名 技能職員 1名 その他 2名 計 7名		
委員 指導員数	運営審議会委員 9名 青少年指導員 1名 女性教育指導員 1名		

地域の概要

西地区は福島市の西南に位置し、佐倉、荒井、土湯温泉町の3地区からなり、土湯峠から福島西I.C周辺まで荒川の流れに添うかのように広がる。管内を国道115号線が東西に走っている。

佐倉には各種企業が立地し、荒井には自衛隊や官公庁の出先機関があり、公共公益施設が集中しているが、西地区全体としては静かな農村のたたずまいをまだ残している。

また、あづま総合運動公園や民家園、水林自然林、クロスカントリーコース、四季の里(農村マニユファクチャー公園)もあり、豊かな自然環境に恵まれた土湯温泉郷とともに市のレクリエーションエリアになっている。

地域、施設の案内紹介

- 名所 ・ 旧跡
- 名所 慈徳寺の種まき桜
- 水林自然林
- 聖徳太子堂
- 旧跡 名倉城跡

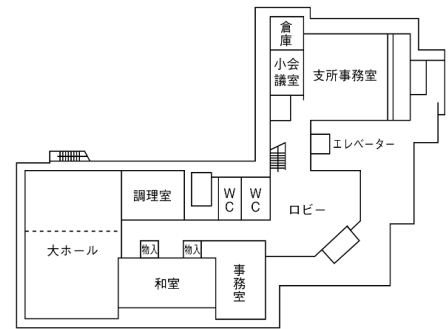
学習センター施設概要

1階	和室	74.34㎡	70人
	実習室	46.80㎡	30人
	大ホール	210.27㎡	200人
	ロビー	106.01㎡	
(図書室として使用、蔵書11,083冊)			
2階	研修室1	70.89㎡	30人
	研修室2	44.28㎡	18人

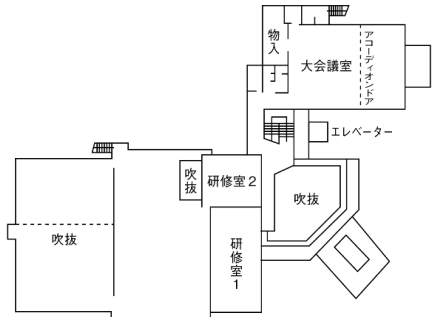
駐車可能台数 40台(西支所と共用)

平面図

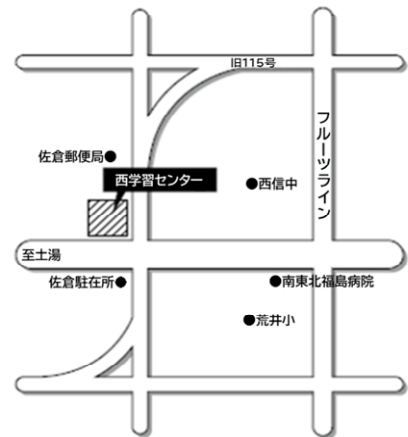
1階



2階



案内図



運営方針

- (1) 地域の生涯にわたる学習の中心施設として、学習活動への支援、多様な学習機会と情報の提供、相談体制の充実に努め、かつ自ら学ぶ意欲の形成を図る。
- (2) 地域住民の身近な学習・交流の場として、親しまれ、利用される環境づくりに努める。
- (3) 地域公共施設、地域環境資源、地域人材の活用を図り、住みよい地域づくりに努める。
- (4) 関係機関・団体と連携し、団体・グループの育成助長に努める。

特色ある事業 いきいき交流通学合宿、わくわく交流通学合宿、こども仕事じゅく、大人のための社会科見学

主な事業

領域	事業名	対象	時期	回数	事業内容	
少年教育	子ども会育成会役員等研修会	小中学生の保護者	11月	1	・地域で指導できる親づくりのための研修等	
	少年教室「西こどもクラブ」	小学生	5月～3月	12	・ふるさとから学ぶ地域学習、自然探訪や世代間交流など	
	こども仕事じゅく	〃	8月	1	・仕事の体験（見学）学習	
	科学工作教室	〃	〃	1	・身近なものを使った科学工作、実験	
	親子教室	小学生と保護者	7月～12月	3	・親と子の体験学習などで親子の絆を深める	
	いきいき交流通学合宿	小学生	5月～6月	1	・宿泊体験合宿を通して、子ども達の「生きる力」を養う	
	わくわく交流通学合宿 こども自然体験教室 新春書き初め&茶道教室	〃 〃 〃	8月～9月 7月 1月	1 1 1	・小学校3～4年生向けの短期間の通学合宿 ・地域での自然体験 ・書き初めと茶道の学習を通じた世代間交流	
成人教育	教青年 四館合同1UPカレッジ	青年	6月～2月	8	・青年期に必要な学びと交流	
	教女性 西女性スクール	成人女性	4月～3月	16	・女性の資質向上と地域参加・趣味、教養、健康等の講座	
	各種講座等	町会への出前講座	一般市民	9月～2月	5	・町会との共催による生活に密着した身近な学習会
		市民学校	〃	6月～3月	7	・生活、文化、教養等の学習
		ふるさと学びカレッジ ～マイライフClub～	〃	9月	3	・いきがいつくりと地域交流の場を提供する
		市民学習プラン支援事業	〃	年間	随時	・地域団体等の企画による公共性の高い事業の実施を支援する
		ICT活用推進事業	〃	11月	2	・高齢者向けスマホ教室
花のまちガーデニング教室	〃	6月・11月	2	・寄せ植えを行いガーデニングの興味関心を高める		
大人のための社会科見学	〃	7月	1	・特色ある事業所の見学学習		
ヒストリーウォーク	〃	9月	1	・史跡をめぐる教養を深める		
高齢者教育	西ことぶき学級 高齢者元気アップ事業	高齢者 〃	5月～2月 6月～7月	10 2	・健康と生きがいつくりの学習 ・高齢者のICTスキル向上、交流機会を創出する	
教家庭	ぼかぼかClub	0～3歳児と保護者	5月～2月	10	・親と子の関わり、子育てと仲間づくりなどの学習	
芸術・文化	歴史講座	一般市民	7月～3月	2	・歴史から学ぶ、ふるさと再発見	
	西地区文化祭	〃	10月	1	・西学習センターを会場にしての学習発表と地域住民の交流	
	西地区芸能発表	〃	3月	1	・民謡、舞踊、詩吟、カラオケ等の発表会	
体育・レク	西部少年球技大会	小・中学生	7月	1	・ソフト、フットベースボール、バレーボール	
	西部少年卓球大会	〃	1月	1	・卓球	
	西部部総合球技大会	一般市民	8月	1	・ソフトボール、家庭バレーボール、ポッチャ	
	西部部親善木球大会	〃	9月	1	・木球	
	西部部親善ボウリング大会	〃	11月	1	・ボウリング	
	西部部親善卓球大会	〃	2月	1	・卓球	
	ふる里自然探訪	〃	10月	1	・トレッキングで自然にふれあう	
運住動民	明るい選挙推進事業	一般市民	年間	随時	・関係機関団体との連携協力による啓発	
地域学校協働	地域学校協働本部事業	荒井小 佐倉小 佐原小 西信中	年間	随時	・学校の要望に沿った地域内ボランティアの発掘とコーディネート(授業の補助・校舎内外の環境整備・登下校中の安全確保・学校行事運営の支援等)	
	・学校支援活動 ・地域学校協働活動				・学校がより幅広い層の地域住民や団体とのネットワークを形成し、双方向で関わり合う活動(地域課題解決学習、地域貢献活動) ・対象学校長との打合せ(基本方針・要望)と年間のふりかえり(評価・反省)	

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業の実施時期、内容等に変更がある場合があります。

(11) 信陵学習センター



所在地	〒960-0241 福島市笹谷字オノ神1 TEL 558-1234 FAX 559-2097		
交通機関	福島交通飯坂線「笹谷駅」徒歩15分 福島交通バス 大笹生 中野行「信陵支所」 徒歩1分		
設置年月日	昭和42年4月1日	建設年月日	平成6年5月30日
面積と構造	(建物)955.06㎡ (敷地)9,264.76㎡ (構造)RC2F		
人口 (R4.4.1現在)	(男)6,874人 (女)7,292人 (計)14,166人		世帯数 6,363世帯
地区面積	48.80km ²	学校数	(小)2 (中)1 (高)- (養)1
職員数	館長 1名 職員 2名 生涯学習指導員 1名 技能職員 1名 その他 3名 計 8名		
委員 指導員数	運営審議会委員 9名 青少年指導員 1名 女性教育指導員 1名		

地域の概要

信陵地域は福島市の北西部に位置し、「大笹生地区」と「笹谷地区」の2地区からなっている。

大笹生地区は歴史と豊かな自然に恵まれ、フルーツライン沿いに果樹地帯が広がり、くだもの王国福島観光の一翼を担っている。さらに、十六沼公園やびよんびよんドームなど施設の充実、近年は東北中央自動車道の大笹生インターチェンジ付近の道の駅や工業団地整備などにより新たな発展がめざましい。

笹谷地区は福島交通飯坂線の利便性を有し、閑静な住宅街として発展している。近年、区画整理や道路網の整備によって多くの企業や大型店舗等の進出が著しく、地域の生活経済を支えるとともに福島市の経済発展に大きな役割を果たしている。

今後、2地区の特性を融合し、さらなる発展が予想される。

地域、施設の案内紹介

名 所	大笹生十六沼公園の“桜”
	愛宕神社の“ヒイラギ”
施 設	“大笹生ダム”
	“ふくしまスカイパーク”
	“十六沼公園”
	“道の駅ふくしま”

学習センター施設概要

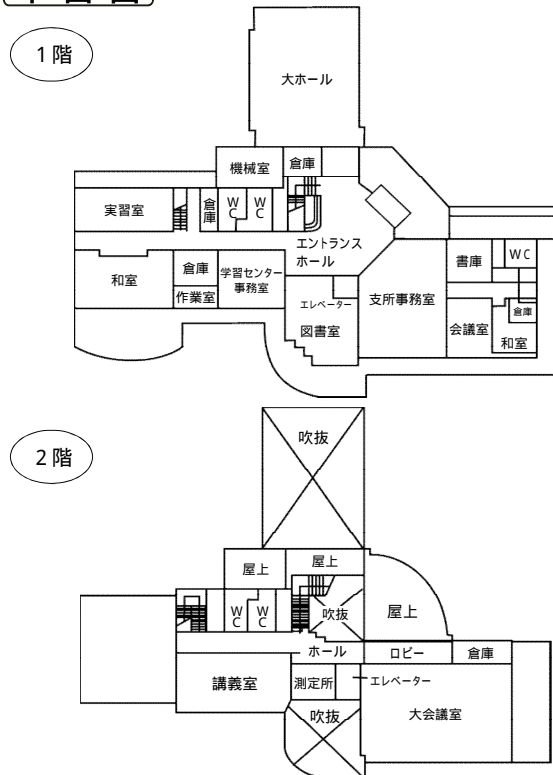
1階	和室	76.7㎡	50人
	実習室	54.8㎡	30人
	大ホール	193.0㎡	120人
	図書室	78.3㎡	蔵書8,981冊
2階	講義室	90.6㎡	60人

体育施設

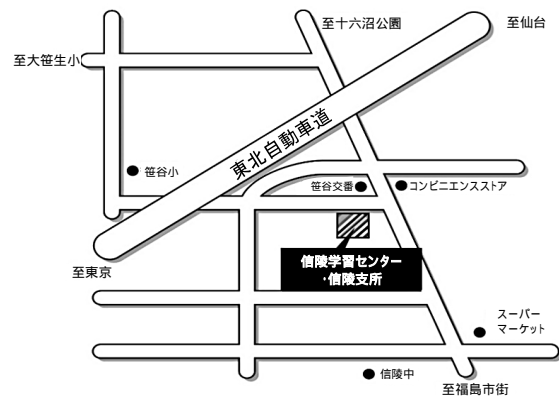
テニスコート	1面	793.1㎡
ゲートボール場	1面	623.9㎡

駐車可能台数 100台(信陵支所と共用)

平面図



案内図



運営方針

- (1) 社会の変化に対応し、住民ニーズの把握に努めると共に、ライフステージに応じた各種事業を展開する。
- (2) これまで培ってきた経験や知識が豊富な地域の人材を活かすため、その発掘に努めながら各講座の講師を依頼するなど、その育成強化を図る。(市民企画型市民講座)
- (3) 地域の関係機関、団体との連携を図る。特に小中学校・養護学校との連携の強化に努める。(学校支援地域本部の推進)
- (4) 各利用団体・サークル活動を支援し育成を図るとともに、活動の発表の場である地区文化祭などの行事の企画運営を委ね、積極的な運営参加を促す。

特色ある事業 信陵ジュニアカレッジ(がき大将の集い)、ふるさと学びカレッジ「あづま男と淑女の会」、企画もちこみ型市民講座

主な事業

領域	事業名	対象	時期	回数	事業内容	
教 少 育 年	信陵ジュニアカレッジ(がき大将の集い) 信陵ワイワイ広場	小学4～6年生 小学生	5月～3月 7月・12月	13 2	・リーダーとしての知識や技術の習得及び諸学習 ・多様な体験講座により、子どもの感性や創造力を育む	
成 人 教 育	I C A ・ K I T A ヤングカレッジ クリスマスパフォーマンスフェスタ 信陵ヤングサンタ	18～30歳代の男女	4月～3月	24	・一般教養、体育レク、野外活動を通じた仲間づくりと豊かな人間形成を図る ・様々なパフォーマンスを通して、若年者へセンター事業を身近に感じてもらう ・サンタに扮した若者が保護者から預かったプレゼントを届けることで、夢とボランティア意識を育む	
		若年者	12月	1		
		青年と親子	"	1		
	女 性 教 育	信陵スマイルレディース 信陵梨花レディース 信陵スカイレディース レディスジャンプ	成人女性	5月～3月	11	・昼間・夜間・モデル世代ごとに活動し、主体的に学級運営を推進し、女性の資質向上、社会生活への適応力、家庭生活における技能の向上を目指す。併せて、学級生の交流を図る
			"	5月～3月	11	
			"	5月～3月	11	
			"	11月	1	
	各 種 講 座	I C T 活用セミナー ふるさと学びカレッジ 「あづま男と淑女の会」 市民講座 (主体型・市民企画型・応援型) 市民学習プラン支援事業 花のまちガーデニング教室	一般市民	2月・3月	2	・パソコン入門及び活用講座 ・働きざかりの世代を主な対象とした事業を実施し、働きざかりの世代が活躍できる場面づくりをする ・住民ニーズに応じた各種事業を展開し、地域の教育力の向上を図る ・地域団体等が主体的に行う事業の実施を支援し、地域の教育力の向上を図る ・初心者を対象とした寄せ植え教室
			40～70歳代の男女	4月～3月	10	
			一般市民	"	12	
"			6月7月2月	3		
"			6月・12月	2		
高 齢 者 教 育	悠遊塾(木曜コース) 悠遊塾(金曜コース) 高齢者元気アップ事業	高齢者	5月～3月	11	・高齢者対象の教養・生活文化、健康等に関する学習と交流 ・高齢者の高度情報化社会への適合に向けICT講座を開設	
		"	"	11		
		"	5月・7月	2		
家 庭 教 育	ひまわり教室 キッズフェスティバル	2～4歳児と保護者	5月～3月	11	・親子ふれあいの学習を通して、友達づくりや子どものしつけ方を学ぶ ・影絵、人形劇などの演劇等により親子でふれあい子育て家庭相互の交流を図る	
		3～6歳児と保護者	11月	1		
芸 文 術 ・ 文 化	信陵地区文化祭 信陵地区芸能祭	地区住民	10月	1	・各種作品、資料の展示、学習成果発表、演技披露、模擬店等による地域交流と生涯学習の啓蒙・推進 ・地区内の各種団体による学習成果発表(演技披露)による地域交流と生涯学習の啓蒙・推進	
		"	6月	1		
体 育 ・ レ ク	信陵地区スポーツレクリエーションまつり 信陵地区ウォークラリー大会 少年スキー・スノーボード教室 少年スケート教室 新春囲碁将棋大会 利用団体対抗!ユニカール大会 利用団体対抗!ポッチャ大会	地区住民	6月	1	・地区住民を対象とした各種スポーツの祭典 ・子どもから高齢者まで、誰でも参加できる「ウォークラリー大会」 ・スキー・スノーボード・スケートの基礎技術、マナーの習得及びウィンタースポーツの普及 ・囲碁、将棋愛好者による対局と地域住民の交流 ・ユニカールによる利用団体登録サークル間の交流 ・ポッチャによる使用団体登録サークル間の交流	
		"	11月	1		
		少年	1月	1		
		"	12月	1		
		地区住民	1月	1		
		利用団体会員	7月	1		
		"	11月	1		
運 住 動 民	青少年健全育成運動の推進 明るい選挙推進啓発	地区	年間	常時	・関係機関団体との連携協力による啓発事業	
		"	"	"		
地 域 学 校 協 働	地域学校協働本部事業 ・学校支援活動 ・地域学校協働活動	大笹生小 笹谷小 信陵中	年間	随時	・学校の要望に沿った地域内ボランティアの発掘とコーディネート(授業の補助・校内内外の環境整備・登下校中の安全確保・学校行事運営の支援等) ・学校がより幅広い層の地域住民や団体とのネットワークを形成し、双方向で関わり合う活動(地域課題解決学習、地域貢献活動) ・対象学校長との打合せ(基本方針・要望)と年間のふりかえり(評価・反省)	

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業の実施時期、内容等に変更がある場合があります。

(12) 飯坂学習センター



所在地	〒960-0201 福島市飯坂町字銀杏6-11 TEL 542-2122 FAX 542-2153		
交通機関	福島交通飯坂線「花水坂駅」徒歩3分		
設置年月日	昭和23年4月1日	建設年月日	平成16年12月24日
面積と構造	(建物)1,799.58㎡ (敷地)9,858.23㎡ (構造)RC一部S2F		
人口 (R4.4.1現在)	(男)9,953人 (女)10,567人 (計)20,520人		世帯数 9,143世帯
地区面積	270.9km ²	学校数	(小)4 (中)3 (高)1
職員数	館長1名 職員2名 生涯学習指導員2名 技能職員1名 図書職員3名 その他2名 計11名		
委員 指導員数	運営審議会委員9名 青少年指導員1名 女性教育指導員1名		

地域の概要

市街地から北西へ約11km・奥羽山脈の東南麓に位置し、市面積の36%の面積を有する旧6町村からなり、約60%は丘陵山岳地帯である。

管内には東部に東北自動車道、南部に国道13号そして中央部を399号線、また福島駅からは県道と福島交通飯坂線が走り、環境に恵まれた地域である。

また、飯坂温泉は、鳴子・秋保とともに奥州3名湯に数えられる歴史ある温泉地で、名所旧跡が数多く点在し、さらに周辺地域は果樹栽培が盛んで、自然環境にも恵まれた「いで湯とくだもの里」である。

地域、施設の案内紹介

飯坂は、「いで湯とくだもの里」として全国的に知られて、さくらんぼ、桃、りんご、梨、ぶどうなど四季折々のくだもの生産地でもある。春にはこれらのくだもの花とともに、桜・はなももの花がいっせいに咲き誇る。

また、味覚の時期は「フルーツライン」沿いに観光果樹園が軒を並べ、くだもの狩りを楽しむ観光客や家族連れで賑わう。

名所・旧跡 大鳥城址、鱒湖湯、医王寺、
旧堀切邸、天王寺、
摺上川ダム、花ももの里

学習センター施設概要

図書室(260㎡)

・蔵書35,729冊

AV(ビデオ・CD等)コーナー

多目的ホール(551㎡)

・バレーボール1面 ミニバスケット1面

バドミントン2面 卓球台5台

ステージ 舞台照明設備 放送設備

暗幕設備 ピアノ イス280脚

視聴覚室(61㎡) 収容人員37人
(研修室1) マルチプロジェクターVTR
ピアノ マイク設備

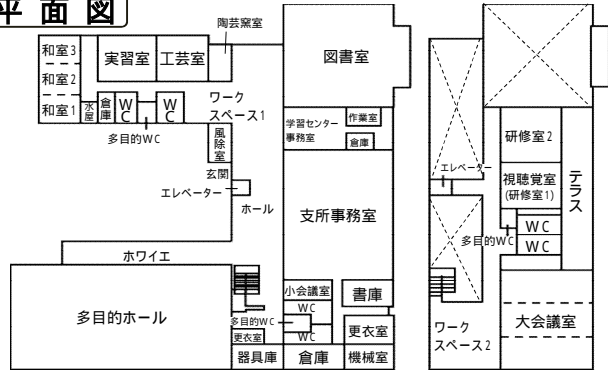
研修室2(63㎡) 収容人員37人
和室1~3(83㎡) 収容人員60人 12.5畳×3間
茶道用電熱器

実習室(52㎡) 収容人員25人
調理台5台 ガスオープンレンジ

工芸室(67㎡) 収容人員25人
工芸台5台 電気陶芸窯

その他・ホール ワークスペース1・2 テラス
駐車可能台数 100台(飯坂支所と共用)

平面図



案内図



運営方針

地域住民に「いつでも」「楽しく」「主体的に」学べる場を提供することにより、住民相互の新たな「つながり」づくりや幅の広い交流が促進され、地域全体で支え合いながら、市との共創により、自分たちの住んでいる地域に誇りの持てる街づくりに寄与する。

- (1) 多様な学びによる人づくりの推進を図る。
- (2) 市民との共創による持続可能な地域づくりの推進を図る。
- (3) 学びを支える体制と環境の充実を図る。

特色ある事業 遊びのがっこう、夏休み子どもひろば、飯坂方部女性のつどい、世代間交流事業（4地区）

主な事業

領域	事業名	対象	時期	回数	事業内容	
少年教育	遊びのがっこう	小学4～6年生	5月～3月	11	・学校や学年の枠にとられない野外活動等の体験学習 ・工作、折りがみ、プラ板づくりなど ・世代間の交流、レクリエーション等 ・地域の協力、連携による防災教育、避難所体験	
	夏休み子どもひろば	生 学 生	7月～8月	3		
	子どもまつり	小・中学生	10月	1		
	防災キャンプ	小・中学生	8月	1		
成人教育	IC A・KITAヤングカレッジ	青 年	4月～3月	22	・青年の教養学習と仲間づくり	
	女性教育	女性講座（6地区）	成人女性	5月～3月	10	・女性の資質の向上と地域課題の学習 ・女性の資質の向上と地域課題の研究 ・現代的課題の学習と学級生の交流 ・地域の課題を研究討議 ・女性団体のリーダー養成
		女性スクール（3学級）	”	”	33	
		レディスジャンプ	”	11月	1	
		飯坂方部女性のつどい	”	10月	1	
		女性団体リーダー研修会	”	9月	1	
	各種講座等	市民学校	一般市民	年 間	14	・一般教養及び生活、文化の学習 ・パソコン操作技術の習得、インターネット活用 ・仲間づくりや生活を豊かにするきっかけづくり ・市民学習の支援
		ICT活用セミナー	”	7月・12月	4	
		ふるさと学びカレッジ ～男性チャレンジスクール～	”	4月～3月	10	
		市民学習プラン支援事業	”	5月～2月	2	
高齢者教育	ながいき大学（2地区）	高 齢 者	5月～3月	各10	・地区老人会のいきがい学習とリーダー養成 ・世代間の交流と明るい家庭づくり ・高齢者のICT活用	
	世代間交流（4地区）	一般市民	4月～2月	6		
	高齢者元気アップ事業	高 齢 者	年 間	4		
家庭教育	家庭教育講座（1地区）	一般市民	5月～3月	4	・幼児をもつ母親の家庭教育のあり方の学習 ・主に思春期の子どもの成長や教育に関する学習 ・親子のふれあい、子どものしつけ、親のあり方などの学習	
	いいざか家庭セミナー	”	6月～2月	2		
	家庭教育学級 （ももちゃんクラブ・平野）	”	年 間	10		
芸術・文化	飯坂総合文化祭&子どもまつり	一般市民	11月	1	・作品展示・学習発表会・子どもまつり・模擬店などの総合文化祭 ・趣味の愛好者による地区展覧会	
	各地区展覧会（3地区）	”	12月～3月	3		
体育・レク	ジュニアスキー・スノボ教室	小・中学生	1月	1	・スキー・スノボの基礎技術の習得 ・ソフトボール・卓球・家庭バレーボール・グラウンドゴルフ・ソフトバレーボール・ZUMBAフィットネス・ポッチャ体験教室	
	飯坂総合スポーツ祭（7種目）	一般市民	10月～2月	5		
運住動民	明るい選挙推進運動	一般市民	年 間	常時	・明るい選挙推進の学習及び啓発活動	
地域学校協働	地域学校協働本部事業	飯 坂 小 中 野 小 平 野 小 湯 野 小 大 鳥 中 平 野 中 西 根 中	年 間	随時	・学校の要望に沿った地域内ボランティアの発掘とコーディネート（授業の補助・校舎内外の環境整備・登下校中の安全確保・学校行事運営の支援等） ・学校がより幅広い層の地域住民や団体とのネットワークを形成し、双方向で関わり合う活動（地域課題解決学習、地域貢献活動） ・対象学校長との打合せ（基本方針・要望）と年間のふりかえり（評価・反省）	
	・学校支援活動					
	・地域学校協働活動					

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業の実施時期、内容等に変更がある場合があります。

(13) 松川学習センター



所在地	〒960 - 1241 福島市松川町字杉内33 TEL 567 - 2323 FAX 567 - 2403		
交通機関	東北本線「松川駅」 徒歩25分 福島交通バス 医大 水原線「松川支所」徒歩1分		
設置年月日	昭和24年4月1日	建設年月日	平成27年2月27日
面積と構造	(建物)1,960.36㎡ (敷地)9,078.00㎡ (構造)RC2F		
人口 (R4.4.1現在)	(男)6,721人 (女)6,659人 (計)13,380人	世帯数 5,674世帯	
地区面積	63.07km ²	学校数	(小)4 (中)1 (高) - (大)2
職員数	館長1名 職員3名 生涯学習指導員1名 技能職員1名 図書職員3名 その他2名 計11名		
委員 指導員数	運営審議会委員9名 青少年指導員1名 女性教育指導員1名		

地域の概要

松川町は福島市の南に位置し、西は吾妻山山麓の水原から北に金谷川、そして東は阿武隈川に至る下川崎と東西に長い丘陵で起伏の多い地域である。中央部を南北に通る旧奥州街道の宿場町八丁目宿を中心として、東部及び西部に広がる農村部を背景に発達してきた町であるが、時代と共に変化し、特に金谷川地区は文教地区としての変化をみせ、国立の福島大学、県立医科大学、同附属病院などがあり、福島大学は3学群5学類の教育組織を実現させた。また国・県・市道の整備も進む中、平成18年10月1日から東北自動車道松川パーキングエリアのスマートインターが恒久化され、現在旧四号国道からのアクセス道路が整備されつつある。

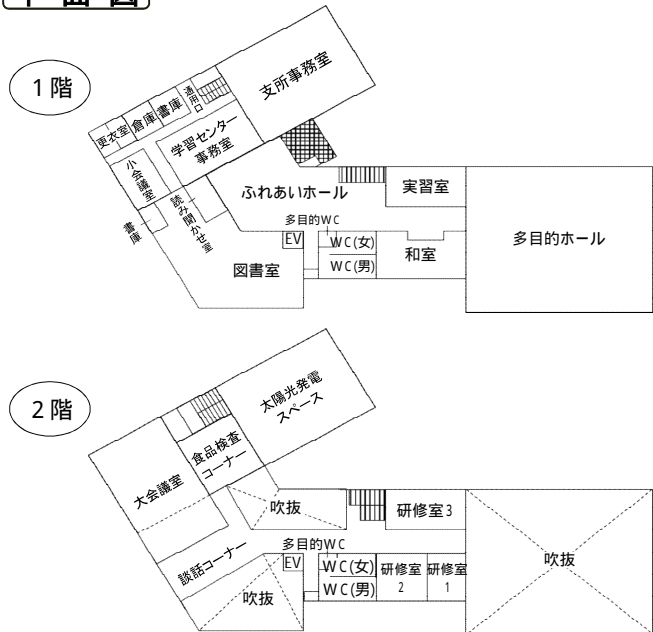
施設の案内紹介

学習センター施設概要

1階	和室	68㎡	60人
	実習室	67㎡	30人
	図書室	270㎡	蔵書27,766冊
	多目的ホール	490㎡	200人
	・バレーボール 1面		
	・ミニバスケットボール 1面		
	・バドミントン 2面、卓球台 5台		
	・ステージ、放送設備、ピアノ、イス200脚		
2階	研修室1	63㎡	30人
	研修室2	54㎡	24人
	研修室3	67㎡	36人

駐車可能台数 129台(松川支所と共用)

平面図



案内図



運営方針

- (1) 子どもから高齢者まで、それぞれのライフステージのニーズに応じた学習を推進し、日常生活の充実や心の豊かさにつながる事業展開に努める。
- (2) 地域の文化財を十分に活用し、地域の人財を活かした事業を推進する。
- (3) 世代間交流・地域交流事業の実施を推進する。
- (4) ICT(情報通信技術の使い方)に対応した学習の推進を図る。
- (5) 地域学校協働本部事業の推進を図る。
- (6) 新型コロナウイルス感染症拡大予防対策を図り、学びを止めない環境づくりに努める。

特色ある事業 出会い&キャンプ、家庭教育講座(出前講座)

主な事業

領域	事業名	対象	時期	回数	事業内容
少年教育	わくわく広場	小学4～6年生	年間	10	・野外活動、体験学習等
	子どもフェスタ	幼児と保護者及び小学生	7・8月・12月	4	・科学教室、書初め教室、映画鑑賞
成人教育	出会い&キャンプ	青年	年間	1	・キャンプと出会いイベント
	レディースまつかわ	成人女性	年間	22	・教養、趣味、健康等
	パソコン講座	一般市民	11月	2	・文書、デジカメ活用
	市民学校(ウォーキング等) ふるさと学びカレッジ(ゆとり講座) 市民学習プラン支援 花のまちガーデニング教室	一般市民 団塊の世代等 一般市民	年間 7月～3月 年間 6月～12月	4 4 1 2	・一般教養・文化などの学習 ・ゆとりある時間を楽しむ趣味等の体験学習を学ぶ ・地区団体が主催で実施 ・ガーデニングに対する興味関心を高める
高齢者教育	ことぶき学園	高齢者	年間	11	・高齢者の教養、健康講座等
	高齢者元気アップ事業	高齢者	年間	6	・高齢者のICT講座
家庭教育	まつかわ家庭教育学級(すくすく)	幼児と保護者	年間	10	・乳幼児の教育について
	まつかわ家庭教育講座(ラッコ)	幼児と保護者	"	10	・ミュージックセラピー
	家庭教育講座(3講座)	幼稚園児と保護者	"	各4～5	・保育園・幼稚園への家庭教育出前講座
芸術・文化	文化祭(共催)	一般市民	10月	1	・作品展示と各種イベント
	短歌・俳句大会	"	11月	1	・作品発表等
	歴史講座	"	6月～2月	2	・地域の文化財や歴史について学ぶ
	古典講座	"	8月～9月	3	・入門「源氏物語」について学ぶ
体育・レク	囲碁・将棋大会	一般市民	2月	1	・クラスごとのリーグ戦
住民運動	明るい選挙推進啓発事業	一般市民	年間	常時	・会議、研修、啓発運動
	市民運動推進	"	"	"	・市民憲章、市民ぐるみ運動
	交通安全運動の推進	"	"	"	・団体育成・協力・啓発活動
地域学校協働	地域学校協働本部事業 ・学校支援活動 ・地域学校協働活動	松川小 水原小 金谷小 下川崎小 松陵中	年間	随時	・学校の要望に沿った地域内ボランティアの発掘とコーディネート(授業の補助・校舎内外の環境整備・登下校中の安全確保・学校行事運営の支援等) ・学校がより幅広い層の地域住民や団体とのネットワークを形成し、双方向で関わり合う活動(地域課題解決学習、地域貢献活動) ・対象学校長との打合せ(基本方針・要望)と年間のふりかえり(評価・反省)

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業の実施時期、内容等に変更がある場合があります。

(14) 信夫学習センター



所在地	〒960 - 1101 福島市大森字馬場1 TEL 546 - 5207 FAX 546 - 5216		
交通機関	福島交通バス平田線「大森本町信夫支所入口」徒歩3分		
設置年月日	昭和22年10月1日	建設年月日	平成2年2月10日
面積と構造	(建物)830,28㎡ (敷地)9,860.00㎡ (構造)RC2F		
人口 (R4.4.1現在)	(男)11,716人(女)12,021人(計)23,737人		世帯数 10,087世帯
地区面積	41.20km ²	学校数	(小)4 (中)1 (高)1
職員数	館長1名 職員3名 生涯学習指導員1名 技能職員1名 その他2名 計8名		
委員 指導員数	運営審議会委員9名 青少年指導員1名 女性教育指導員1名		

地域の概要

信夫地区は福島市の中心部から南南西に約5km、平坦地と丘陵地が相半ばする大森、鳥川、平田の3地区からなる歴史と自然環境に恵まれた平和な「しのぶの里」である。中心部の大森は旧奥羽(米沢)街道筋の城下町で、福島市の歴史上欠くことのできない大森城跡があり、城山公園と呼ばれて市民から親しまれ、周辺には史跡、文化財が数多く点在する。東部には南北に東北本線と東北新幹線、中心部を南北に東北自動車道、その東側に国道13号線福島西道路、北部には東西に国道115号線が走り、JR南福島駅や福島西ICがある。かつては静かなたたずまいを見せる農村地域であったが、近年道路交通網の整備等によって商工業の進出や住宅団地の造成が進み、人口・世帯数が急増して大きく様変わりしている。

なお、平成27年7月に平田地区にパークゴルフ場がオープンしている。

地域、施設の案内紹介

名所・旧跡

大森城跡、城山観音堂、朝日館跡、
石那坂戦将士の碑、陽林寺、陽泉寺、観音寺、
鹿島神社、成川薬師堂、日吉神社、下鳥渡供養塔

学習センター施設概要

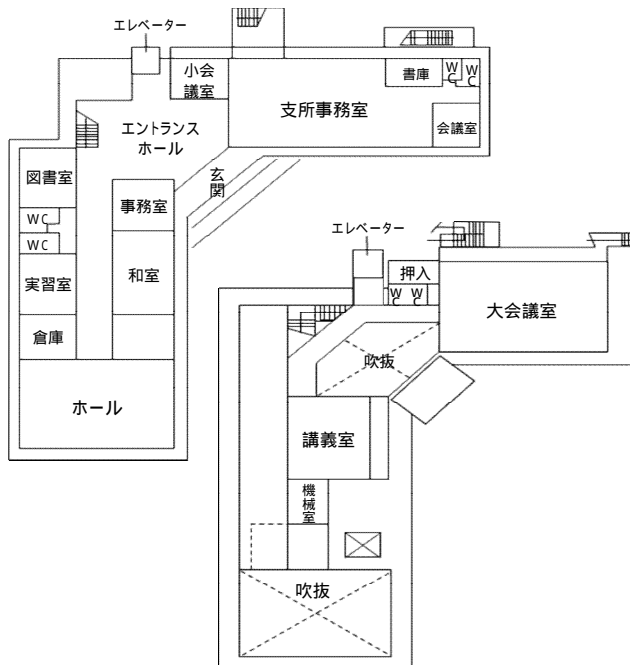
1階	事務室	53.75㎡	
	エントランスホール	129.06㎡	
	和室	88.0㎡	60人
	調理実習室	48.0㎡	30人
	ホール	198.0㎡	120人
	図書室	48.0㎡	蔵書11,082冊
2階	講義室	88.0㎡	60人

体育施設

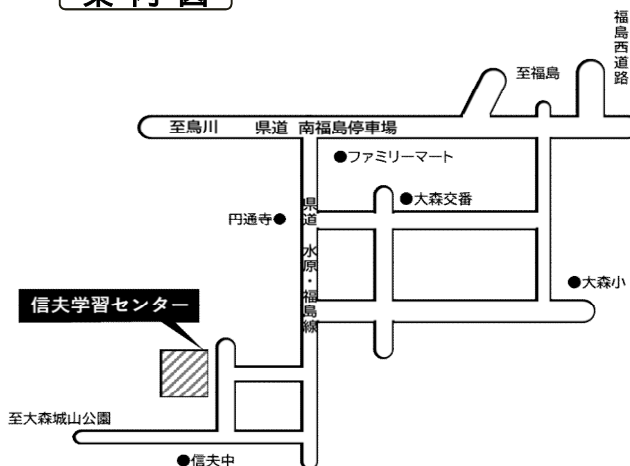
テニスコート 2面
ゲートボール場 1面

駐車可能台数 50台(信夫支所と共用)

平面図



案内図



運営方針

地域の特性を活かし、高度化、多様化する市民の学習要求や学習課題に応え、自己実現を目指す生涯学習の推進を図るため、誰もがいつでも学べる環境づくりと、生涯にわたる主体的な学習活動の支援体制を充実し、次代への新しい「まちづくり」・「人づくり」につなげる。

- (1) 生涯学習の拠点施設として、幅広い地域住民から親しまれ、利用しやすい施設としての管理運営に努めるとともに、住民のニーズに合った学習の機会と場の提供を図る。
- (2) 生涯学習の拡充・推進・家族・地域の教育力を強化するため、地域の関係機関や団体等との連携を図るとともに、生涯にわたる主体的な学習活動を支援するため情報の提供と相談事業の充実に努める。

- (3) 地区内の歴史的資産を十分に活用し、地域の特性を活かした事業を推進するとともに、地区内の歴史的風土等の保全活動に努める。
- (4) ライフステージに応じた社会教育事業及び世代間交流事業を推進することにより、学習センターにおいて学習した結果を活かして、明るく住みよい地域づくりに役立つ人材育成を推進。
- (5) 次代につながる新しい「まちづくり」「人づくり」を推進するため、市民との協働により各種事業の展開を図り新たな地域の魅力を再発見するとともに、連帯意識及びボランティア意識の高揚に努める。
- (6) 子どもたちの心と体の健康に留意しながら、子どもの夢を育む事業と読書活動の推進を図る

特色ある事業 しのみジュニア茶道、少年将棋教室、「私の主張」発表会、ふるさと縁講座

主な事業

領域	事業名	対象	時期	回数	事業内容
少年教育	少年わくわくクラブ	小学3～小学6年生	6月～2月	9～10	・自然体験、もの作り体験など
	しのみジュニア茶道	小学生と中学生	6月～3月	9	・茶道を通し礼法について学ぶ
	少年将棋教室	小学2～小学6年生	6月～3月	8	・実践指導
	親子教室 育成会研修会	小学生と保護者 育成会員	6月～3月 年間	9 3	・親と子の体験学習（料理・体操・もの作りなど） ・ドッジボール指導者講習会、まとめ研修会など
成人教育	青年講座	青年	年間	5	・教養講座等
	女性学級（2学級） 女性リーダー研修会 女性のつどい	成人女性 " "	年間 6月 2月	26 1 1	・女性の資質の向上と地域課題の学習など ・団体のリーダー養成と団体の運動（研修視察など） ・女性の運動と地域課題解決のための学習（講演会など）
	ふるさと学びカレッジ ～実年の広場～	50～69歳	5月～3月	10	・一般教養、健康、家庭生活など
	市民講座 育成会支援事業 ICT活用セミナー 市民学習プラン支援事業	一般市民 " " "	年間 " " "	20 " 8 随時	・教養・生活・文化の学習 ・育成会関連講座 ・スマートフォン操作の学習 ・地域団体等の企画による公共性の高い事業の実施を支援する
	ふるさと縁講座	一般市民	7月	1	・信夫地区に縁のある有識者による講演会を実施する
高齢者教育	寿大学 「私の主張」発表会 ことぶき芸能発表会 シニア向けスマホ講座（2学級）	高齢者 " " "	5月～12月 9月 10月 7月～2月	8 1 1 16	・健康講座、一般教養講座など ・高齢者の主張発表、小中学生の意見発表 ・高齢者の芸能発表 ・スマートフォン操作の学習
家庭教育庭	すくすくセミナー	2～4歳の 幼児と保護者	5月～2月	1～12	・絵本の読み聞かせ、親子体操など ・親子のふれあいを深めながら家庭教育の在り方を学習する
芸術文化	短歌大会	一般市民	12月	1	・作品発表、鑑賞、講話、選評
	文化祭	"	10月	1	・総合作品展示、模擬店、子どもの遊びの広場
体育・レク	少年球技大会	少年	6月	1	・ソフトボール、フットベースボール
	少年ドッジボール大会	"	11月	1	・団体戦
	ミニゴルフ大会	高齢者	9月	1	・団体戦、個人戦
	地区民大運動会	一般市民	10月	1	・団体戦、個人戦
	囲碁・将棋大会 健康マラソン大会	" "	1月 11月	1 1	・クラス別対抗戦
運住動民	明るい選挙推進事業	一般市民	年間	随時	・啓発運動、会議、研修
地域学校協働	地域学校協働本部事業	鳥川小 大森小 小平小 石小 信夫中	年間	随時	・学校の要望に沿った地域内ボランティアの発掘とコーディネート（授業の補助、登下校中の安全確保、学校行事運営の支援等） ・学校がより幅広い層の地域住民や団体とのネットワークを形成し、双方向で関わり合う活動（地域課題解決学習、地域貢献活動） ・対象学校長との打合せ（基本方針・要望）と年間のふりかえり（評価・反省）
	・学校支援活動 ・地域学校協働活動				

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業の実施時期、内容等に変更がある場合があります。

(15)- 吾妻学習センター



所在地	〒960 - 8057 福島市笹木野字折杉41 - 1 TEL 526 - 3353 FAX 526 - 3352		
交通機関	福島交通バス 上姥堂線 「吾妻支所」徒歩1分		
設置年月日	平成11年4月1日	建設年月日	平成11年2月26日
面積と構造	(建物)2,037.00㎡ (敷地)9,994.46㎡ (構造)RC一部2F		
人口 (R4.4.1現在)	(男)11,416人 (女)12,334人 (計)23,750人		世帯数 10,321世帯
地区面積	111.9km ²	学校数	(小)4 (中)2 (高) -
職員数	館長 1名 職員 3名 生涯学習指導員 1名 技能職員 1名 図書職員 3名 その他 2名 計11名		
委員 指導員数	運営審議会委員 9名 青少年指導員 1名 女性教育指導員 1名		

地域の概要

吾妻地区は、福島市の西部に位置し、野田・庭坂・庭塚・水保の4地区からなり、地区面積は111.9km²で、福島市の面積の約15%を占めています。

磐梯朝日国立公園の一角をなす吾妻連峰に広がる森林地帯と、果樹栽培を中心とする田園地帯、市中心部に隣接する住宅地と工業団地で形成する市街地からなります。果樹を中心とする農業を主力産業としながら、市街地に立地する自動車等鑄造部品製造工場や、田園地帯に広がる西工業団地の企業群など、2次・3次産業も盛んです。

磐梯吾妻スカイラインの玄関口としても知られ、高湯街道やフルーツラインには、もも、ナシ、リンゴなどの観光果樹園が軒を並べています。また、福島市のナシの生産の基礎を築いた「萱場梨」や、日本三大「五葉松」のひとつに数えられる「吾妻五葉松」の歴史ある産地です。

地域、施設の案内紹介

指定文化財
国指定天然記念物...吾妻山ヤエハクサン
シクナゲ自生地
市指定天然記念物...上野寺の大八リギリ
土船の忍びの松
清水観音の大モミ

学習センター施設概要

多目的ホール (600㎡)
・バレーボール 1面
・ミニバスケット 1面
・バドミントン 2面
・卓球台 4台
・ステージ 舞台照明設備 放送設備
・暗幕設備 ピアノ イス370脚

視聴覚室 (59㎡) 収容人員37人
液晶プロジェクター VTR OHC
16mm映写設備
ピアノ マイク設備

研修室 1 (62㎡) 収容人員40人
研修室 2 (76㎡) 収容人員50人
和室 1 (22㎡) 収容人員20人
12畳間 茶道用電熱器
和室 2 (32㎡) 収容人員30人
18畳間

実習室 (39㎡) 収容人員20人
調理台 3台 電子オープンレンジ

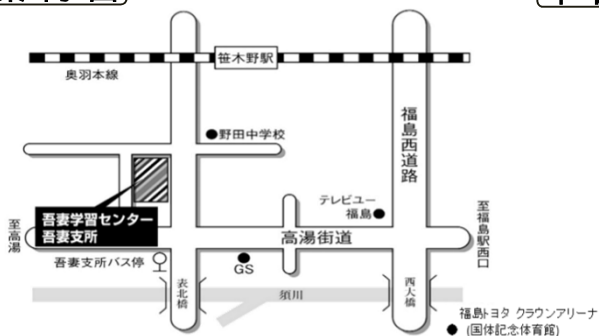
工芸室 (57㎡) 収容人員25人
工芸台 5台 七宝焼窯

図書室 (493㎡)
・蔵書52,691冊
AV (ビデオ・CD等) コーナー
こどものへや やすらぎの間

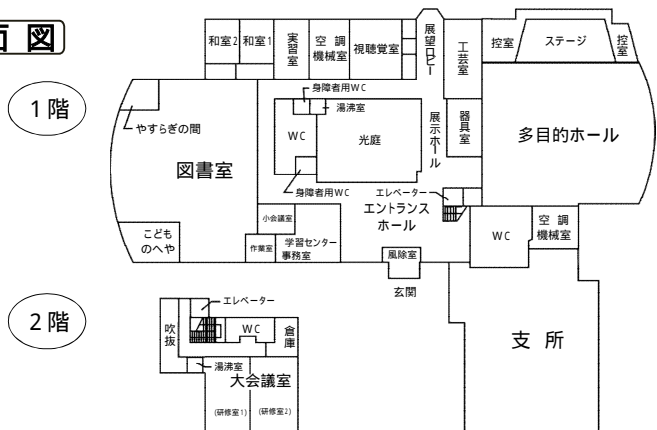
その他
・エントランスホール 展望ロビー
展示ホール 情報コーナー

駐車可能台数 116台 (吾妻支所と共用)

案内図



平面図



(15)- 吾妻学習センター分館



所在地	〒960 - 8076 福島市上野寺字下平場35 - 1 TEL 591 - 4571 着信591 - 4560 FAX 591 - 4597		
交通機関	福島交通バス 上姥堂線「吾妻学習センター分館前」 徒歩1分		
設置年月日	昭和31年9月30日	建設年月日	昭和54年4月1日
面積と構造	(建物)766.47㎡ (敷地)6,009.43㎡ (構造)RC2F		
職員数	生涯学習指導員 1名 その他 2名 計 3名		

施設の案内紹介

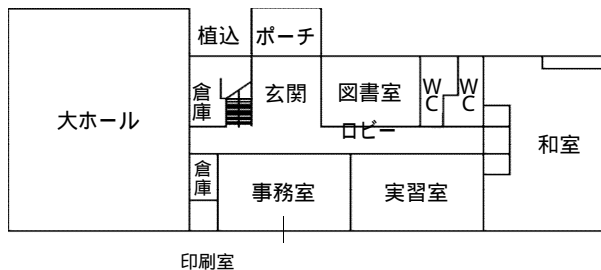
学習センター分館施設概要

1階	和室	115.6㎡	80人
	実習室	52.3㎡	30人
	図書室	35.0㎡	蔵書 10,356冊
	大ホール	200.0㎡	120人
2階	研修室	52.3㎡	30人
	講義室	88.6㎡	60人

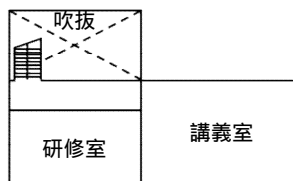
駐車可能台数 65台

平面図

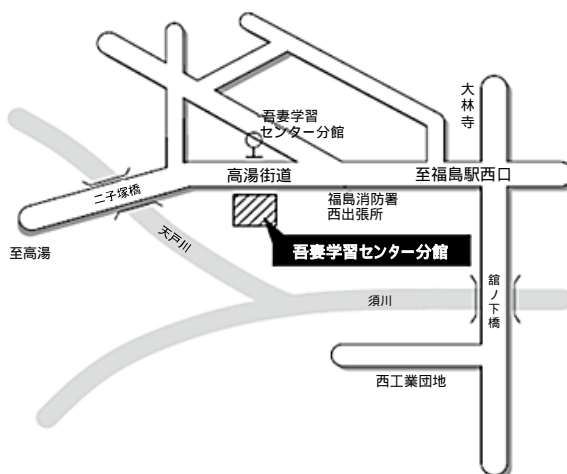
1階



2階



案内図



運営方針

- (1) 充実した生涯学習社会の構築を目指し、学習機会の拡充と学習環境整備に努める。
- (2) 地域文化振興意識の高揚を図り、地域に根ざした生涯学習活動の推進に努める。
- (3) 住民参加型の「協働と交流」を通じて地域づくりへの支援に努める。
- (4) 各種団体・サークル等の育成を図るとともに、団体相互の連携・交流の支援に努める。
- (5) ボランティアの意識醸成と活用を図るとともに、学習成果の地域還元に努める。

特色ある事業 高齢者教育（野田明大学級、庭坂寿大学、庭塚大学、水保長寿大学、熟年パワースクール）

主な事業

領域	事業名	対象	時期	回数	事業内容
教 少 育 年	スノーラビット	小学4～6年生	5月～2月	10	・体育レク、集団行動、奉仕活動
	あづまっ子書道会	小学3～6年生	5月～3月	24	・書道を通じて集中力や礼儀作法の育成
	吾妻サイエンスラボ	小学生	7月	1	・夏休み特別企画、おもしろ科学実験
成 人 教 育	1UPカレッジ（三河台、吉井田、西、吾妻 4館合同事業）	青年	6月～2月	8	・一般教養
	あづまレディーススクール ひまわり学級 小富士学級 レディースジャンプ	成人女性 " " "	4月～3月 5月～3月 " 11月	34 1	・一般教養、健康、趣味、交歓等 ・三河台、西学習センター女性学級との合同学習
	常設市民学校 満月会 市民公開講座 ふるさと学びカレッジ 市民学習プラン支援事業 ICT活用講座	一般市民 " " " "	5月～3月 " " " "	2 19 2 2 1	・一般教養、趣味、実技など全般 ・一般教養、生活、歴史等の学習 ・趣味・教養等の講座 ・生涯学習推進員と連携し、自主学習を支援する ・高度情報化社会に対応できる成人の育成
	野田明大学級 庭坂寿大学 庭塚大学 水保長寿大学 熟年パワースクール 高齢者元気アップ事業	高齢者 " " " " "	5月～3月 4月～3月 " " 5月～3月 5月～3月	63 1	・一般教養、健康、趣味、生活文化等の学習 ・地区内高齢者団体のリーダー養成 ・世代間交流の推進 ・奉仕活動による貢献 ・ICTの基礎学習（スマホ活用講座）
教 家 育 庭	いちごクラブ	1～4歳児と保護者	5月～3月	11	・「リトミック」を取り入れた心と体をバランスよく成長させる学習 ・親子共同によるものづくり活動を通じた絆づくり
芸 術 ・ 文 化	文化祭	地区住民	10月	1	・作品展示・活動発表会
	活動発表会	"	11月	1	・学習成果発表
体 育 ・ レ ク	ミニゴルフ大会	地区住民	5月	1	・ミニゴルフ大会（地区対抗）
	吾妻地区球技大会	"	11月	1	・ソフトボール、家庭バレーボール
	囲碁大会	"	1月	1	・ランク別個人戦
	吾妻地区カローリング大会	"	1月	1	・地区対抗戦
住 民 運 動	市民憲章運動の推進	地区住民	4月～3月	常時	・常時啓発と推進
	明るい選挙啓発推進運動	"	"	"	・"
地 域 学 校 協 働	地域学校協働本部事業 ・学校支援活動 ・地域学校協働活動	野田小 庭塚小 庭塚小 水保中 野中 吾妻中	年間	随時	・学校の要望に沿った地域内ボランティアの発掘とコーディネート（授業の補助・校舎内外の環境整備・登下校中の安全確保・学校行事運営の支援等） ・学校がより幅広い層の地域住民や団体とのネットワークを形成し、双方向で関わり合う活動（地域課題解決学習、地域貢献活動） ・対象学校長との打合せ（基本方針・要望）と年間のふりかえり（評価・反省）

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業の実施時期、内容等に変更がある場合があります。

(16) 飯野学習センター



所在地	〒960 - 1301 福島市飯野町字境川19-2 TEL 562 - 3335 FAX 562 - 3686		
交通機関	福島交通バス「福島～飯野線」 医大立子山經由「飯野町」下車 徒歩1分		
設置年月日	昭和30年5月1日	建設年月日	昭和49年9月30日
面積と構造	(建物)1,100.35㎡ (敷地)2,342.28㎡ (構造)RC2F		
人口 (R4.4.1現在)	(男)2,519人 (女)2,609人 (計)5,128人	世帯数	1,955世帯
地区面積	21.31km ²	学校数	(小)1 (中)1 (高)-
職員数	館長1名 職員2名 生涯学習指導員1名 技能職員1名 その他1名 計6名		
委員 指導員数	運営審議会委員9名 青少年指導員1名 女性教育指導員1名		

地域の概要

飯野地区は福島市の南東部に位置し、飯野、大久保、青木、明治の4地区からなり、地区の中心部を県道福島飯野線・川俣安達線が横断し南北には飯野三春石川線が縦断している。地区の北部を国道114号線が走っている。文化財として、東北地方南部では最大級の縄文集落跡の和台遺跡は、国指定となっている。

また、同じ縄文時代の白山遺跡では日本で始めて命名された複式炉がある。以前からUF0の里として地区のシンボルである千貫森や堰堤公園は景勝地として人々に親しまれ、緑豊かな自然と文化の調和がとれた地域である。そして近年は、2月～3月に商店街を中心に行われる飯野つるし雛まつりで市内外から多くの方が訪れて賑わっている。

地域、施設の案内紹介

名所・旧跡 千貫森公園、堰堤公園、
和台遺跡

学習センター施設概要

1階	和室	88.6㎡	70名
	研修室	37.0㎡	20名
	図書室	92.7㎡	蔵書 13,993冊
2階	ホール	252.0㎡	180名
	講義室	73.2㎡	50名
	研修室	42.0㎡	25名
駐車可能台数		32台	

〔分館〕

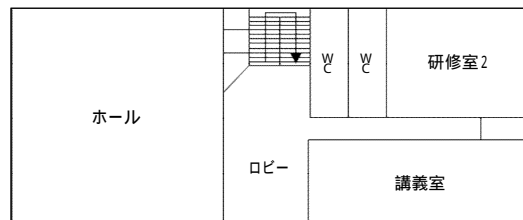
飯野学習センター青木分館 飯野町青木字向広表50
 " 大久保分館 飯野町大久保字岩見内17
 " 明治分館 飯野町明治字北小戸明利30

平面図

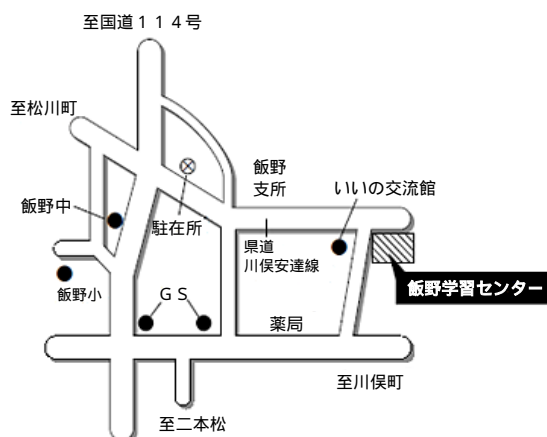
1階



2階



案内図



運営方針

人間の「生きる力」と「社会を担う力」、そして地域をつくる「人と人とのつながり」を養い、創造する学習機会の提供に努める。

- (1) 社会の変化と多様なニーズに応える学級・講座の開催及び地域に根ざした生涯学習の推進。
- (2) 地域の人材等を活かした市民協働による活動の推進及び地域性に合わせた学習の充実。
- (3) 生涯学習活動団体の支援及び各種生涯学習情報の提供・相談。
- (4) 文化・スポーツに関する学習機会の提供及び地域社会教育関係団体との連携・支援。
- (5) 地域の生涯学習施設として利用しやすい環境の整備。
- (6) 地域全体で学校教育を支援する体制の推進。

特色ある事業 年中行事（ちまき作り、月見だんご作り、だんごさし）、チャック&パッタ教室、いいの日曜塾

主な事業

領域	事業名	対象	時期	回数	事業内容	
少年教育	いいのこどもクラブ	小学2～6年生	5月～3月	10	・スポーツや様々な体験学習を通して、協調性・社会性を育む ・夏休み期間中、夏休みの宿題や自由勉強を自主的に学習する場所を提供する	
	サマースクール	小学生・中学生	7月～8月	2		
成人教育	教青年 青年教育事業	18～30歳代の男女	8月～12月	随時	・青年の交流、仲間づくり	
	教女性 ナイスレディ学級	成人女性	5月～3月	11	・女性の資質を高める学習及び地域づくり	
	各種講座等	いいの日曜塾	一般市民	5月～2月	7	・平日学習できない人を対象とした教養・文化等の学習 ・話題性やニーズのあるテーマごとに数回継続した講座の実施 ・ICT機器を活用した学習 ・団塊世代を対象とした仲間づくりを支援する ・地区団体が主催する事業の実施を支援する ・福島市「花のまちガーデニング教室」事業費を使ったガーデニング教室の開催 ・健康をテーマにした講座の実施
		市民講座	〃	5月～3月	3	
		ICT活用推進事業	〃	10月～12月	2	
		ふるさと学びカレッジ	団塊世代等	6月～3月	2	
市民学習プラン支援事業		一般市民	4月～3月	1		
ガーデニング教室	〃	6月～3月	2			
健康講座	〃	5月～3月	5			
高齢者教育	ナイスいいの学級	65歳以上の高齢者	5月～3月	8	・高齢者のための生涯学習と生きがいづくり	
	高齢者元気アップ事業	〃	〃	4	・高齢者がICTスキルを習得するための学習	
家庭教育	ユータンキッズ	未就学児と保護者	5月～12月	6	・未就学児を持つ親を対象とした家庭教育	
	子育てマルシェ	小学生までの子と保護者	5月～2月	6	・子育て中のすべての保護者を対象とした家庭教育	
芸術・文化	文化祭	一般市民	10月～11月	2	・利用団体及び地域住民の文化活動の成果発表、地域文化の向上、地域住民の交流を図る ・地区に伝わる年中行事の伝承（ちまき作り、月見だんご作り、だんごさし）	
	芸能祭	〃	11月	1		
体育・レク	年中行事	幼児～成人	6月～1月	3	・福島県内登山 ・スケートの基礎習得 ・世代間・地域間の交流、昔遊び	
	登山教室	一般市民	6月～3月	3		
	スケート教室	小学生	2月	1		
運任動民	チャック&パッタ教室	小学生～成人	1月	1	・会議、啓発活動	
	明るい選挙啓発推進運動	一般市民	4月～3月	随時		
地域学校協働	地域学校協働本部事業 ・学校支援活動 ・地域学校協働活動	飯野小 飯野中	年間	随時	・学校の要望に沿った地域内ボランティアの発掘とコーディネート(授業の補助・校舎内外の環境整備・登下校中の安全確保・学校行事運営の支援等) ・学校がより幅広い層の地域住民や団体とのネットワークを形成し、双方向で関わり合う活動(地域課題解決学習、地域貢献活動) ・対象学校長との打合せ(基本方針・要望)と年間のふりかえり(評価・反省)	

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業の実施時期、内容等に変更がある場合があります。

各学習センターの図書室

各施設の案内

休館日と開館時間

施設名	休館日	開館時間		
		月・水～土曜日	日曜日	休日
蓬萊学習センター図書室	・火曜日（火曜日が休日に当たるときは、直後の平日） ・国民の祝日 ・年末年始（12月29日～1月3日） ・毎月月末（館内整理日） その日が上記に掲げる日、日曜日、土曜日及び休日に当たるときはその前日） ・特別整理期間（教育委員会が別に定める日）	午前9時～午後5時45分	午前9時～午後5時	
清水学習センター図書室				
もちずり学習センター図書室				
北信学習センター図書室				
飯坂学習センター図書室				
松川学習センター図書室				
吾妻学習センター図書室				
その他の学習センター図書室 （三河台・渡利・杉妻・吉井田・西・信陵・信夫・吾妻分館・飯野学習センター）	・火曜日（火曜日が休日に当たるときは、直後の平日） ・国民の祝日 ・年末年始（12月29日～1月3日）	午前9時～午後5時45分		

○利用方法 図書貸出券による貸出

○貸出冊数と期間 1人10冊以内 2週間まで

主な事業

○定例事業

場所	事業名	期日	時間	対象	内容
蓬 萊	おひざにだっこのおはなし会	第4日曜日	午前10時30分～	3歳までの乳幼児と保護者	絵本の読み聞かせ・てあそび・わらべうたなどを行う。
	おはなしのくれよん	第2土曜日	午前10時30分～	4歳～小学生	絵本の紹介・読み聞かせなどを行う。
清 水	おひざにだっこのおはなし会	第3木曜日	午前10時30分～	3歳までの乳幼児と保護者	絵本の読み聞かせ・てあそび・わらべうたなどを行う。
	おはなしポケット	第3土曜日	午後2時～	4歳～小学生	絵本の紹介・読み聞かせなどを行う。
もちずり	おひざにだっこのおはなし会	第2木曜日	午前10時30分～	3歳までの乳幼児と保護者	絵本の読み聞かせ・てあそび・わらべうたなどを行う。
	おはなしバスケット	第4土曜日	午後2時～	4歳～小学生	絵本の読み聞かせ・紙芝居などを行う。
北 信	おひざにだっこのおはなし会	第1水曜日	午前10時30分～	3歳までの乳幼児と保護者	絵本の読み聞かせ・てあそび・わらべうたなどを行う。
	おはなしのとびら	第2土曜日	午後2時～	4歳～小学生	絵本の紹介・読み聞かせなどを行う。
飯 坂	おひざにだっこのおはなし会	第2木曜日	午前10時30分～	3歳までの乳幼児と保護者	絵本の読み聞かせ・てあそび・わらべうたなどを行う。
	おはなしひろば	第1土曜日	午前11時～	4歳～小学生	絵本の読み聞かせ・本の紹介などを行う。
吾 妻	おひざにだっこのおはなし会	第4木曜日	午前10時30分～	3歳までの乳幼児と保護者	絵本の読み聞かせ・てあそび・わらべうたなどを行う。
	おはなしのにじ	第3土曜日	午前10時30分～	4歳～小学生	絵本の紹介・読み聞かせなどを行う。
松 川	おひざにだっこのおはなし会	第1木曜日	午前10時30分～	3歳までの乳幼児と保護者	絵本の読み聞かせ・てあそび・わらべうたなどを行う。
	おはなしロケット	第1土曜日	午前10時30分～	4歳～小学生	絵本の読み聞かせ・紙芝居などを行う。

その他の事業

対面朗読 : 目の不自由な方のための朗読会を実施している。
 特別事業 : 随時、各施設ごとにテーマを設定し実施している。
 本の展示 : 随時、各施設ごとにテーマに合わせて実施している。
 障がい者サービス : 大型活字本・朗読テープ・手でさわる絵本を揃えている。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、事業の開始時期、内容等に変更がある場合があります。

(17) 子どもの夢を育む施設
「こむこむ館」



所在地	〒960-8044 福島市早稲町1 - 1 TEL 524 - 3131 FAX 524 - 3130		
交通機関	(鉄道) J R東北・山形新幹線、J R東北・奥羽本線、阿武隈急行線、福島交通飯坂線 (バス) J Rバス東北、福島交通「福島駅」徒歩5分		
開館年月日	平成17年7月23日	建設年月日	平成17年3月17日
面積と構造	(建物)9,886.42㎡ (敷地)5,000.00㎡ (構造)SRC一部S造地上4F地下1F		
委員数	運営委員 9名		

施設の概要

児童及び生徒の情操のかん養並びに科学知識及び芸術文化の普及及び向上を図り、もって次代を担う創造性豊かな子どもの育成に寄与することを目的に平成17年7月23日に開館した教育文化複合施設です。

様々なイベントが行われるわいわいホールやにぎわい広場、全天周映像も楽しめるプラネタリウム、児童書専門の子どもライブラリー、港をモチーフにした常設展示室等を備え、各種ワークショップ及び多彩なプログラムを実施します。また、市民との協働の観点から、ボランティア企画によるワークショップやイベントを開催します。

この他、市内の小学4年生全員を対象とする「こむこむ館学習」や、市内の中学校の特別支援学級生全員を対象とする「ふれあい体験学習」、さらに、希望する場合は4年生以外も対象とした館内学習など、学校教育との連携事業も実施します。

施設の案内

開館時間 午前9時30分～午後7時

(わいわいホールの夜間使用がある場合に限り午後9時まで延長)

休館日 毎週火曜日

(火曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日にあたる場合はその次の平日)

ただし、学校の長期休業日(夏季休業日、冬季休業日、学年末年始休業日)は開館します。

利用方法 入館料は無料です。

(プラネタリウム及び有料の場合の企画展示は除く)

ワークショップ等の講座によっては、事前の申込みが必要です。

プラネタリウム料金

一般 300円(240円)

大学・高校生 200円(160円)

子ども(4歳～中学生) 100円(80円)

* 団体(20名以上)利用は事前にお申し込みください。

団体料金は()内の金額です。

企画展示料金

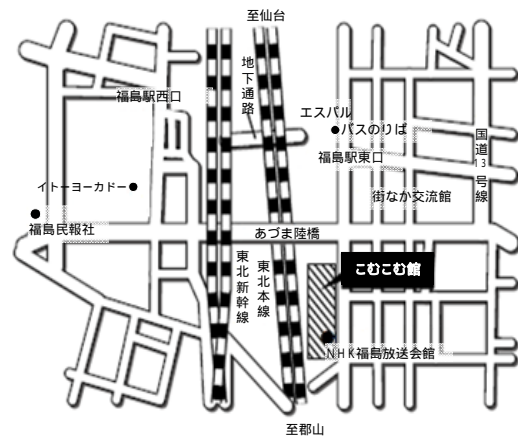
展示の企画内容によって、観覧料がかかる場合があります。

* 団体(20名以上)利用は事前にお申し込みください。

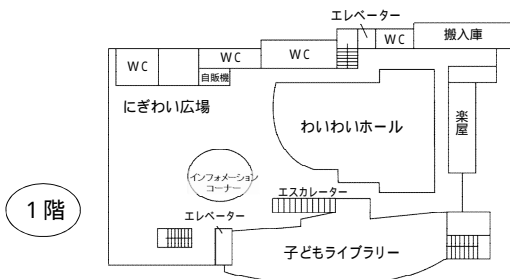
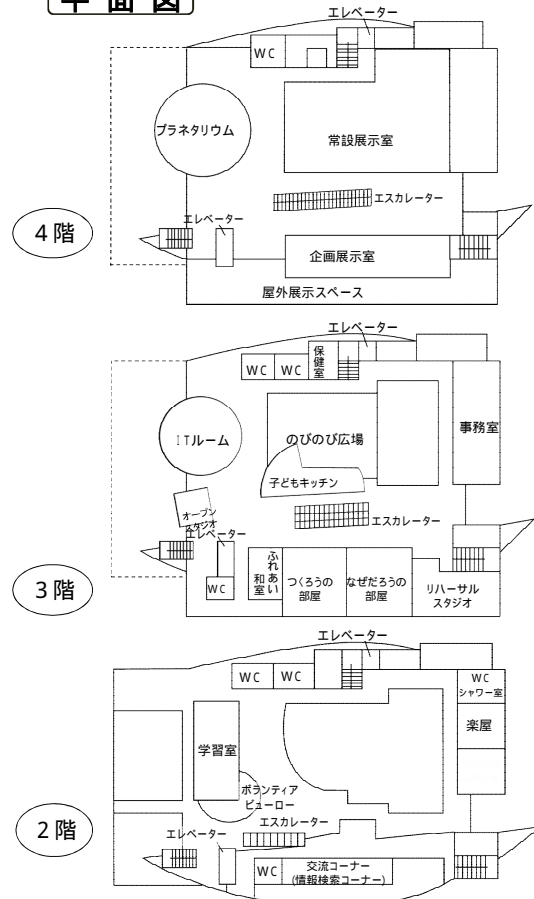
* 個人に係る所定の観覧料の80/100に相当する額で観覧できます。

月々の事業については、毎月「市政だより」「ホームページ」「こむこむだより」「SNS」等でお知らせします。

案内図



平面図



(18) 社会教育館「立子山自然の家」



この施設は、青少年の健全育成を目的とした宿泊研修施設です。立子山地区の豊かな自然環境の中で、学校教育で取り組む集団宿泊研修や地域子供会などが行う野外活動のほかスポーツ少年団などが行うスポーツ活動にも利用できます。

施設の利用案内

- 開館時間 午前8時30分～午後5時00分
(キャンプを含む宿泊の場合は翌日午前11時まで)
- 休館日 年末年始
- 指導者に引率された5人以上の団体でご利用ください。
- 利用する場合は、事前に電話で予約し、利用当日に申請書を提出し使用料支払いなどの手続きをしてください。

利用申込先...立子山自然の家

- 食事は自炊になりますので、必要な材料や調味料等を持参してください。(食器、鍋等はありません。)
- 宿泊定員は40人です。
- 体育館およびテニスコートの使用料は、体育館及びテニスコートだけを使用する場合にいただきます。
- 暖房を使用する場合は、使用料が2割増しになります。
- 宿泊者には、シーツ・枕カバーの洗濯代実費(250円程度)を負担していただきます。

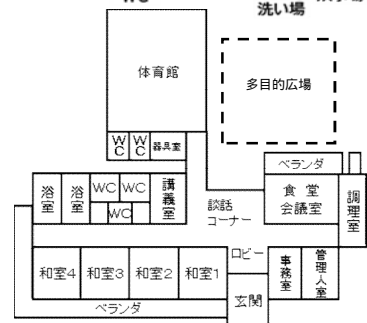
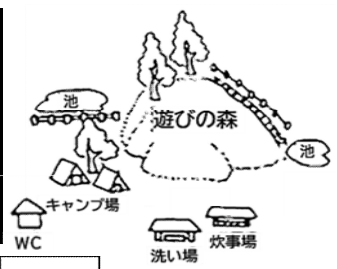
所在地	〒960-1321 福島市立子山字金井作 1 TEL 597-2951 FAX 597-2951		
交通機関	(鉄道)JRバス川俣行 (バス)伊達葭田バス停徒歩5分		
開館年月日	平成5年4月1日	建設年月日	平成5年3月12日
面積と構造	(建物)1,029.60㎡ (敷地)24,036.61㎡ (構造)S造 1F		
職員数	3名		

施設の概要

- 宿泊・管理棟 (590㎡)
 - ・和室1～和室4 (各18畳間・宿泊定員各10人)
 - ・食堂兼会議室 (62㎡)
 - ・調理室 (36㎡)
 - ・談話コーナー
 - ・浴室 男子用、女子用
 - ・便所 男子用、女子用、障がい者用
 - ・事務室、管理入室
 - 体育館 (420㎡)
 - ・アリーナ 378㎡ (25.2m x 15m)
 - ・バレーボール1面、ミニバスケットボール1面
 - ・バドミントン3面、卓球4台
 - ・便所(男子用、女子用) 器具庫
 - 屋外施設
 - ・キャンプ場(テント約10張)
 - ・屋外便所、炊事場、洗い場、営火場
 - ・多目的広場
 - ・テニスコート3面(グリーンサンドコート)
 - ・駐車場 20台
 - 設備
 - ・キャンプ用テント(5人用10張、6人用15張)
 - ・天体望遠鏡(移動式4台)、双眼鏡、フィールドスコープ
 - ・キャンプ用テント・天体望遠鏡の使用にあたっては取扱いのできる指導者に貸出しいたします。
- 立子山自然の家周辺施設
蓬萊発電所、阿武隈峡遊歩道、阿武隈漕艇場
阿武隈峡、蓬萊岩、鮎滝渡船場跡

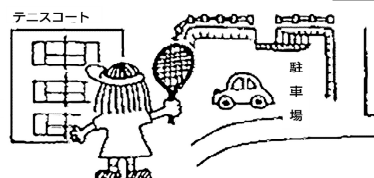
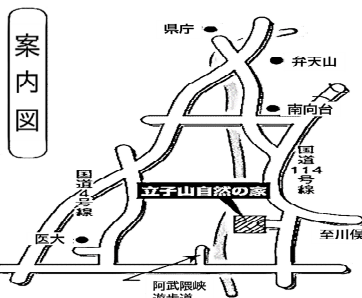
使用料

区分	使用料						
日帰り	1人1日につき	中学生以下	150円	暖房期間 (11月～翌3月)	中学生以下	180円	
		一般・高校	300円		一般・高校	360円	
宿泊	1人1泊につき	中学生以下	250円		中学生以下	300円	
		一般・高校	500円		一般・高校	600円	
体育館	1回(3時間以内)	500円			600円		
テニスコート	1時間につき	個人使用	高校生以下	60円			
			一般	100円			
		専用使用 1面	400円				
キャンプ場	1人1回につき	100円					



令和3年度利用状況

区分	人数	団体数
宿泊利用者	483	42
日帰り利用者	564	16
体育館のみ利用者	2,489	183
キャンプ場利用者	2,353	261
テニスコート利用者	1,301	-
合計	7,190	502



(19) 福島市立図書館



所在地	〒960-8018 福島市松木町1-1 TEL 531 - 6551 FAX 531 - 5507		
交通機関	福島交通バス市内循環線 「新浜公園」下車		
設置年月日	昭和60年4月1日	建設年月日	昭和33年10月30日
面積と構造	(建物)2,694.81㎡ (構造)RC3F		
職員数	館長 1名 職員 5名 司書 10名 会計年度任用職員(司書 21名・その他 2名) 計 39名		
委員 指導員数	図書館協議会委員 10名		
蔵書数	918,079冊(令和4年3月31日現在)		

施設の概要

福島市の中央部に位置し、中央学習センターと同じ敷地内にあり、文化施設の中心を成している。
分館として、コラッセふくしま内に西口ライブラリー、こむこむ館内に子どもライブラリーがある。

施設の案内

〔図書館(本館)、西口ライブラリー(分館)、子どもライブラリー(分館)、移動図書館「しのぶ号」〕

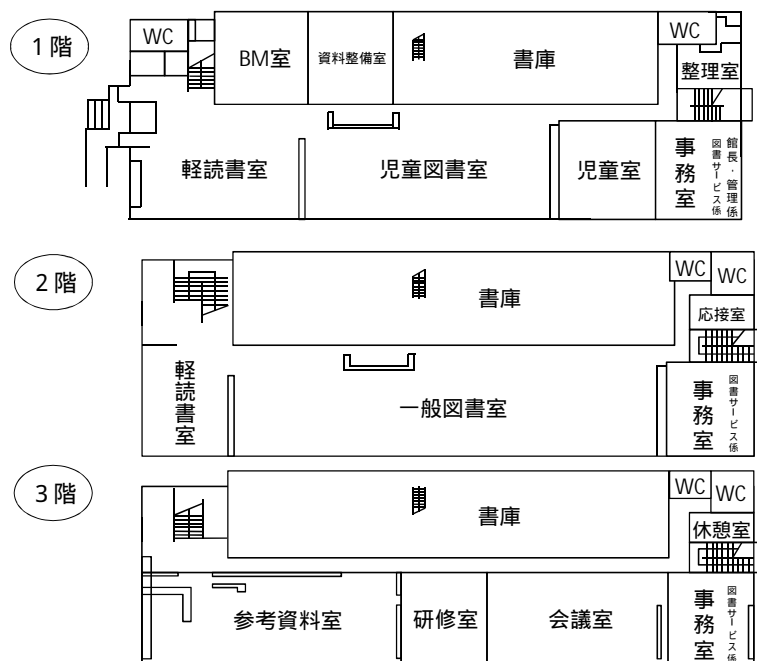
休館日と開館時間

施設名	休館日	開館時間	
		月・水～土曜日	日曜日・祝日
図書館(本館)	<ul style="list-style-type: none"> ・火曜日(火曜日が休日に当たるときは、直後の平日) ・年末年始(12月29日～1月3日) ・毎月月末(館内整理日) その日が上記に掲げる日、日曜日、土曜日及び休日に当たるときはその前日 ・特別整理期間(教育委員会が別に定める日) 	午前9時30分 ～午後7時	午前9時30分 ～午後5時30分
西口ライブラリー(分館)		午前9時30分 ～午後7時	午前9時30分 ～午後6時
子どもライブラリー(分館)	<ul style="list-style-type: none"> ・火曜日(火曜日が休日に当たるときは、直後の平日) ・特別整理期間(教育委員会が別に定める日) 	午前9時30分～午後7時	

○利用方法 図書貸出券による貸出(移動図書館を含む全ての施設共通)

○貸出冊数と期間 1人10冊以内(移動図書館は5冊以内)2週間まで(移動図書館は次の巡回日まで)

平面図



案内図



運営方針

市民の誰もが利用しやすい充実した図書館サービスを展開し、市民の自発的な学習活動を支えるほか、利用され親しまれる図書館づくりに努めます。

- (1) 資料の収集保存と情報の提供
 多角的な視野により、計画的かつ効率的に図書館資料の収集保存を行い、市民に多様な資料や情報を提供します。
 図書館本館・分館をはじめ学習センター等、本市の図書施設19か所では、市民の誰もが他図書施設の本を希望する施設に取り寄せを行い、借りることができるなど、今後も充実した図書サービスを展開します。
 また、図書館を利用する市民のきっかけづくりと利用拡大を図るため、市政だよりをはじめ、ホームページやSNSなどのICTも活用し、広く情報を提供します。
- (2) 子どもの読書活動推進
 ブックスタート・ブックステップ事業や年代に応じたおはなし会の開催など、子どもが発達段階や個性に応じて自然に読書に親しむきっかけづくりを推進します。
 また、学校においては学校司書を全校配置し、子どもたちが生涯にわたって図書館で必要な本を容易に探し、関われるよう、学校図書館が所蔵する図書を日本十進分類法（NDC）による分かりやすい分類・整理を徹底します。
 さらに、新刊本の展示コーナー設置や、学校支援図書セットの活用により、子どもの読書意欲を高める支援を行います。
- (3) 市民に利用され親しまれる図書館づくり
 図書館本館・分館及び学習センター図書室において、市民の図書資料に対する多様なニーズに迅速かつ適切に対応できるよう、市民に寄り添った司書の育成と確保に努めます。
 また、ふくしま読書の日の取り組みや赤ちゃんタイムの導入、一般向けの朗読会や読書週間事業の開催を通し、幅広い世代の読書活動を推進します。
 さらに、市民と資料を結びつける役割を担う司書のより高い接遇意識と専門知識の向上に努め、市民に親しまれる図書館づくりを目指します。

主な事業

領域	事業名	期日	時間	対象	内容
図書館 (本館)	どようびのおはなし会	毎週土曜日	午後2時～	4歳～小学生	絵本・紙芝居などの読み聞かせ・ブックトークなどを行う。
	おひざにだっこのおはなし会	第3木曜日	午前10時30分～	3歳までの乳幼児と保護者	絵本の読み聞かせ・てあそび・わらべうたなどを行う。
西口 ライブラリー (分館)	ことのはの時間(とき)	6・9・12・3月	午後2時30分～	一般	大人の方を対象とした朗読を行う。
子ども ライブラリー (分館)	にちようびのおはなし会	第1日曜日 第2日曜日	午後3時10分～	4歳～小学生	絵本の読み聞かせ、テーマに合せた本の紹介などを行う。
	おひざにだっこのおはなし会	第1木曜日 第3日曜日	午前11時～	3歳までの乳幼児と保護者	絵本の読み聞かせ・てあそび・わらべうたなどを行う。
	おはなし会プチ	学校行事を考慮し 随時設定	午後3時10分～	4歳～小学生	絵本の読み聞かせ、工作などを行う。
	わらべうたであそぼう	学校行事を考慮し 随時設定	午後2時20分～	4歳～小学生	わらべうたで楽しく遊ぶ。

その他の事業

対面朗読：目の不自由な方のための朗読会を実施している。
 特別事業：随時、各施設ごとにテーマを設定し実施している。
 本の展示：随時、各施設ごとにテーマに合わせて実施している。
 障がい者サービス：大型活字本・朗読テープ・手でさわる絵本を揃えている。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、事業の開始時期、内容等に変更がある場合があります。

(20) 草 心 苑



所在地	〒960-8105 福島市仲間町3 - 21 TEL 573 - 5061		
交通機関	福島交通バス：市内循環「新浜公園」徒歩5分		
設置年月日	昭和62年10月1日	建設年月日	昭和62年4月25日
面積と構造	(建物)266.68㎡ (構造)木造モルタル		
開館時間	午前9時30分～午後8時30分		
休館日	年末年始(12月29日～1月3日)		
施設概要	1階 一号室・二号室・茶室 2階 三～五号室		

< 施設の概要 >

草心苑は、茶道、華道、謡曲など日本古来の伝統的文化の普及振興と同好者の語らいの場として、故山田英二氏が建築した施設です。

氏の亡きあと、意志を継いだ富美夫人から、市民の文化振興と向上を願い、市に寄贈された施設で、気軽に研修・研さんの場として利用できます。

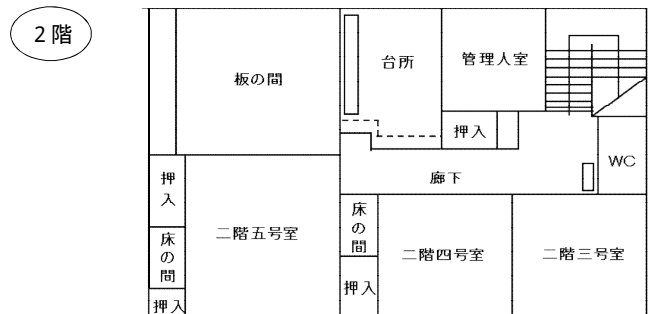
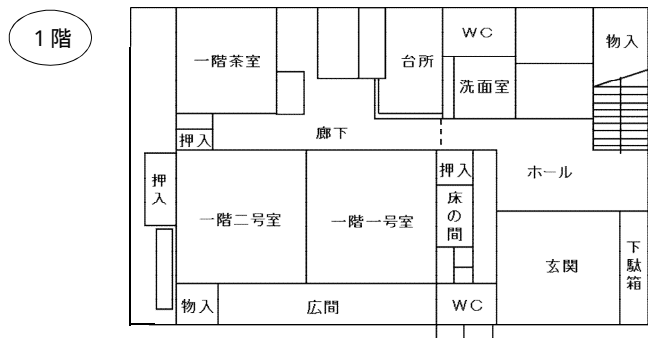
使用料

室 名	使用料(1回)
1階 一号室	600 円
二号室	600 円
茶 室	600 円
2階 三号室	600 円
四号室	600 円
五号室	1,200 円

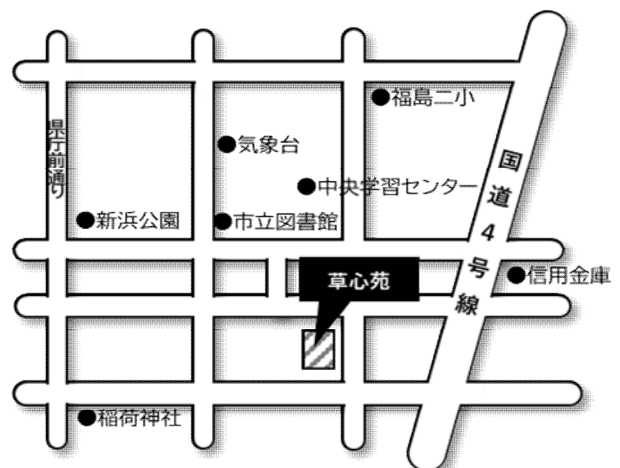
使用時間の単位(3時間)

午 前 の 部	9 : 30 ~ 12 : 30
午 後 の 部	13 : 30 ~ 16 : 30
夜 間 の 部	17 : 30 ~ 20 : 30

平面図



案内図



(21) 古 関 裕 而 記 念 館



所在地	〒960-8117 福島市入江町1-1 TEL 531 - 3012		
交通機関	福島交通バス：伊達・保原・桑折行「日赤前」より徒歩3分、 古関裕而 メロディーバス「古関裕而記念館前・音楽堂」より徒歩1分		
設置年月日	昭和63年10月1日	建設年月	昭和63年6月30日
面積と構造	(建物)656.60㎡ (構造)鉄筋コンクリート2階建		
開館時間	午前9時～午後5時	入館料	一般 300円(団体240円) 小中学生100円(団体 80円)
休館日	年末年始(12月29日～1月3日)、臨時休館日(年3回)		
開 館	昭和63年11月12日 (令和3年3月13日リニューアルオープン)		

施設の概要

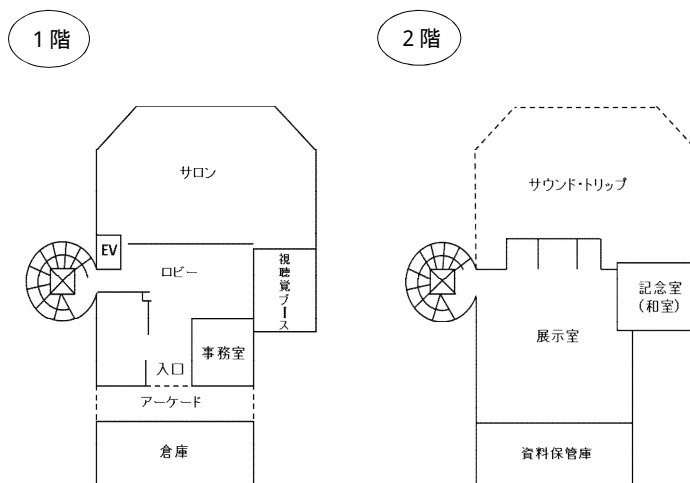
古関裕而記念館は、福島市出身の偉大な作曲家で、名誉市民第一号である古関裕而氏を称え、後世にその業績と古関メロディーを広く継承し、本市音楽文化の振興に資するため、市制施行80周年記念事業として昭和62(1987)年にオープンしました。

1階には、サロン視聴覚ブース、物販コーナーなどがあり、館内に流れる古関メロディーや大きなガラス窓から見える並木が、くつろぎの気分を演出しています。

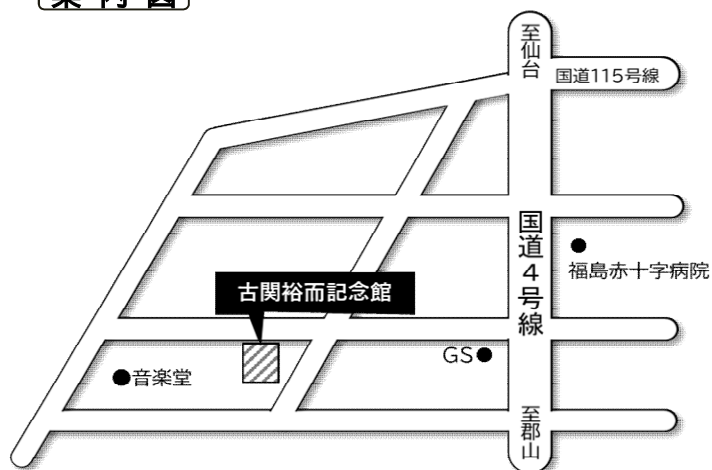
また、2階の展示室では、約600点の写真パネルや直筆の楽譜・色紙等、数々の貴重な歴史的資料が展示されています。

令和3年3月に展示内容や構成を一新し、最新の立体音響による目玉展示を導入するなど、古関氏の魅力やメロディーをより堪能していただける施設としてリニューアルオープンしました。

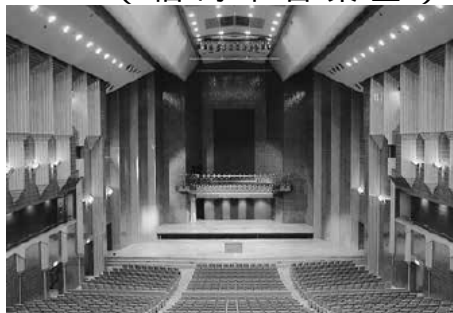
平面図



案内図



(22) ふくしん夢の音楽堂
(福島市音楽堂)



所在地	〒960-8117 福島市入江町1-1 TEL 531 - 6221		
交通機関	福島交通バス：伊達・保原・桑折行「日赤前」より徒歩3分、 古関裕而メロディーバス「古関裕而記念館前・音楽堂」より徒歩1分		
設置年月日	昭和59年4月1日	建設年月日	昭和59年3月20日
面積と構造	(建物)6,023,48㎡ (構造)鉄骨鉄筋コンクリ-ト3階建		
開館時間	午前9時～午後9時		
休館日	年末年始(12月29日～1月3日)		
施設概要	大ホール 固定席1,002席、車椅子5席 小ホール 200席 大練習室 1室、中練習室 2室、小練習室 4室 楽屋 2室 主催事務室 1室 資料室 1室		
開館	昭和59年7月4日		

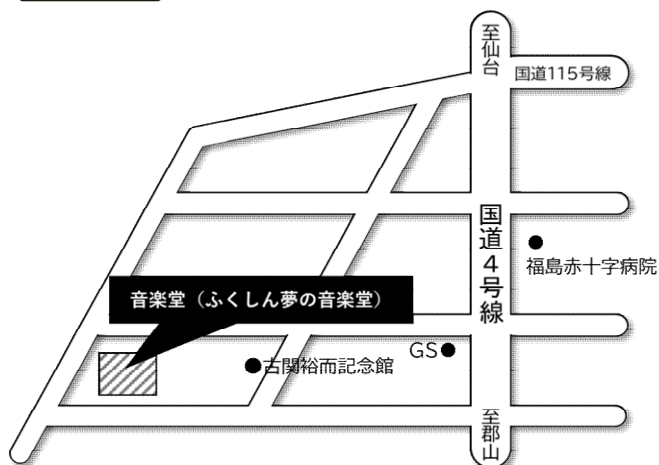
施設の概要

音楽堂は、市民文化芸術の殿堂として、大ホールや小ホール、楽屋、練習室などを備え、鑑賞やコンサートはもちろん、音楽団体や学校などの発表会などにも積極的活用を図り、市民音楽文化の向上と情操のかん養に資することを目的として、昭和59(1984)年に開館しました。

大ホールは、約1,000名収容の客席とデンマーク・マルクーセン&サンズ社のパイプオルガンを備え、音響効果最優先のコンサートホールとして設計されています。

また、200名が収容可能な小ホールと7つの練習室を備え、音楽のみでなく演劇や発表会など小規模な催し事など、多目的な利用が可能な施設となっています。

案内図



令和4年度 事業計画

日 程	事 業 名
7月31日(日)	Sirba Octet / TANTZ!
8月6日(土) 7日(日)	夏休み親子で体験教室 「見て・聴いて・さわって作ろう パイプオルガン」
9月18日(日)	古関裕而のまち「ふくしまチェンバー・オーケストラ」コンサート 9月公演
9月19日(月・祝)	ふれあいオパールコンサート2022
10月16日(日)	古関裕而のまち「ふくしまチェンバー・オーケストラ」コンサート 10月公演
11月3日(木・祝)	新イタリア合奏団 with 村治佳織
11月19日(土)	心ふれあい音楽鑑賞教室2022 ～オータムコンサート～
12月18日(日)	古関裕而のまち「ふくしまチェンバー・オーケストラ」パイプオルガン・クリスマスコンサート
1月20日(金)	横浜シンフォニエッタ
1月29日(日)	日高志野 ピアノ・リサイタル
年6回	パイプオルガン講習会 R4：5/15(日)、7/17(日)、9/25(日)、11/20(日) R5：1/15(日)、3/26(日)

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業の時期、内容等に変更がある場合があります。

(23) 福島市民家園



所在地	〒960-2155 福島市上名倉字大石前地内 「あづま総合運動公園」内 TEL 593-5249
交通機関	福島交通バス、佐原行「室石（むろいし）」付近下車 = 自由乗降区間徒歩15分=
設置年月日	昭和57年8月1日
設置内容	復原民家等8棟、芝居小屋、板倉2棟、展示館、 休憩棟、橋銭小屋、ばったら小屋、火の見櫓等
開館時間	午前9時～午後4時30分
入場料	無料
休園日	毎週火曜日（が祝日の場合は翌平日） 12月29日～1月3日

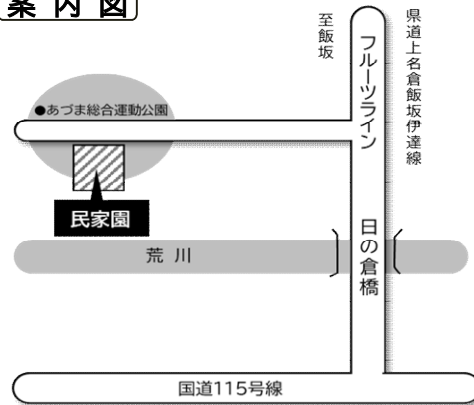
施設の概要

福島市民家園は、市街地の西方約10kmにある「あづま総合運動公園」の一画に、昭和57年8月開園しました。

園内には、江戸・明治時代の農家や宿店、芝居小屋、料亭など10棟が移築復原されており、板倉や橋銭小屋、便所・風呂場、井戸なども復原または複製されていて、当時の人々のくらしをうかがい知ることができます。

また、四季折々には、時節にあった各種年中行事を再現し、来園者に先祖のくらしを身近に感じていただけるような行事を開催するとともに、園内にある明治時代の芝居小屋「旧広瀬座」では、現在でも大衆娯楽として催しが開催され、多くの来園者でにぎわっています。

案内図



【園内の復原民家等】

旧奈良輪家住宅（上層農家）

県指定重要文化財
寄棟造、かやぶき、平屋建、平面積165.9㎡
旧所在地 = 山田字城裏口35

旧菅野家住宅（一般農家）

県指定重要文化財
寄棟造、かやぶき、平屋建、平面積84.94㎡
旧所在地 = 松川町字熊ノ田4

旧阿部家住宅（一般農家）

県指定重要文化財
寄棟造、かやぶき、平屋建、平面積68.91㎡
旧所在地 = 大笹生字安養寺44

旧小野家住宅（養蚕農家）

市指定有形文化財
半切妻造（あづま）、かやぶき、中二階建、平面積337.7㎡
旧所在地 = 伊達郡伊達町大字伏黒字南屋敷17

旧寛家宿店

市指定有形文化財
寄棟造、かやぶき、中二階建、平面積109.64㎡
旧所在地 = 上鳥渡字観音寺14

旧渡辺家住宅（上層農家）

市指定有形文化財
寄棟造、かやぶき、平屋建、平面積175.8㎡
旧所在地 = 上名倉字吉内13

元客自軒（料亭）

市指定有形文化財
北棟：寄棟造、杉こばぶき、二階建、平面積14.94㎡
東棟：切妻造、杉こばぶき、平屋建、平面積75.07㎡
旧所在地 = 北町3-33

旧広瀬座（芝居小屋）

国指定重要文化財
入母屋造、杉こばぶき、一部二階建、平面積785.52㎡
旧所在地 = 伊達郡梁川町字北本町7-1

旧馬場家住宅（上層農家）

市指定有形文化財
寄棟造、かやぶき、平屋建（一部中二階）、平面積200.8㎡
旧所在地 = 南会津郡南郷村宮床字居平528

旧佐久間家板倉（穀倉）

市指定有形民俗文化財
栗こばぶき、平屋建、平面積24.19㎡
旧所在地 = 佐倉下字加藤7

年間行事

月	年中行事	実演・体験行事
5	・端午の節句 ・田おこし ・田植え ・むげの朔日	
6		・子どもの遊び
7	・たなばた	・体験行事「昔のくらし」
8	・盆の行事	・期間展示「養蚕」
9	・おつきみ	・体験行事「わら細工」
10	・稲刈り、脱穀 ・収穫祭 ・子ども秋まつり	
11		・体験行事「わら細工」
12	・正月迎え	
1	・小正月	
2	・節分	
3	・桃の節句	

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業の時期、内容等に
変更がある場合があります。

(24) 郷土史料室



所在地	〒960-8228 福島市松山町39番地の1 TEL 563-7858		
交通機関	「伊達方面」「月の輪台方面」行き 「岩谷下」徒歩3分		
設置年月日	昭和54年7月23日	面積	1.065.27㎡
休館日	<ul style="list-style-type: none"> ・毎週土曜日・日曜日 ・祝日 ・年末年始(12月29日～1月3日) 		

ふれあい歴史館は、令和4年4月に市史編纂室と統合し、郷土史料室となりました。

施設の概要

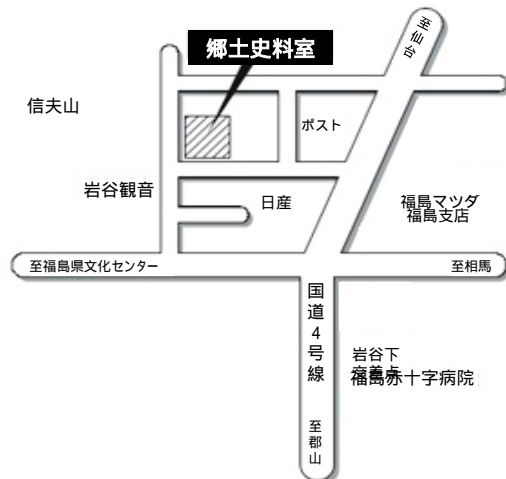
郷土史料室は、福島藩主板倉家を中心とした江戸時代の資料や、個人から寄贈された民俗資料・郵政資料を中心に収蔵しています。

また、年に3回程度の出張展示や、市内の歴史や文化を学ぶ「ふれあい講座」、フィールドワークなどを開催しています。

【収蔵資料】

- 宮内富貴夫氏寄贈資料
燈火資料、時計資料、貨幣資料、風俗資料、交通・通信資料、音楽資料、教育資料、政治資料、産業資料等
- 金子一郎氏寄贈資料
郵便資料
(郵便の歴史、郵便切手、趣味の郵便)
- 板倉神社寄託資料
市指定有形文化財 板倉神社所蔵資料ならびに
什物102点
- 市に寄贈・寄託された歴史・民俗・考古資料

案内図



【ふれあい講座の案内】

開催月	講座名
5月	特別講座「信達地方と蚕～人々の暮らしを支えた「絹の文化」～」
6月	講座「ふくしまの古代道 東山道」
7月	講座「阿武隈川流域の古墳時代」
8月	工作講座「寄せ木風細工で小物入れを作ろう」
10月	フィールドワーク「隈畔を歩こう」
11月	フィールドワーク「吉井田地区歴史散歩」
12月	講座「ふくしまの旧家の歴史と建物のこれから」
1月	講座「日本刀とは」
2月	講座「和算の歴史と尾形貞蔵の算額」

【出張展示の案内】

開催月	展示名
5月	「福島と蚕」
7月	「写真展 昭和の福島」
9月	「絵馬展」
11月	「写真展 ふくしま建物今昔」

【庁舎展示の案内】

開催月	展示内容
4月～3月	福島の2万年の歴史を分かりやすくまとめた「ふくしま歴史絵巻」から毎月パネルを展示しています。

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業の時期、内容等に変更がある場合があります。

(25) 写真美術館(花の写真館)



所在地	〒960 - 8002 福島市森合町11番36号 TEL 563 - 4990
交通機関	福島交通バス、市内循環線「福高前」徒歩1分 JR福島駅東口より徒歩20分
設置年月日	平成15年4月1日
面積と構造	(建物)654㎡ (構造)石造洋風瓦葺寄棟造
開館時間	午前9時～午後4時30分
休館日	年末年始(12月29日～1月3日)
入館料	無料(但し企画展等観覧料は主催者が定めた料金)
施設概要	(1階)展示室1～4、休憩室、男女・多目的トイレ (2階)事務室、企画展示室、多目的室、旧所長室
その他	令和3年5月29日再開館

施設の概要

日本を代表する写真家・故秋山庄太郎氏は、花見山の美しさに強く惹かれ、毎年のように撮影に訪れて、「福島には桃源郷がある」という名言とともに花見山の美しい自然を全国に紹介し続けました。

市は秋山氏の功績を称え、平成13年に「ふるさと栄誉賞」を授与し、平成15年に秋山氏の「想い」を象徴する施設として、写真美術館(花の写真館)を開館しました。

その後、写真美術館は東日本大震災で被災し、休館を余儀なくされましたが、耐震補強や施設の再整備を実施し、令和3年5月にリニューアルオープンしました。

館内には、文化芸術団体の作品展などが実施可能な「展示室」や、多様な目的で利用可能な「多目的室」などを備え、一般利用者向けの貸し出しも行っています。

今後は、貴重な文化財【 】として建物や収蔵作品の適切な管理に努めるとともに、「文化芸術の発信拠点」として、幅広い利活用が期待されています。

【基本使用料】

室名	使用料
展示室1	一日 4,400円
展示室2	一日 3,400円
展示室3	一日 2,900円
展示室4	一日 2,100円
多目的室	一時間 300円

その他特別使用料等加算あり。

案内図



【 】文化財としての概要

市有形文化財「旧日本電気計器検定所福島試験所社屋」(平成14年6月17日指定)

写真美術館は、大正11年に当時の逓信省が東北・北海道・樺太(サハリン)地域の管轄を目的とした「電気試験所福島試験所」として開設した建造物です。

県内における大正期建立の建造物としては希少であり、窓やドアに装飾を施した明治建築から機能優先の近代建築への移行期をうかがい知ることができる建物であることなどから、保存意義が大変高い建造物です。

石造りの建造物で柱型を意識するように上部がデザイン化されており、玄関廻りは外壁面から張り出すことで正面性を強調させ、屋根上部まで伸びたパラペット、レリーフ、玄関屋根廻りの意匠などが建物を印象的なものとしています。

(26) 「じょいもん」

宮畑遺跡史跡公園 体験学習施設



施設の概要

「じょいもん」は、市内岡島に整備された宮畑遺跡史跡公園内にある体験学習施設です。

宮畑遺跡は、縄文時代中期・後期・晩期の約二千年間にわたる縄文時代の人々の生活を伝える、南東北を代表する遺跡で、平成15年8月27日に国史跡の指定を受けました。

遺跡を整備した「宮畑遺跡史跡公園（愛称：じょーもびあ宮畑）」【 】は平成27年にオープンし、園内には、縄文時代の掘立柱（ほったてばしら）建物や竪穴住居などの復元建物、遺構の露出展示などが整備されています。

また、「じょいもん」には、焼けた竪穴住居の床下展示や縄文人の暮らしぶりを展示するほか、弓矢体験などの縄文体験ができる縄文工房も備え、飯坂町東湯野の上岡遺跡から出土された、県内唯一の重要文化財である「しゃがむ土偶」も常設展示されています。

【 】宮畑遺跡史跡公園（じょーもびあ宮畑）の概要

〔北側〕

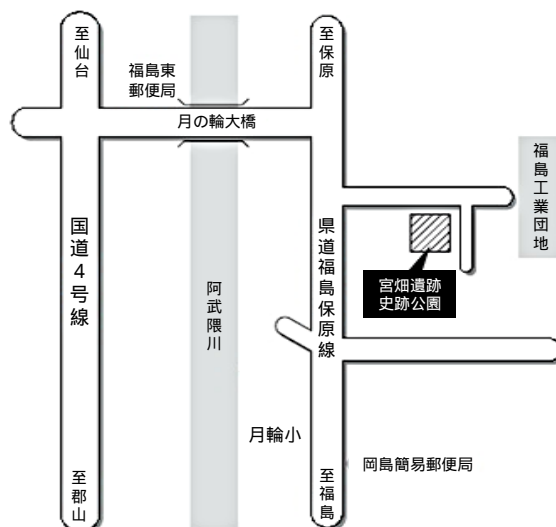
- ・休憩棟 1棟
- ・炊事棟 1棟
- ・遊具 12基
- ・四阿 2棟
- ・駐車場 60台

〔南側〕

- ・露出展示棟 1棟
- ・掘立柱建物 1棟
- ・竪穴住居 1棟
- ・敷石住居 1基
- ・幼児のお墓 4箇所
- ・四阿 3棟
- ・駐車場 80台

所在地	〒960 - 8201 福島市岡島字宮田78番地 TEL 573 - 0015 FAX 573 - 0016
交通機関	福島交通バス：「月の輪経由保原」「月の輪団地」「東部支所前 経由月の輪団地」「月の輪経由梁川」 停留所「向鎌田」より徒歩5分
建築年月日	平成27年6月30日
開館日	平成27年8月8日
開館時間	午前9時～午後5時
休館日	火曜日（火曜日が祝日の場合、翌日以降の祝日に当たらない日） 年末年始（12月29日～1月3日） 福島市公立学校の春・夏・冬期休業中は毎日開館（年末年始を除く）
施設概要	1階：エントランスホール、 床下剥ぎ取り展示、映像展示室、展示室、 縄文工房、ホール、休憩コーナー、図書コーナー等 2階：休憩ラウンジ、展望デッキ
展示室 観覧料	【一般】個人200円、団体 140円（20名以上） 【高校生以下】個人100円、団体 70円（20名以上） 未就学児無料
使用料	ホール（3時間）：1,000円 縄文工房（3時間）：1,000円

案内図



令和4年度 主要事業計画

実施日	内容
8月27日(土)～8月28日(日)	縄文キャンプ 令和4年度は雨天中止
9月23日(金)	じょーもびあ宮畑秋まつり 令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止
11月13日(日)	宮畑ウォーク
令和5年3月5日(日)	縄文リレーマラソン

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業の時期、内容等に変更がある場合があります。

10 生涯学習・社会教育関係の委員と指導者

(1) 社会教育委員

任期 自 令和 4年4月 1日
至 令和 6年3月 31日

氏 名	役 職 名	摘 要
佐藤友子	福島市立中野小学校長	学校教育・家庭教育
畑中由紀恵	福島市子ども会育成会連合会 理事兼事務局員	社会教育(少年教育)
岸波弘美	元福島市青少年指導員	社会教育(青年教育)
南部悦子	福島市生涯学習活動推進員の会 代表世話人	社会教育(成人教育)
渡辺真紀	福島市小中学校 PTA 連合会 副会長	社会教育(成人教育)
齋藤麗子	元清水学習センター館長	社会教育(女性教育)
三瓶章	福島市文化団体連絡協議会 副会長	社会教育(文化・文化財)
菊地千恵子	福島市レディース卓球連盟 会長	社会教育(社会体育)
三瓶千香子	桜の聖母短期大学教授	学識経験者

答申事項

福島市における家庭教育の振興をはかるにはどうしたらよいか 昭48.11.26
 福島市における在学少年に対する社会教育のあり方 について 昭49. 7.18
 福島市における公民館経営のあり方について 昭56. 6.24

建議事項

福島市生涯学習推進基本構想(案)について 平 4. 1.23
 福島市における生涯各時期の社会教育のあり方について 平 6.11.24
 ○生涯学習社会の実現に向けた福島市の社会教育施設のあり方 平14.10.22

(2) 青少年指導員

任期 自 令和 4年4月 1日
至 令和 6年3月 31日

氏 名	担当地区	氏 名	担当地区	氏 名	担当地区	氏 名	担当地区
長澤伸哉	中央	舘山弘文	蓬菜	桃井綾子	吉井田	齋藤浩一	松川
佐藤桂子	三河台	菅野健一	清水	齋藤美恵子	西	安藤洋美	信夫
佐藤昌輝	渡利	福地雅弘	もちぎり	佐藤友香	信陵	伊達孝浩	吾妻
井上奈穂子	杉妻	小野寺弘毅	北信	古川万里子	飯坂	朝倉ひとみ	飯野

(3) 女性教育指導員

任期 自 令和 3年4月 1日
至 令和 5年3月 31日

氏 名	担当地区	氏 名	担当地区	氏 名	担当地区	氏 名	担当地区
島貫せつ子	中央	筒井ますみ	蓬菜	紺野ケイ子	吉井田	岡崎ふみ子	松川
丹治信子	三河台	高畑有美恵	清水	近野広子	西	佐藤曜子	信夫
須藤恵美子	渡利	金子真知子	もちぎり	鷹道子	信陵	吉野淳子	吾妻
羽田美樹	杉妻	尾股恵美子	北信	佐々木幸子	飯坂	相原玲子	飯野

(4) 生涯学習指導員

任期 自 令和 4年4月 1日
至 令和 5年3月 31日

氏 名	勤 務 公 所	氏 名	勤 務 公 所
佐久間敏彦	生涯学習課	高野淑子	北信学習センター
本多充	中央学習センター	香野貢	吉井田学習センター
志賀英孝	中央学習センター	門馬正時	西学習センター
高橋一彦	三河台学習センター	宮武文子	信陵学習センター
大谷浩三	渡利学習センター	佐藤奈緒美	飯坂学習センター
本田馨	杉妻学習センター	齋藤千春	飯坂学習センター
齋藤吉成	蓬菜学習センター	柳沼祥子	松川学習センター
高橋政広	蓬菜学習センター分館	太田泰子	信夫学習センター
佐藤了武	清水学習センター	大内淳	吾妻学習センター
金山修治	清水学習センター分館	泉光夫	吾妻学習センター分館
横山浩美	もちぎり学習センター	本田幸夫	飯野学習センター

11 社会教育関係の各種団体

(1) 青少年団体

(ボーイスカウト・ガールスカウト)

番号	団体名	代表者名	会員数		
			男	女	(加盟団体) 計
1	B.S.福島地区協議会	和合治幸	92	42	134
2	G.S.福島地区協議会	木田義子	0	18	18

(子ども会育成会)

名称	会長名	参加者少年会育成会	会員数
福島市子ども会育成会連合会	森口和春	106団体	3,722人(育成会員含む)

学習センター区	中央	三河台	渡利	杉妻	蓬菜	清水	もぢり	北信	吉井田	西	信陵	飯坂	松川	信夫	吾妻	飯野
子ども会数	10	6	10	7	-	7	18	13	4	3	1	14	-	6	7	-

(2) 女性団体

(福島市婦人団体連絡協議会)

No.	団体名	会長	会員
1	福島市婦人団体連絡協議会	江川純子	7団体
2	信夫婦人会	高橋洋美	70人
3	野田町婦人会	江川純子	70人
4	御山婦人会	浅野良子	43人
5	平野婦人会	小川夕三子	22人
6	飯坂婦人会	村島勤子	159人
7	湯野婦人会	飯沼育子	70人
7	飯野町婦人会	木村三子	50人

(社会教育関係女性団体)

No.	団体名	会長	会員
1	飯坂方部女性団体連絡協議会	安達あけみ	15団体
2	清水地区女性団体連絡協議会	甚野幸子	16団体
3	西方部女性団体連絡協議会	唯木朋枝	10団体
4	中央地区町会婦人部連絡協議会	橋本ひろ	8団体
5	東部地区女性団体連絡協議会	紺頼純子	7団体
6	いいの女性団体交流協議会	佐久間信子	6団体

(3) 成人団体

(福島市小中学校PTA連合会)

会長	事務局	事務局住所	事務局電話
斎藤友則	福島市立清水小学校	福島市南沢又字柳清水 20	557-0135

(福島市公立幼稚園PTA連合会) 令和4年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため休会

会長	事務局	事務局住所	事務局電話
休会	-	-	-

(福島ユネスコ協会)

会長	事務局	事務局住所	事務局電話
黒澤宣昭	福島市中央学習センター内	福島市松木町 1 - 7	534 - 6631

12 社会教育関係優良施設・団体表彰

(1) 公民館

区 分	文部科学大臣表彰	県教育委員会表彰
昭和26年11月	飯坂町公民館	
昭和38年11月	福島市公民館(現中央公民館)	
昭和43年11月		西公民館
昭和48年11月		信夫公民館
昭和55年11月		清水公民館
昭和57年11月	信夫公民館	
昭和61年11月		東公民館
昭和63年11月		もちずり公民館
平成元年11月	清水公民館	
平成2年11月		吾妻公民館
平成3年11月		飯野公民館
平成4年11月		北公民館
平成7年11月		蓬萊公民館
平成11年11月		三河台公民館
平成15年10月	もちずり公民館	
平成18年10月	西学習センター	
平成20年10月	飯野学習センター	
平成21年11月	北信学習センター	
平成23年11月	信陵学習センター	
平成26年11月		杉妻学習センター
平成27年3月	吾妻学習センター	
平成27年11月		松川学習センター
平成28年11月		吉井田学習センター
平成29年2月	蓬萊学習センター	
平成29年11月		渡利学習センター
平成30年3月	三河台学習センター	
平成30年11月	杉妻学習センター	
令和元年11月		飯坂学習センター
令和2年2月	松川学習センター	
令和2年12月		中央学習センター
令和3年2月	吉井田学習センター	
令和3年11月		三河台学習センター

(2) 団 体

区 分	文部科学大臣表彰	県教育委員会表彰
昭和31年11月	福島第一小PTA	飯坂小PTA
昭和34年11月		
昭和35年11月	湯野小PTA	
昭和38年9月	市青少年学級	福島第三小PTA
昭和39年11月		
昭和40年11月	飯坂小PTA	清明小PTA
昭和48年11月		北信中PTA
昭和49年11月		佐倉婦人会
昭和50年11月		
昭和52年11月	清明小PTA	
昭和56年11月	福島第三小PTA	平野婦人会
昭和57年11月		瀬上青年会、福島第四小PTA
昭和58年11月		飯坂婦人会
昭和59年11月		福島第二小PTA
昭和60年11月		清水小PTA
昭和62年11月	福島第四小PTA	
平成元年11月	福島第二小PTA	
平成3年11月		大森小PTA
平成5年11月		笹谷小PTA
平成10年11月	清水小PTA	
平成12年11月	大森小PTA	平野小PTA
平成14年11月	笹谷小PTA	
平成15年8月	平野小PTA	福島第二幼PTA
平成18年8月	岡山幼PTA	
平成25年11月		蓬萊中PTA
令和3年11月		飯野中PTA

14 福島市生涯学習推進本部設置要綱

(目的)

第1条 人間尊重のまちづくりの根幹である生涯学習を総合的かつ効果的に推進するため、福島市生涯学習推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 生涯学習の理念の具現化に関すること。
- (2) 生涯学習振興計画の策定に関すること。
- (3) 生涯学習事業の推進に関すること。
- (4) 行政機関、関係団体との連絡調整に関すること。
- (5) 生涯学習施設の条件整備に関すること。
- (6) 福島市生涯学習を進める市民会議への諮問に関すること。
- (7) その他生涯学習推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長には市長を、副本部長は副市長及び教育長をもって充てる。
- 3 本部員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、必要に応じて本部長が招集する。

(幹事会)

第6条 本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会の幹事は、別表2に掲げる職にある者をもって充て、幹事長及び副幹事長を置く。
- 3 幹事長は、教育部次長をもって充てる。
- 4 副幹事長は、生涯学習課長をもって充てる。

(幹事会の所掌事務)

第7条 幹事会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 生涯学習にかかわる調査、研究及び企画に関すること。
- (2) 本部決定事項の推進に関すること。
- (3) 各部課間の連絡調整に関すること。

(担当者会)

第8条 幹事会に担当者会を置く。

- 2 担当者会は、関係各課の職員をもって組織する。

(担当者会の所掌事項)

第9条 担当者会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 生涯学習事業の原案策定に関すること。
- (2) 生涯学習関連事業の情報収集に関すること。
- (3) 各部課間の連絡調整に関すること。

(生涯学習推進本部アドバイザー)

第10条 生涯学習の総合的な施策の調査・研究・情報収集を行うため、生涯学習推進本部アドバイザーを置くことができる。

(庶務)

第11条 本部の庶務は、教育委員会事務局生涯学習課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は本部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成4年5月21日から施行する。

(福島市生涯学習推進庁内連絡会設置要綱の廃止)

2 福島市生涯学習推進庁内連絡会設置要綱(平成3年5月14日)は廃止する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年12月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表 1

市長
副市長
教育長
水道事業管理者
政策調整部長
総務部長
財務部長
商工観光部長
農政部長
市民・文化スポーツ部長
環境部長
健康福祉部長
こども未来部長
建設部長
都市政策部長
教育部長
水道局長
消防長

別表 2

政策調整部	政策調整課長
総務部	総務課長
財務部	管財課長
商工観光部	産業雇用政策課長
農政部	農業企画課長
市民・文化 スポーツ部	生活課長
環境部	環境課長
健康福祉部	地域福祉課長
こども未来部	こども政策課長
建設部	路政課長
都市政策部	都市計画課長
選挙管理委員会	事務局長
農業委員会	事務局長
教育委員会	教育部次長
	教育総務課長
	学校教育課長
	教育施設管理課長
	教育研修課長
	生涯学習課長
	中央学習センター館長
図書館長	
水道局	水道総務課長
消防本部	消防総務課長

13 福島市生涯学習活動推進員設置要綱

(目的)

第1条 本市における生涯学習理念の具現化と市民の生涯学習活動の推進を図るため、福島市生涯学習活動推進員(以下「推進員」という。)を設置する。

(役割)

第2条 推進員は原則としてボランティアとし、前条の目的を達するため、以下のことを行う。

(1) 生涯学習理念の推進に関する事業の企画と実施及び支援

(2) 社会教育事業の企画と実施及び支援

(3) その他目的達成に必要な事項

(登録)

第3条 福島市生涯学習推進本部長は、以下の各号に該当し希望する者を推進員として登録する。

(1) 社会通信教育「生涯学習指導者養成講座」の修了者

(2) 国または県主催の上記と同様な養成講座の修了者

(3) 市が主催する生涯学習ボランティア養成研修会の修了者

(4) 学習センター館長の推薦があった者

(5) その他福島市生涯学習推進本部長が特に認めた者

(登録の取り消し)

第4条 以下の各号のいずれかに該当した場合は、推進員の登録を取り消すものとする。

(1) 本人より登録辞退の申し出があったとき

(2) その他福島市生涯学習推進本部長が推進員として不相当と認めたとき

(組織)

第5条 推進員は、関係機関及び相互の連絡調整と資質の向上を図るために、推進員が連携して活動する、福島市生涯学習活動推進員の会を組織するとともに加入しなければならない。

(保険加入等)

第6条 推進員は活動に伴う事故などに備え、ボランティア保険に加入しなければならない。

(個人情報の保護及び守秘義務)

第7条 推進員は、活動中に知り得た個人情報については、法令その他規範を遵守し、個人情報の保護に努めなければならない。推進員を辞めてからも同様とする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は本部長が定める。

附 則

平成12年4月1日施行の福島市生涯学習アドバイザー設置要綱は廃止する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

15 福島市生涯学習を進める市民会議設置要綱

(目的)

第1条 市民の意見を行政に反映させ福島市の生涯学習の普及・推進を図るため福島市生涯学習を進める市民会議(以下「市民会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 市民会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 福島市生涯学習推進本部の諮問に応じ答申すること。
- (2) 生涯学習推進のあり方について審議すること。
- (3) 市民の学習要求の把握と具現化の方策について審議すること。
- (4) 生涯学習関連事業の総合調整に関すること。
- (5) 生涯学習の奨励普及に関すること。

(構成)

第3条 会議は、委員12人以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから本部長が委嘱する。

- (1) 教育関係者
- (2) 学識経験者
- (3) 生涯学習関係団体代表者
- (4) 企業関係者
- (5) その他生涯学習推進本部長が必要と認める者

(役員及びその職務)

第4条 会議に、会長及び副会長各1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、この会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

ただし、再任を妨げない。

(会議)

第6条 市民会議の会議は、必要に応じて会長が招集する。

(専門部会)

第7条 市民会議に必要に応じ専門部会を置く。

2 専門部会の委員は、市民会議委員の中から選出する。

3 専門部会に部会長及び副部会長を置く。

(所掌事項)

第8条 専門部会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 生涯学習事業の効果的な推進方策に関すること。
- (2) 新しい学習プログラム及び事業の開発に関すること。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、生涯学習推進本部事務局において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この会議の運営に必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成4年5月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

16 福島市学習センター条例・施行規則・要綱

(1) 福島市学習センター条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項及び社会教育法(昭和24年法律第207号)第20条の規定に基づき、市民の生涯にわたる学習活動を推進し、市民の教養の向上、生活文化の振興及び社会福祉の増進を図るため、福島市学習センター(以下、「学習センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 学習センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
福島市中央学習センター	福島市松木町1番7号
福島市三河台学習センター	福島市野田町七丁目1番42号
福島市渡利学習センター	福島市渡利字岩崎町190番地
福島市杉妻学習センター	福島市黒岩字田部屋53番地の2
福島市蓬萊学習センター	福島市蓬萊町四丁目1番2号
福島市清水学習センター	福島市御山字松川原5番地の1
福島市もちずり学習センター	福島市岡部字高畑46番地
福島市北信学習センター	福島市鎌田字中江1番地
福島市吉井田学習センター	福島市仁井田字西下川原1番地の1
福島市西学習センター	福島市上名倉字妻下4番地の2
福島市信陵学習センター	福島市笹谷字オノ神1番地
福島市飯坂学習センター	福島市飯坂町字銀杏6番地の11
福島市松川学習センター	福島市松川町字杉内33番地
福島市信夫学習センター	福島市大森字馬場1番地
福島市吾妻学習センター	福島市笹木野字折杉41番地の1
福島市飯野学習センター	福島市飯野町字境川19番地の2

(分館)

第3条 学習センターに次のとおり分館を置く。

名 称	位 置
福島市蓬萊学習センター分館	福島市蓬萊町四丁目1番1号
福島市清水学習センター分館	福島市南沢又字柳清水8番地の1
福島市吾妻学習センター分館	福島市上野寺字下平場35番地の1
福島市飯野学習センター青木分館	福島市飯野町青木字向広表50番地
福島市飯野学習センター大久保分館	福島市飯野町大久保字岩見内17番地
福島市飯野学習センター明治分館	福島市飯野町明治字北小戸明利30番地

(事業)

第4条 学習センターは、次に掲げる事業を行う。

- 一 社会教育法第22条に掲げる事業に関する事。
- 二 生涯学習活動の支援及び場所の提供に関する事。
- 三 生涯学習の情報の収集、整理及び提供に関する事。
- 四 生涯学習の相談及びカウンセリングに関する事。
- 五 図書、記録、視聴覚教室の資料その他必要な資料の閲覧、貸出し及び保管に関する事。
- 六 その他生涯学習に関する事。

2 福島市中央学習センターは、学習センター相互の連絡調整を図るとともに個々の学習センターに属しない事業を行う。

(開館時間)

第5条 学習センターの開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第6条 学習センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- 一 火曜日（火曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「国民の祝日」という。）に当たるときは、その翌日）
- 二 国民の祝日
- 三 12月29日から翌年1月3日まで（前号に掲げる日を除く。）

(使用の許可)

第7条 学習センターを使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 教育委員会は、前項の許可に際し、学習センターの管理上必要と認めるときは、その使用の許可に条件を付することができる。

(使用の制限)

第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、学習センターの使用を許可することができない。

- 一 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- 二 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織及びその関係者が使用し、若しくは使用に関係し、又はこれらの者の利益になると認められるとき。
- 三 施設及び備付物件を滅失し、又は毀損するおそれがあるとき。
- 四 営利を目的とする行為その他これに類する行為を行うおそれがあるとき。
- 五 その他管理運営上支障があるとき。

(目的外使用等の禁止)

第9条 第7条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた目的以外に使用し、又はその使用する権利を譲渡し、若しくは転貸することができない。

(使用許可の取消し等)

第10条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、その使用の条件を変更し、使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。

- 一 この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- 二 使用の許可の目的又は許可に付した条件に違反したとき。
- 三 第八条各号のいずれかに該当したとき。
- 四 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。
- 五 公益上やむを得ない理由が生じたとき。

- 2 前項の規定による使用の条件の変更、使用の停止又は使用の許可の取消しにより、使用者に損害を及ぼすことがあっても市長は、その責めを負わない。災害その他緊急事態の発生により学習センターの使用が不能となった場合も、同様とする。

(使用料)

第11条 使用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が公益上必要と認めるときは、これを減免することができる。

(使用料の還付)

第12条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(入館の制限)

第13条 教育委員会は、入館者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、入館を禁止し、又は退館させることができる。

- 一 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- 二 施設及び備付物件を滅失し、又は毀損するおそれがあるとき。
- 三 その他管理運営上支障があるとき。

(賠償責任)

第14条 故意又は過失により施設及び備付物件を滅失し、又は毀損した者は、市長の指示するところにより、その損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(運営審議会)

第15条 社会教育法第29条第1項の規定により学習センターに次の運営審議会を置く。

名 称	所管学習センター
福島市中央学習センター運営審議会	福島市中央学習センター
福島市三河台学習センター運営審議会	福島市三河台学習センター
福島市渡利学習センター運営審議会	福島市渡利学習センター
福島市杉妻学習センター運営審議会	福島市杉妻学習センター
福島市蓬萊学習センター運営審議会	福島市蓬萊学習センター
福島市清水学習センター運営審議会	福島市清水学習センター
福島市もちずり学習センター運営審議会	福島市もちずり学習センター
福島市北信学習センター運営審議会	福島市北信学習センター
福島市吉井田学習センター運営審議会	福島市吉井田学習センター
福島市西学習センター運営審議会	福島市西学習センター
福島市信陵学習センター運営審議会	福島市信陵学習センター
福島市飯坂学習センター運営審議会	福島市飯坂学習センター
福島市松川学習センター運営審議会	福島市松川学習センター
福島市信夫学習センター運営審議会	福島市信夫学習センター
福島市吾妻学習センター運営審議会	福島市吾妻学習センター
福島市飯野学習センター運営審議会	福島市飯野学習センター

- 2 運営審議会は、委員12人以内で組織する。
- 3 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、並びに学識経験のある者の中から委嘱する。
- 4 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。

(委 任)

第16条 この条例に定めるもののほか、学習センターの管理に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則 (略)

別表（第11条関係）

一 施設の使用料

区 分		使 用 料		冷暖房加算料
多目的ホール	個人使用	一般	1時間 100円	
		高校生以下	1時間 50円	
	専用使用	一般	1時間 200円	
		高校生以下	1時間 100円	
軽運動室	個人使用	一般	1時間 100円	
		高校生以下	1時間 50円	
	専用使用	一般	1時間 200円	
		高校生以下	1時間 100円	
視聴覚室	専用使用	一般	1回 1,500円	
研修室	専用使用	一般	1回 500円	
ホール	専用使用	一般	1回 1,800円	
和室（小）	専用使用	一般	1回 400円	
和室（中）	専用使用	一般	1回 600円	
和室（大）	専用使用	一般	1回 1,000円	
和室（特大）	専用使用	一般	1回 1,800円	
実習室	専用使用	一般	1回 1,800円	
工芸室	専用使用	一般	1回 1,000円	
講義室	専用使用	一般	1回 1,000円	
附属ホール	専用使用	一般	1回 1,200円	

備 考

- 一 1回の使用は、3時間以内とする。ただし、多目的ホール及び軽運動室の使用は、1時間単位とし、3時間を限度とする。
- 二 映画会、音楽会その他の催し等で、入場料、会費又はこれに類する料金を徴収して使用する場合の使用料は、この表に掲げる料金の3倍に相当する額とする。

二 附属設備の使用料

区 分		使 用 料		
多目的ホール	ピアノ	1台	1時間	300円
	舞台照明設備	一式	1時間	500円
	放送設備	一式	1時間	500円
	温水シャワー	1人	1回	100円
視聴覚室	視聴覚機器	一式	1回	300円
和室	茶道用電熱器	1台	1回	100円
実習室	調理台	1台	1回	200円
	電気厨房機器	一式	1回	100円
工芸室	電気陶芸窯	1台	1時間	300円
	電気工作設備	一式	1回	100円
電気供給設備（持込機器に限る。）		1キロワット	1回	100円

(2) 福島市学習センター条例施行規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、福島市学習センター条例（平成16年条例第31号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

第2条及び第3条 削除

(開放事業)

第4条 教育委員会は、市民の生涯学習活動に資するため、施設の管理運営上に支障のない限り、休館日に施設を開放することができる。

(図書の出借等)

第5条 学習センター内の図書の出借等の手続については、福島市立図書館条例施行規則（昭和60年教育委員会規則第3号）の規定を準用する。

(使用許可の申請)

第6条 条例第7条第1項の規定により使用（個人使用を除く。）の許可を受けようとする者は、使用しようとする日（以下「使用日」という。）の前月の10日から使用日の3日前までに学習センター使用申請書（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会が当該施設の使用に支障がないと認めるときは、この限りでない。

2 教育委員会が必要と認めるときは、前項に規定する使用申請書のほか、申請の内容を説明する書類その他必要と認める書類を提出させることができる。

(使用の許可)

第7条 教育委員会は、条例第7条第1項の規定により使用（個人使用を除く。）の許可をした時は、学習センター使用許可書（様式第2号）を交付するものとする。

2 個人使用の場合は、個人使用券（様式第3号）の交付をすることにより、使用の許可をしたものとみなす。

(使用の変更及び取消し)

第8条 条例第7条第1項の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、使用の許可を受けた事項を変更し、又は取り消すときは、使用日の3日前までに、学習センター使用変更（取消）申請書（様式第4号）に当該使用許可書を添えて、教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会が当該施設の使用に支障がないと認めるときは、この限りでない。

2 教育委員会は、使用の変更又は取消しの許可をしたときは、学習センター使用変更（取消）許可書（様式第5号）を交付するものとする。

(団体登録)

第8条の2 学習センターの使用団体として登録を受けようとする団体は、福島市学習センター使用団体登録申請書（様式第5号の2）を教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。

(使用料の減免)

第9条 条例第11条ただし書の規定により使用料の減免を受けようとする者は、学習センター使用料減免申請書（様式第6号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 使用料の減免基準は、次のとおりとする。

- 一 前条に規定する登録を受けた団体で、教育委員会が適当と認めた団体が使用する場合 全額
- 二 小学校就学の始期に達するまでの子又は65歳以上の者が個人使用をする場合 全額
- 三 市（市の機関を含む。以下この条において同じ。）が使用する場合 全額
- 四 市の共催により使用する場合 100分の50に相当する額
- 五 市の後援により使用する場合 100分の25に相当する額
- 六 その他教育委員会が必要と認めた場合 教育委員会が定める額

3 教育委員会が必要と認めるときは、第1項に規定する減免申請書のほか、関係書類を提出させることができる。

(使用料の還付)

第10条 条例第12条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、学習センター使用料還付申請書（様式第7号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 使用料の還付の基準は、次のとおりとする。

- 一 使用者の攻めによらない理由により使用することができない場合 全額
- 二 第8条の使用の変更及び取消し（使用日の3日前までに許可を受けた場合に限る。）において過納となった使用料がある場合 過納となった額

（使用者等の遵守事項）

第11条 使用者及び入館者は、学習センターの使用に当たっては、次に掲げる事項を守らなければならない。

- 一 許可を受けずに物品を展示、販売又はこれに類する行為をしないこと。
- 二 秩序の維持に努め、清潔及び整頓を保持すること。
- 三 許可された施設以外の施設及び備付物件等を使用しないこと。
- 四 所定の場所以外で飲食し、又は喫煙しないこと。
- 五 係員の指示に従うこと。

（職員の立入り）

第12条 教育委員会は、施設の管理上必要があると認めるときは、使用を許可した場所に立ち入り、必要な指示をすることができる。

（原状回復義務）

第13条 使用者は、学習センターの使用を終了したとき、又は条例第10条第1項の規定により使用の条件の変更、使用の停止若しくは使用の許可の取消しを命じられたときは、速やかにその使用に係る施設及び備付物件を原状に回復しなければならない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長においてこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

（滅失又は毀損の届出）

第14条 使用者は、施設及び備付物件を滅失し、又は毀損したときは、直ちに学習センター滅失（毀損）届（様式第8号）により市長に届け出て、その指示を受けなければならない。

（委 任）

第15条 この規則に定めるもののほか、学習センターの管理運営等について必要な事項は、別に定める。

附 則（略）

（ 3 ） 福島市学習センター運営審議会規則

（趣 旨）

第1条 この規則は、福島市学習センター条例（平成16年条例第31号）第15条の規定により設置する福島市学習センター運営審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員長及び副委員長）

第2条 審議会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任し、その任期は一年とする。

- 2 委員長及び副委員長は、再任されることが出来る。
- 3 委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会 議）

第3条 審議会の会議は、定例会及び臨時会とする。

- 2 定例会は、年6回とし、臨時会は、館長が必要と認めたととき招集する。
- 3 委員長は、審議会の会議の議長となる。
- 4 審議会の会議は、委員の3分の1以上が出席しなければ開くことができない。
- 5 審議会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（小委員会）

第4条 審議会は、必要に応じて小委員会を設けることができる。

（委 任）

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(4) 福島市学習センター運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福島市学習センター条例(「以下「条例」という。’)及び同条例施行規則(以下「規則」という。)に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(学習相談)

第2条 条例第4条第1項第4号に規定する学習相談は、原則として生涯学習指導員が行うものとし、相談時間は、午前9時から午後5時45分までとする。

(開放事業)

第3条 規則第4条に規定する休館日における開放事業は、次により行うこととする。

- (1) 休館日の開放は、休館日のうち12月29日から翌年の1月3日までを除き行うものとする。
- (2) 開放時間は、午前9時から午後9時までとする。
- (3) 開放施設は、図書室を除く全施設とする。
- (4) 開放対象は、団体とし専用使用に限る。

(個人学習)

第4条 学習センターを利用して個人で学習しようとする者の施設使用は、次により行うこととする。

- (1) 使用時間は、開館日の午前9時から午後5時45分までとする。使用する施設は、ホール、視聴覚室、研修室、和室、会議室、講義室、実習室、工芸室とし、主催事業及び専用使用がない場合に限り、個人学習に供することができるものとする。
- (2) 使用に際し、利用者は学習センター個人学習利用票(様式第1号)に住所、氏名、連絡先及び利用開始時間を記載し、使用終了後に終了時間を記載するものとする。
- (3) 当日の会場の有無及び会場については、行事予定表に掲示するとともに電話での照会に応じることとする。

(個人使用)

第5条 多目的ホール及び清水学習センターの軽運動室の個人使用日(専用使用できない日)は、休館日及び公的な行事の開催日等を除く毎週金・土曜日とし、その利用は次により行うこととする。

- (1) 個人使用の時間は、午前9時から午後6時までとする。
- (2) 個人使用者は、個人使用受付票(様式第3号)に住所、氏名、年齢及び電話番号を記載するものとする。
- (3) 個人使用日以外で専用使用のない場合は、個人使用日に準じ個人使用できるものとする。

(専用使用)

第6条 規則第6条に規定する申請は、次により行うこととする。

- (1) 使用の受付は、原則として使用日の前月10日からとする。ただし、前月10日が休館日の場合はその翌日、休館日が続く場合は休館日後の最も早い開館日とする。
- (2) 受付方法は、来館による申請とし、使用の承認は原則として先着順とする。ただし、申込の状況により貸し出し施設の一部または全部を抽選、その他にすることができる。
- (3) 専用使用は、5人以上の使用とする。
- (4) 同一団体の専用使用は、週1回を限度とする。ただし、受付開始日の3日目以降で他に使用者がいない日については、この限りでない。

(使用団体の登録条件)

第7条 規則第8条の2に規定する使用団体の登録条件は、次のとおりとする。

- (1) 職員の勤務時間外に巡回管理人对応施設の使用を希望する団体
 - (2) 使用料の減免を希望する次の団体
 - 会費によって団体の運営がなされている、営利を目的としない社会教育関係団体
 - 公共及び地域の福祉や地域づくりを目的として運営がなされている地域団体
- (使用団体の登録認定)

第8条 使用団体の認定は、認定基準(別表第1)により行うものとする。

- 2 登録の認定は、教育委員会が行い「福島市学習センター使用団体登録認定書」(様式第2号)をもって行う。
- (1) 認定書の登録認定期間は、2年以内とする。
 - (2) 登録団体が、学習センターの使用申請を行う場合、係員の求めに応じ、登録認定書を提示しなければならない。
 - (3) 登録団体は、認定書を紛失し、破損し、又は汚損したときは、「学習センター使用団体登録認定書(紛失届及び再交付申請書)」(様式第4号)により届け出て、再交付を受けなければならない。
- (使用団体の変更)

第9条 使用団体の登録内容を変更するときは、「学習センター使用団体登録変更届」(様式第5号)を教育委員会に提出しなければならない。

- 2 使用団体の解散、又は登録を抹消するときは、「学習センター使用団体(解散・登録抹消)届」(様式第6号)に認定書を添えて教育委員会に提出しなければならない。
- (使用団体の登録免除)

第10条 学習センター館長は、前条第1項に該当する場合でも、次の(1)から(4)の全ての要件を満たすと判断した場合及び(5)は、登録を免除することができる。

- (1) 団体の利用が定期的や頻繁な利用でないこと。
 - (2) 団体の目的及び使用内容が明確であること。
 - (3) 団体の責任者及び使用責任者が明確であること。
 - (4) 団体の存在と活動が市民や地域住民から認知されているか、理解を得ることができること。
 - (5) その他学習センター館長が特に必要と個別に判断した場合。
- 2 使用団体登録免除の判断は使用申請受付毎に行い、承認は当該学習センターの使用許可をもってあてる。学習センター館長は、前項の判断にあたって、必要書類の提出を求めることができる。
- 3 登録免除を受けた団体は、当該学習センターに限り使用することができる。
- (図書室の利用)

第11条 図書室の利用は、別表第2により行うものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年2月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年2月20日から施行する。

ただし、第6条(1)、(2)の規定は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(別表第1)

使用団体の登録認定基準

使用団体の登録認定基準は、次のとおりとする。

- 1 学習センター施設及び敷地内において、営利及び宗教と政治の活動や事業を行わないこと。
- 2 団体の目的と具体的活動内容を明記した規約を有すること。
- 3 団体の意思を表明する代表者・団体の意思を形成し、執行する機構（総会、役員会等）が確立していること。
- 4 団体独自の経理を有すること。
- 5 団体活動の本拠としての事務所を福島市内に有すること。
- 6 団体構成人員は10人以上であり、かつ、半数以上が福島市内に住所があるか勤務しており、性格上会員の加入・脱会が自由に認められる団体であること。

(別表第2)

施設	利用時間等
大型図書室を有する学習センター (大型図書室：蔵書 20,000 冊以上を有する図書室)	1 日曜日 午前9時から午後5時まで 2 日曜日以外 午前9時から午後5時45分まで 図書の整理日及び特別整理期間中は、図書室を利用できないものとする。
上記以外の学習センター	午前9時から午後5時45分まで

福島市		学習センター使用申請書						
福島市教育委員会		<table border="1" style="float: right; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">許 可</td> <td style="padding: 2px;">第</td> <td style="padding: 2px;">号</td> </tr> </table>				許 可	第	号
許 可	第	号						
		申請 年 月 日						
住所(所在地)								
申請人 団体名								
責任者名								
(電話連絡 局 番)								
次のとおり申請します。								
行事等の名称								
使用の目的								
使用者区分	一 般 ・ 高校生以下	使用人員	名	入場料徴収の有無	有 ・ 無			
使用内容等	使用年月日	使用施設	使用設備					
	年月日(曜日) 時分～時分							
	年月日(曜日) 時分～時分							
	年月日(曜日) 時分～時分							
	年月日(曜日) 時分～時分							
	年月日(曜日) 時分～時分							
使用施設	単価	回数	使用料	加算料	施設分			
1 多目的ホール	時間 200 時間 100				多目的ホール			
2 ホール	1回 1,800							
3 軽運動室	時間 200 時間 100							
4 視聴覚室	1回 1,500							
5 研修室	1回 500							
6 講義室	1回 1,000							
7 会議室	1回 1,000							
8 和室	1回 400							
9 和室	1回 600							
10 和室	1回 1,000							
11 和室	1回 1,800							
12 実習室	1回 1,800							
13 工芸室	1回 1,000							
14 附属ホール	1回 1,200							
施設使用料合計			設備使用料合計					
決定区分	1 . 許可する		使用料合計額	円				
	(減免 施行規則第9条第2項第 号)		使用料減免額	円				
	2 . 許可しない		使用料決定額	円				
上記のように決定してよいか伺います。								
決 裁	館 長	主 任	係 員	許 可 年 月 日	領 収 年 月 日			
				年 月 日				

記入上の注意

- 1 必要事項を記入の上、該当するものを で囲んでください。
- 2 太線内は、記入しないでください。
- 3 使用時間は、準備及び撤去の時間を含めて記載してください。

福島市		学習センター使用申請書				
福島市教育委員会		許可 第 号		許可 年 月 日		
住所(所在地)		福島県福島市教育委員会 公印				
団体名		様				
責任者名		福島市教育委員会				
次のとおり申請します。						
行事等の名称						
使用の目的						
使用者区分	一般・高校生以下	使用人員	名	入場料徴収の有無	有・無	
使用内容等	使用年月日	使用施設	使用設備			
	年月日(曜日) 時分~時分					
	年月日(曜日) 時分~時分					
	年月日(曜日) 時分~時分					
	年月日(曜日) 時分~時分					
使用施設	単価	回数	使用料	加算料	施設分	
1 多目的ホール	時間 200 時間 100				多目的ホール	
2 ホール	1回 1,800					
3 軽運動室	時間 200 時間 100					
4 視聴覚室	1回 1,500					
5 研修室	1回 500					
6 講義室	1回 1,000					
7 会議室	1回 1,000					
8 和室	1回 400					
9 和室	1回 600					
10 和室	1回 1,000					
11 和室	1回 1,800					
12 実習室	1回 1,800					
13 工芸室	1回 1,000					
14 附属ホール	1回 1,200					
施設使用料合計					設備使用料合計	
決定区分	1. 許可する			使用料合計額	円	
	(減免 施行規則第9条第2項第 号)			使用料減免額	円	
	2. 許可しない			使用料決定額	円	
注意事項	1 施設に入るときは、本許可書を係員に提示すること。 2 使用に当たっては、係員の指示に従うこと。 3 使用目的以外に施設等を使用しないこと。 4 許可された施設以外の施設及び附属設備等を使用しないこと。 5 所定の場所以外では飲食し、喫煙をしないこと。 6 傷害等の事故は、原則として使用責任者の責任において処理すること。 7 施設及び備付物件を滅失し、又は毀損したときは、直ちに係員に申し出て現状に復すること。 8 使用後は、直ちに原状に回復し、係員の点検を受けること。					

記入上の注意

- 1 必要事項を記入の上、該当するものを で囲んでください。
- 2 太線内は、記入しないでください。
- 3 使用時間は、準備及び撤去の時間を含めて記載してください。

避難所開設の場合は使用を中止
させていただきます場合があります

福 島 市 学 習 セ ン タ ー 使 用 変 更 (取 消) 申 請 書								
福島市教育委員会			<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">許 可</td> <td style="padding: 2px;">第</td> <td style="padding: 2px;">号</td> </tr> </table> 申請 年 月 日			許 可	第	号
許 可	第	号						
住所 (所在地)								
申請人 団 体 名								
責 任 者 名								
(電話連絡 局 番)								
次のとおり申請します。								
変更前使用許可	年 月 日 第 号							
使用目的 (行事名称)								
申請理由								
変更(取消)の区分	変 更 (取 消) 前		変 更 (取 消) 後		差 し 引 き 使 用 料 額			
	内 容	使 用 料 額	内 容	使 用 料 額				
計								
決定区分	1. 許可する (減免 条例施行規則第9条第2項第 号)		使 用 料 決 定 額	円				
	2. 許可しない		使 用 料 減 免 額	円				
			使 用 料 徴 収 額	円				
上記のように決定してよいか伺います。								
館 長	主 任	係	員	許 可 年 月 日	領 収 年 月 日			
				年 月 日				

記入上の注意

- 1 太線内は、記入しないでください。
- 2 使用時間は、準備及び撤去の時間を含めて記載してください。

<p>福島市</p> <p>福島市教育委員会</p>	<p>学習センター使用変更(取消)許可書</p>	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding: 2px;">許 可</td> <td style="padding: 2px;">第</td> <td style="padding: 2px;">号</td> </tr> </table> <p>許可 年 月 日</p>	許 可	第	号
許 可	第	号			
<p>住所(所在地)</p> <p>団 体 名</p> <p>責任者名</p>		<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding: 2px;">福島県福島市 教育委員会 公印</td> </tr> </table> <p>様</p>	福島県福島市 教育委員会 公印		
福島県福島市 教育委員会 公印					
<p>福島市教育委員会</p>					
<p>次のとおり許可します。</p>					

変更前使用許可	年 月 日 第 号				
使用目的 (行事名称)					
申請理由					
変更(取消)の区分	変 更 (取 消) 前		変 更 (取 消) 後		差 し 引 き 使 用 料 額
	内 容	使用料額	内 容	使用料額	
計					

決定区分	1. 許可する	使用料決定額	円
	(減免 条例施行規則第9条第2項第 号)	使用料減免額	円
	2. 許可しない	使用料徴収額	円
注意事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設に入るときは、本許可書を係員に提示すること。 2 使用に当たっては、係員の指示に従うこと。 3 使用目的以外に施設等を使用しないこと。 4 許可された施設以外の施設及び附属設備等を使用しないこと。 5 所定の場所以外では飲食し、喫煙をしないこと。 6 傷害等の事故は、原則として使用責任者の責任において処理すること。 7 施設及び備付物件を滅失し、又はき損したときは、直ちに係員に届け出て原状に復すること。 8 使用後は、直ちに原状に回復し、係員の点検を受けること。 		

福島市

学習センター使用料減免申請書

福島市教育委員会

許 可	第	号
-----	---	---

申請 年 月 日

住所 (所在地)

申請人 団 体 名

責 任 者 名

(電話連絡 局 番)

次のとおり申請します。

行事等の名称													
使用の目的													
使用者区分		一般・高校生以下			使用人員		名		入場料徴収の有無			有・無	
使用 内 容 等	使 用 年 月 日						使 用 施 設			使 用 設 備			
	年 月 日 (曜日) 時 分 ~ 時 分												
	年 月 日 (曜日) 時 分 ~ 時 分												
	年 月 日 (曜日) 時 分 ~ 時 分												
	年 月 日 (曜日) 時 分 ~ 時 分												
使用施設		単 価	回 数	使用料	加算料	施設分		使用設備		単 価	回 数	設備分	
1	多目的ホール	時間 200 時間 100						多 目 的 ホ ー ル	ピアノ	時間300			
2	ホ ー ル	1回1,800							舞台照明設備	時間500			
3	軽運動室	時間 200 時間 100							放送設備	時間500			
4	視聴覚室	1回1,500							温水シャワー	1回100			
5	研 修 室	1回 500											
6	講 義 室	1回1,000						視聴覚室視聴覚機器		1回300			
7	会 議 室	1回1,000						和室茶道用電熱器		1回100			
8	和 室 (1)	1回 400						実 習 室	調理台	1回200			
9	和 室 (2)	1回 600							電気厨房機器	1回100			
10	和 室 (3)	1回1,000						工 芸 室	電気陶芸窯	時間300			
11	和 室 (4)	1回1,800							電気工作設備	1回100			
12	実 習 室	1回1,800						持込機器 (1Kwにつき)		1回100			
13	工 芸 室	1回1,000											
14	附属ホール	1回1,200											
施設使用料合計								設備使用料合計					
決定区分	1. 許可する					使用料合計額		円					
	(減免 施行規則第9条第2項第 号)					使用料減免額		円					
	2. 許可しない					使用料決定額		円					
摘要													

記入上の注意

- 1 必要事項を記入の上、該当するものを○で囲んでください。
- 2 太線内は、記入しないでください。
- 3 使用時間は、準備及び撤去の時間を含めて記載してください。

福島市 学習センター使用団体登録申請書

年 月 日

福島市教育委員会

申請者住所 _____

氏 名 _____

（連絡先 - - ）

学習センターの使用団体として登録したいので、必要書類を添えて申請いたします。

		登録番号		
団 体 名			構成人数	人
活 動 の 内 容				
団 体 の 目 的				
事 務 所	福島市			
連 絡 先	氏 名			電話（ ）
1. 2.	住 所			
主 な 役 員	役 職 名	氏 名	住 所	電 話
講 師				
添 付 書 類	会則・規約 会員名簿 予算書 事業計画			

生涯学習活動をしたい人に情報を提供するため、市民等からの問い合わせに対して、連絡先の氏名と電話番号の情報公開を承諾する方は連絡先欄の1.を、しない方は2.を
で囲んで下さい。

上記の団体を登録団体（減免可否）として承認してよいか伺います。

課長		補佐		係長		係員	
館長		主任		係員			

印は、記入しないでください。

<p>福島市</p> <p>福島市教育委員会</p>	<p>学習センター</p> <p>住所(所在地)</p> <p>申請人 団 体 名</p> <p>責 任 者</p> <p>(電話連絡先</p>	<p>使用料還付申請書</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>局 番)</p>
<p>次のとおり申請します。</p>		
行事等の名称		
許 可 番 号	第 号	
使 用 申 込 時 日	令和 年 月 日 (曜) 時 ~ 時	
申 請 理 由		
還 付 区 分	規則第10条第2項	<p>1 第1号 全額</p> <p>2 第2号 過納となった額</p>
納 入 済 使 用 料	円	
還 付 額	円	

記入上の注意

- 1 必要な事項を記入してください。
- 2 太線内は、記入しないでください。

<p>福島市 学習センター滅失(毀損)届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>福島市教育委員会</p> <p style="text-align: right;">住所(所在地)</p> <p style="text-align: right;">団体名</p> <p style="text-align: right;">責任者名 _____</p> <p style="text-align: right;">(電話連絡 局 番)</p> <p>下記のとおり の施設(備付物件)を滅失(毀損)したので届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
滅失(毀損)の日時	年 月 日() 時 分頃
滅失(毀損)した施設 及び備付物件	
滅失(毀損)した施設 及び備付物件の数量	
滅失(毀損)の状況	

(様式第1号)

学習センター個人学習利用票

この受付票は、事故があった場合に備えるものです。

利用月日	月 日	開始時間	時 分~
		終了時間	時 分
氏 名		利用部屋名	
住 所	福島市		
電話番号			

(様式第2号)

福島市 学習センター使用団体登録認定書

令和 年 月 日

団体名 _____ (減免可否)

上記の団体を、福島市学習センター使用登録団体として認定します。

ただし、認定期間は、令和 年 月 日から

令和 年 月 日までとします。

登録内容に変更があった場合は、すみやかに登録学習センターに申し出てください。

福島市教育委員会

(様式第3号)

個人使用受付票

この受付票は、事故があった場合に備えるものです。

使用月日	月 日	開始時間	時 分~
		終了時間	時 分
氏 名		使用部屋名 (を付けてください)	・ 多目的ホール
			・ 軽運動室
住 所	福島市		
電話番号		年 齢	

(様式第3号 条例第7条の2)

個人使用券

No. _____ 個人使用券 (種別)一般用 ¥ _____ 施設使用料 円 設備使用料 円 (使用日) . . . 福島市教育委員会	No. _____ 福島市学習センター個人使用券 (種 別)一般用 (使 用 料) ¥ _____ <内訳 施設使用料 円 ・ 設備使用料 円 > (使用日時) . . . 時 分 ~ 時 分 福島市教育委員会
---	---

学習センター使用団体登録認定書 (紛失届及び再交付申請書)

_____ 学習センター館長 様

団 体 名 _____
申請者住所 _____
氏 名 _____
連 絡 先 _____

このたび、下記の事由により学習センター使用団体登録認定書を紛失いたしましたので、再交付を申請いたします。

記

紛失日	年 月 日
紛失事由	
備考	紛失した認定書が見つかった場合はすぐに返却します。

上記団体に学習センター使用団体登録認定書を再交付します。

(年 月 日 NO.)

館 長		主 任		係 員	
--------	--	--------	--	--------	--

写しを生涯学習課へ提出ください。

学習センター使用団体登録変更届 (団体名・連絡先等)

_____ 学習センター館長 様

団 体 名.....
 申請者住所.....
 氏 名.....
 連 絡 先.....

このたび、下記の変更がありましたので届出いたします。

		新	旧
団 体 名	氏 名		
	住 所		
	電話番号		
連 絡 先	氏 名		
	住 所		
	電話番号		

館 長		主 任		係 員	
--------	--	--------	--	--------	--

写しを生涯学習課へ提出ください。

学習センター使用団体
(解散・登録抹消)届

_____学習センター館長 様

団 体 名.....

申請者住所.....

氏 名.....

連 絡 先.....

このたび、下記の事由により(解散・登録抹消)いたします。併せて認定書を返還します。

館 長		主 任		係 員	
--------	--	--------	--	--------	--

届・認定書の写しを生涯学習課へ提出ください。

17 福島市社会教育関係団体認定基準

第1条（目的）

この基準は、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第10条に定められた「社会教育関係団体」の認定について基本的要項を定めることを目的とする。

第2条（団体の性格）

社会教育関係団体とは、人事、運営、事業、財政が団体自身の自発的意思と独自の裁量により行われる自主的な民間団体であること。

社会教育関係団体を判定する基準は、次のとおりとする。

継続的、かつ計画的に社会教育に関する事業を行うこと。

規約を有すること。

団体の意思を表明する代表者・団体の意思を形成し、執行する機構（総会・役員会等）が確立していること。

団体独自の経理機構を有すること。

団体活動の本拠としての事務所を有すること。

団体構成人員は概ね10人以上であり、性格上会員の加入・脱会が自由に認められる団体であること。

団体活動の成果としての社会参加・還元事業を持つこと。

第3条（標準）

社会教育関係団体は、概ね次に掲げる団体を標準とする。

青少年教育に関する団体

成人教育に関する団体

視聴覚教育に関する団体

社会通信教育に関する団体

社会教育関係施設に関する団体

芸術文化に関する団体

体育・スポーツ競技に関する団体

レクリエーションに関する団体

その他、これに準ずる団体

第4条（制限）

上記団体であっても、次の各号の一に該当するときは、社会教育関係団体より除外する。

営利を目的として事業を行うとき

政治・宗教活動を行うとき

公の秩序または善良な風俗を乱す行為を行うとき

第5条（認定）

社会教育関係団体の認定は教育委員会が行う。

第6条（運用）

この基準の運用にあたり必要な事項は、教育長が別に定める。

この基準は、平成6年4月1日から適用する。

この基準は、平成12年4月1日から適用する。

18 福島市社会教育館条例

(設 置)

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第3条及び地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条第1項の規定に基づき、青少年等の健全な心身の育成を図るため、福島市社会教育館（以下「社会教育館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 社会教育館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
立子山自然の家	福島市立子山字金井作1番地

(事 業)

第3条 社会教育館は、次に掲げる事業を行う。

- 一 青少年等の宿泊研修のための施設の提供に関すること。
- 二 青少年等の体験活動の支援に関すること。
- 三 前2号に掲げるもののほか、社会教育館設置の目的を達成するために必要な事業

(使用時間)

第4条 社会教育館の使用時間は、午前8時30分から午後5時までとし、宿泊の場合は午後5時から翌日午前8時までとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第5条 社会教育館の休館日は、12月29日から翌年1月3日までとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(使用の許可)

第6条 社会教育館を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 教育委員会は、前項の許可に際し、社会教育館の管理上必要と認めるときは、その使用の許可に条件を付することができる。

(使用の制限)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、社会教育館の使用を許可することができない。

- 一 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- 二 集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織及びその関係者が使用し、若しくは使用に関係し、又はこれらの者の利益になると認められるとき。
- 三 施設及び備付物件を滅失し、又はき損するおそれがあるとき。
- 四 営利を目的とする行為その他これに類する行為を行うおそれがあるとき。
- 五 その他管理運営上支障があるとき。

(目的外使用等の禁止)

第8条 第6条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた目的以外に使用し、又はその使用する権利を譲渡し、若しくは転貸することができない。

(使用許可の取消し等)

第9条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、その使用の条件を変更し、使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。

- 一 この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- 二 使用許可の目的又は許可に付した条件に違反したとき。

- 三 第7条各号のいずれかに該当したとき。
- 四 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。
- 五 公益上やむを得ない理由が生じたとき。

2 前項の規定による使用の条件の変更、使用の停止又は使用の許可の取消しにより、使用者に損害を及ぼすことがあっても市長は、その責めを負わない。災害その他緊急事態の発生により社会教育館の使用が不能となった場合も、同様とする。

(使用料)

第10条 使用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が公益上必要と認めるときは、これを減免することができる。

(使用料の還付)

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(入館の制限)

第12条 教育委員会は、入館者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、入館を禁止し、又は退館させることができる。

- 一 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- 二 施設及び備付物件を滅失し、又はき損するおそれがあるとき。
- 三 その他管理運営上支障があるとき。

(賠償責任)

第13条 故意又は過失により施設及び備付物件を滅失し、又はき損した者は、市長の指示するところにより、その損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者による管理)

第14条 教育委員会は、社会教育館の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に社会教育館の管理を行わせる。

2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、第4条及び第5条の規定（この場合において、あらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。）並びに第6条、第7条、第9条第1項及び第12条の規定の適用についてはこれらの規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第10条及び第11条の規定の適用についてはこれらの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

3 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則で定める管理の基準に従い、社会教育館を適正に市民の利用に供しなければならない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第15条 前条の規定により指定管理者に社会教育館の管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- 一 第3条各号に掲げる事業の計画及び実施に関する業務
- 二 第6条第1項に規定する使用許可に関する業務
- 三 社会教育館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- 四 前3号に掲げるもののほか、社会教育館の運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

(利用料金)

第16条 第14条第2項の規定により社会教育館の管理を指定管理者が行う場合において、教育委員会は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

2 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。

(委 任)

第17条 この条例に定めるもののほか、社会教育館の管理に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則(略)

別表(第10条関係)

区分	使用料		
日帰り	1人1日につき	一般・高校生 300円	
		中学生以下 150円	
宿泊	1人1日につき	一般・高校生 500円	
		中学生以下 250円	
体育館	1回につき	500円	
テニスコート (立子山自然の家に限る。)	1時間につき	個人使用	一般 100円
			高校生以下 60円
		専用使用	一面 400円
キャンプ場 (立子山自然の家に限る。)	1人1泊につき	100円	

備考

- 一 体育館の使用料は、体育館のみを使用する場合に徴収し、1回の使用は、3時間以内とする。
- 二 テニスコートの使用料は、テニスコートのみを使用する場合に徴収する。
- 三 暖房を使用する場合の使用料は、本表使用料の額に当該使用料の100分の20に相当する額を加算した額とする。
- 四 宿泊者からは、シーツ及び枕カバーの洗濯代として実費を徴収する。

19 市民生涯学習支援事業

「市民学習プラン」支援事業実施要綱

1. 趣旨

市民との共創によるまちづくり事業の一環として、市民が自ら行う生涯学習を支援するため、非営利の社会教育関係団体及び地域団体等が主体的に市内で行う公共性・公益性の高い事業の実施を支援する。

2. 事業の内容

(1) 事業は、対象を一般市民とし、1回20人以上の参加者を目安とする。

(2) 支援を行う事業の内容は、現代的課題に関する学習とする。現代的課題とは、概ね次表に掲げる内容を例とする。

生命、健康、人権、豊かな人間性、家庭・家族、消費生活、地域の連帯、まちづくり、交通問題、少子高齢化、男女共同参画、多文化共生、科学技術、ICT活用、知的所有権、国際理解、国際貢献・開発援助、人口・食料、環境、資源・エネルギー、SDGs等
--

(3) 支援を行う事業の形態は、原則講義形式とし、実習だけを行うものは対象としない。ただし、講義内容の実践の一環として行う実習は1回に限り支援の対象とする。

3. 事業を実施する施設

福島市教育委員会が管理・運営する学習センターとするが、館長の判断によりその他の施設等でも実施可とする。

4. 支援の対象経費

支援の対象経費は、講師報償金等とし、予算の範囲内で支援する。

5. 支援の額等

(1) 講師報償金は1回6,800円(大学教授相当は11,600円)を標準とする。

(2) 支援の額は、1学習センターあたり3回程度とする。

6. 支援事業申請書の提出

(1) 支援事業の実施を希望する団体は、事業を実施する学習センターと協議の上、事業を企画・立案・実施するものとする。

(2) 支援事業の実施を希望する団体は、(1)の協議終了後、事業実施日の14日前までに、申請書(様式1)を学習センターに提出する。

7. 事業実施の決定

福島市教育委員会及び学習センターは、申請書の内容を審査し、事業の支援又は却下を決定したときは、学習センター館長名にて決定通知書(様式2)により申請団体に対し通知する。

8. 事業実施報告書の提出について

事業を実施した団体は、事業実施後14日以内に、「市民学習プラン」支援事業実施報告書(様式3)を提出するものとする。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
平成 19 年 4 月 1 日一部改正。
平成 20 年 4 月 1 日一部改正。
平成 24 年 4 月 1 日一部改正。
平成 26 年 4 月 1 日一部改正。
令和 4 年 4 月 1 日一部改正。

(様式1)

「市民学習プラン」支援事業申請書

年 月 日

福島市教育委員会

団 体 名 _____
 申請者住所 _____
 氏 名 _____

市民学習プラン支援事業を実施したいので、申請します。

事 業 名			
課 題 分 野			
実 施 期 日	年 月 日()	時 分	時 分
	年 月 日()	時 分	時 分
	年 月 日()	時 分	時 分
会 場			
募 集 人 数	人		
講 師	氏名		役職等
	氏名		役職等
	氏名		役職等
事業担当者氏名		連絡先 電 話	
具 体 的 な 事 業 内 容			
備 考			

実施要項や募集チラシの案があれば添付してください。なお、募集チラシには、「市民学習プラン」支援事業と表示してください。

上記の内容を「市民学習プラン」支援事業として承認してよいか伺います。

課長		補佐		係長		係員	
館長		主任		係員			

印は、記入しないでください。

(様式2)

第 号
年 月 日

住 所
氏名又は名称及び代表者氏名 様

福島市 学習センター館長 印

「市民学習プラン」支援事業決定通知書

年 月 日付けで申請のあった「市民学習プラン」支援事業申請書については、支援・却下の決定をしたので、次のとおり通知します。

事業名		課題分野	
実施期日	年 月 日 ()		
	年 月 日 ()		
	年 月 日 ()		
支援する額	円		

「市民学習プラン」支援事業実施報告書

年 月 日

福島市教育委員会

団体名 _____
申請者住所 _____
氏 名 _____

事業名				
実施期日	年 月 日()	時 分~	時 分	
	年 月 日()	時 分~	時 分	
	年 月 日()	時 分~	時 分	
参加者数	人	人	人	
会場				
講師	氏名		役職等	
	氏名		役職等	
	氏名		役職等	
実施担当者氏名		連絡先 電 話		
感想や、次年度への希望等何でも結構ですので記入してください。				

事業の内容が分かる資料を添付してください(当日資料等)。
事業実施後、14日以内に提出してください。

上記のとおり、実施報告がありました。

課長		補佐		係長		係員	
館長		主任		係員			

印は、記入しないでください。

福島市の生涯学習・社会教育

-第44集-

令和5年1月 発行
(初回 昭和54年6月 発行)

編集発行 福島市教育委員会生涯学習課
〒960-8601 福島市五老内町3-1
電話 535-1111 (代) 内線 5355
525-3783 (直通)
FAX 536-2128